

協議事項 別添資料目次

協議第79号	組織及び機構の取扱いについて (第1小委員会付託)	… p	1 ~	10
協議第80号	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて (第1小委員会付託)	… p	11 ~	14
協議第81号	各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の 取扱いについて (第1小委員会付託)	… p	15 ~	24
協議第82号	各種事務事業（保健事業関係その3）の取扱いについて (第2小委員会付託)	… p	25 ~	46
協議第83号	各種事務事業（病院・診療所関係その2）の取扱いにつ いて (第2小委員会付託)	… p	47 ~	48
協議第84号	各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて (第2小委員会付託)	… p	49 ~	50
協議第85号	各種事務事業（高齢者福祉関係その2）の取扱いにつ いて (第2小委員会付託)	… p	51 ~	52
協議第86号	各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて (第2小委員会付託)	… p	53 ~	56
協議第87号	各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて (第2小委員会付託)	… p	57 ~	60
協議第88号	各種事務事業（生涯学習関係その2）の取扱いについて (第2小委員会付託)	… p	61 ~	70
協議第89号	各種事務事業（文化・スポーツ関係その4）の取扱いに ついて (第2小委員会付託)	… p	71 ~	78
協議第90号	各種事務事業（文化・スポーツ関係その5）の取扱いに ついて (第2小委員会付託)	… p	79 ~	90

協議第91号	各種事務事業（学校教育関係その4）の取扱いについて （第2小委員会付託）	… p 91 ～ 98
協議第92号	各種事務事業（学校教育関係その5）の取扱いについて （第2小委員会付託）	… p 99 ～ 110
協議第93号	各種事務事業（農林関係その5）の取扱いについて （第3小委員会付託）	… p 111 ～ 112
協議第94号	各種事務事業（水産関係その2）の取扱いについて （第3小委員会付託）	… p 113 ～ 130
協議第95号	各種事務事業（建設関係その3）の取扱いについて （第3小委員会付託）	… p 131 ～ 135

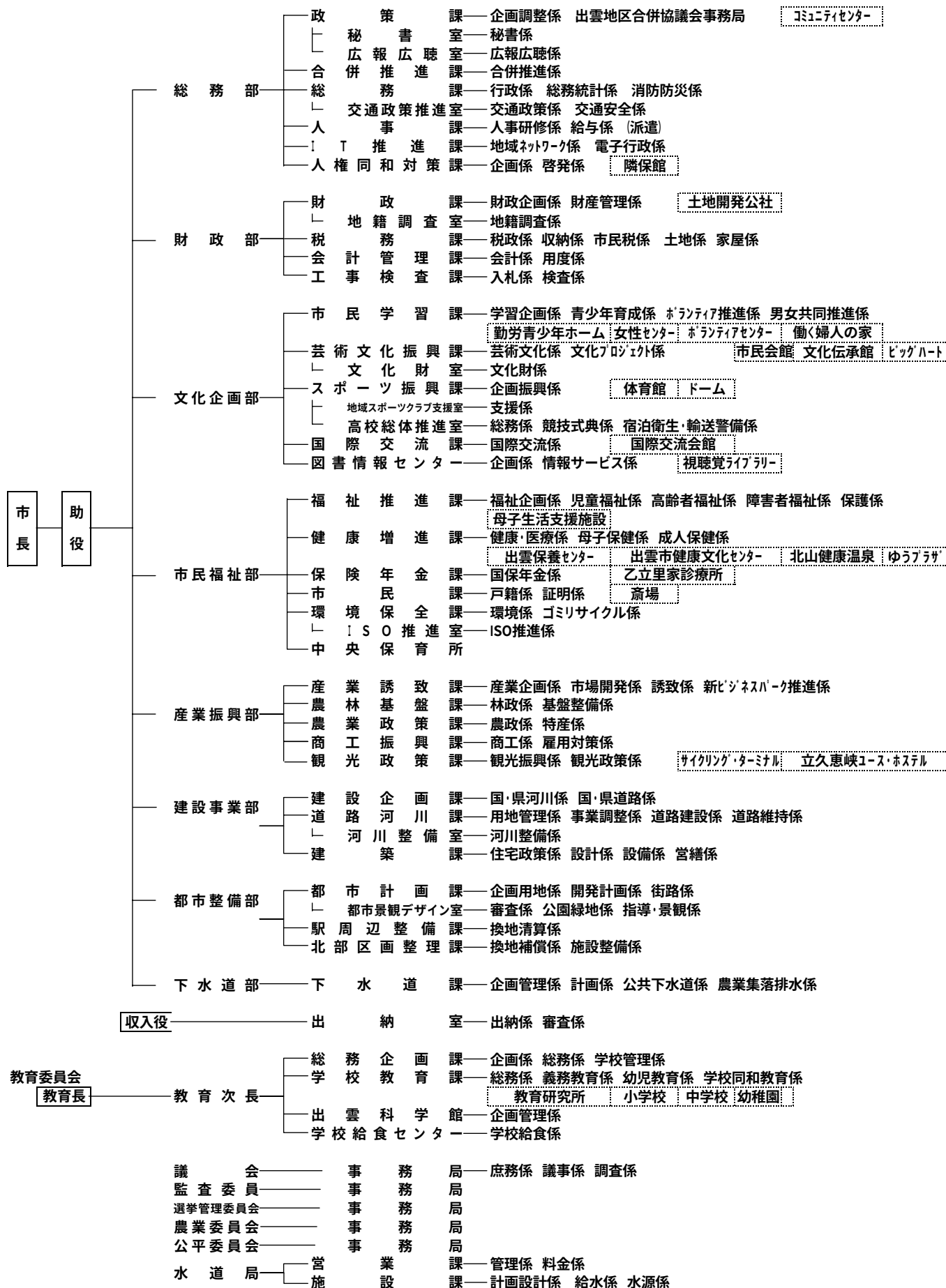
出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会組織人事分科会 №1

協議項目	組織及び機構の取扱いについて					協議細目	
	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	部・室等、支所
調整の方針							
新市における組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき構築する。							
現況							
・組織図について	別紙組織図のとおり	別紙組織図のとおり	別紙組織図のとおり	別紙組織図のとおり	別紙組織図のとおり	別紙組織図のとおり	別紙組織図のとおり
新市における組織・機構の基本方針							
1. 総括方針				3. 個別整備方針			
(1) 行財政改革を積極的に実施できる組織・機構 (2) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構 (3) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構 (4) 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 (5) 合併による財政効果を発揮できる、簡素で効率的な組織・機構 (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 (7) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構 (9) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構				(1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併後は2市5町の既存庁舎を有効活用する。 (2) 出雲市役所を本庁とし、平田市役所、斐川町役場、多伎町役場、湖陵町役場、佐田町役場及び大社町役場については支所とする。 (3) 本庁は、市全体に係る政策の推進、総合的な調整事務、管理事務、市全体として取り組む対外的な業務、各種行政委員会等及び職会の事務を所掌する。 (4) 支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、公民館等の運営、生活道路・下水道修繕など）を所掌する。また、新市が推進する21世紀出雲の国づくり計画の地域別整備方針に沿って、本庁と一体となって調整し、その実現を図る。 なお、旧出雲市の区域については、本庁に支所としての機能確保する。			
2. 段階的整備							
組織・機構の整備にあたっては、住民サービスを低下させない、事務事業の混乱・停滞を回避するため、次のとおり段階的に整備する。 (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織・機構をある程度活用する暫定的な組織・機構とする。 (2) 合併後、概ね3年を経過した時点において、適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。 (3) 合併10年経過後の支所は、基本的な機能は残しつつ、コミュニティ組織等を活用することにより、行政業務は縮減する。							

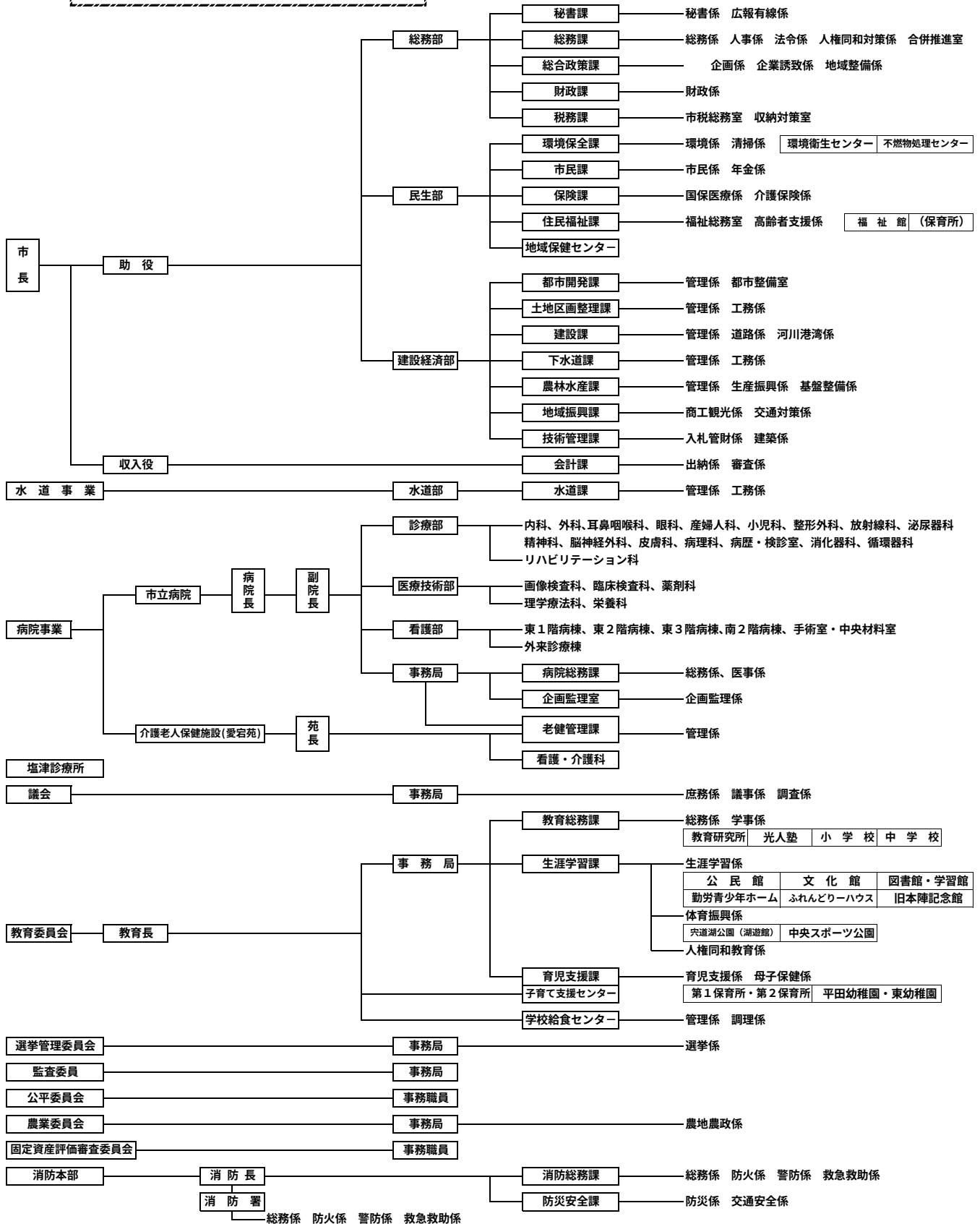
出雲市行政組織図

平成15年(2003)8月1日現在



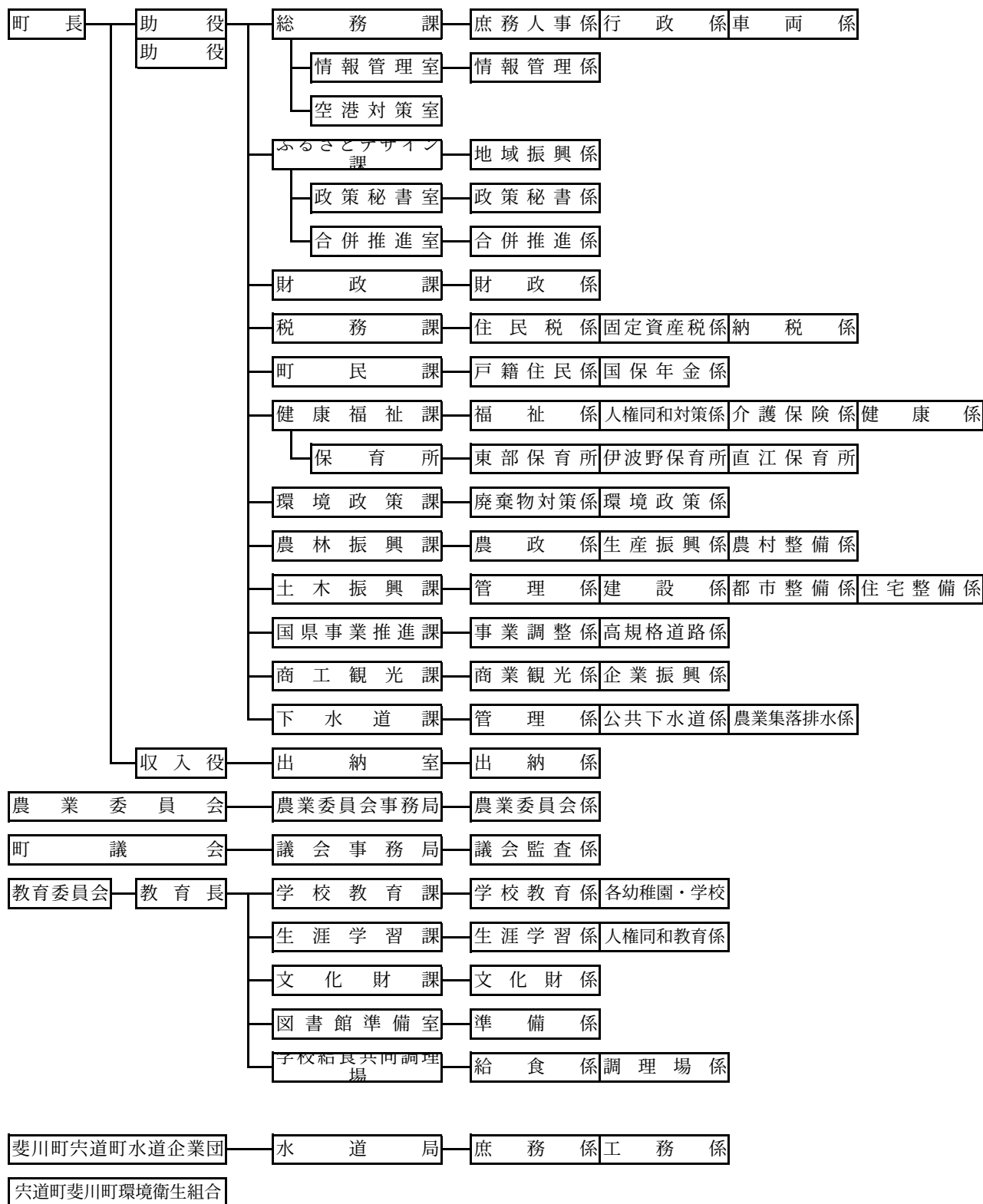
平田市行政機構図

(平成15年5月20日現在)

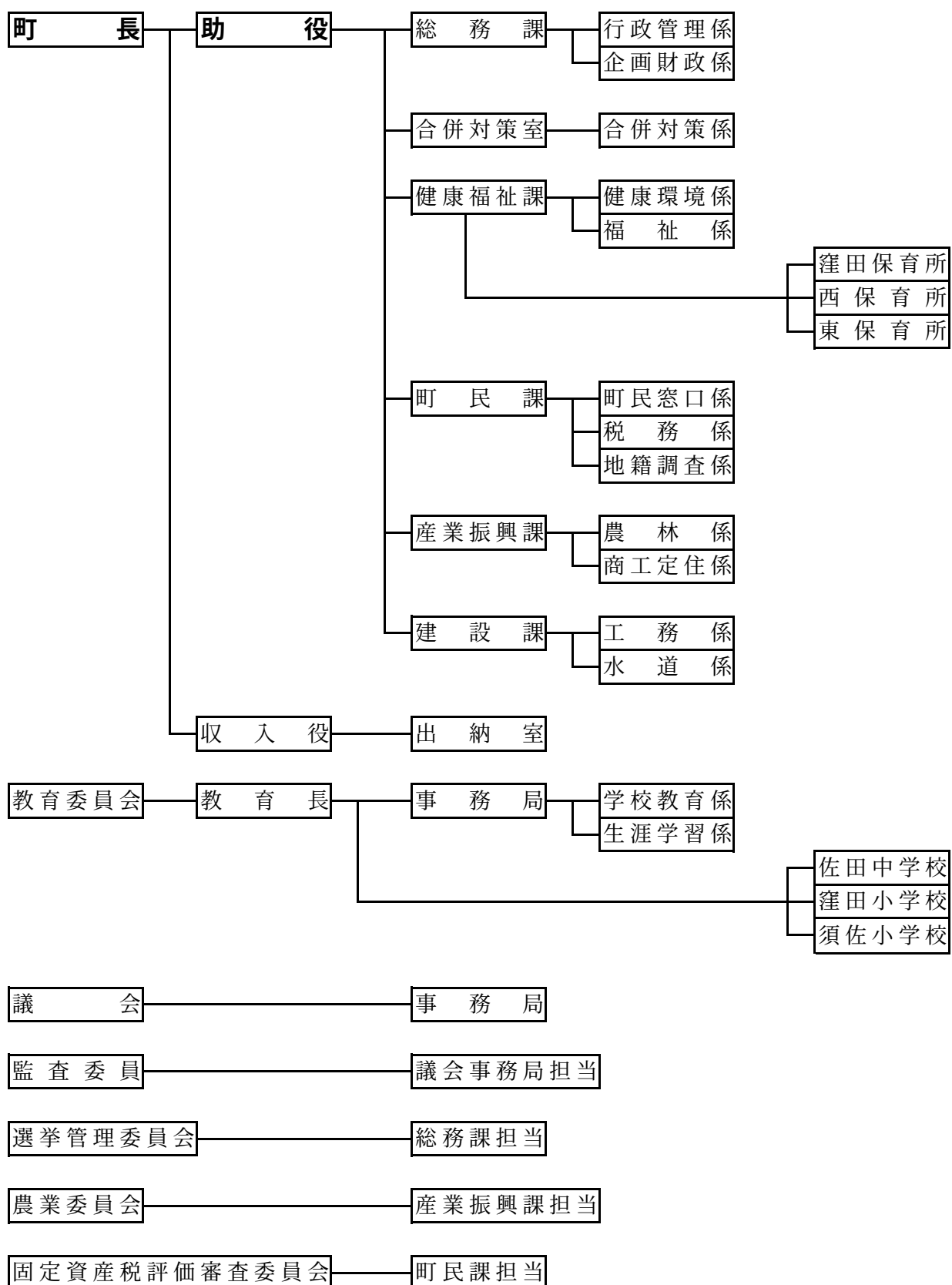


斐川町役場行政機構図

平成15年7月1日現在

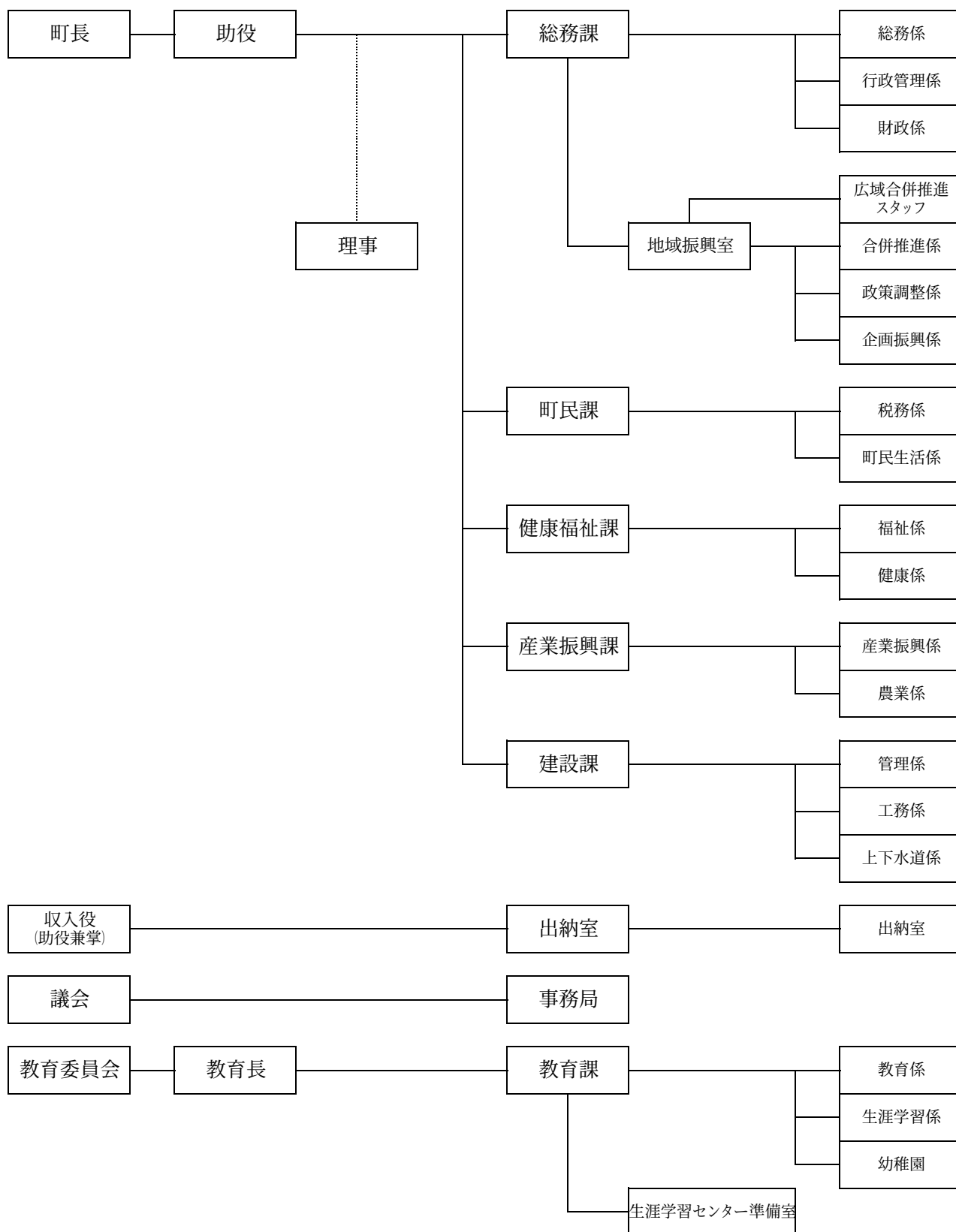


佐田町行政組織図

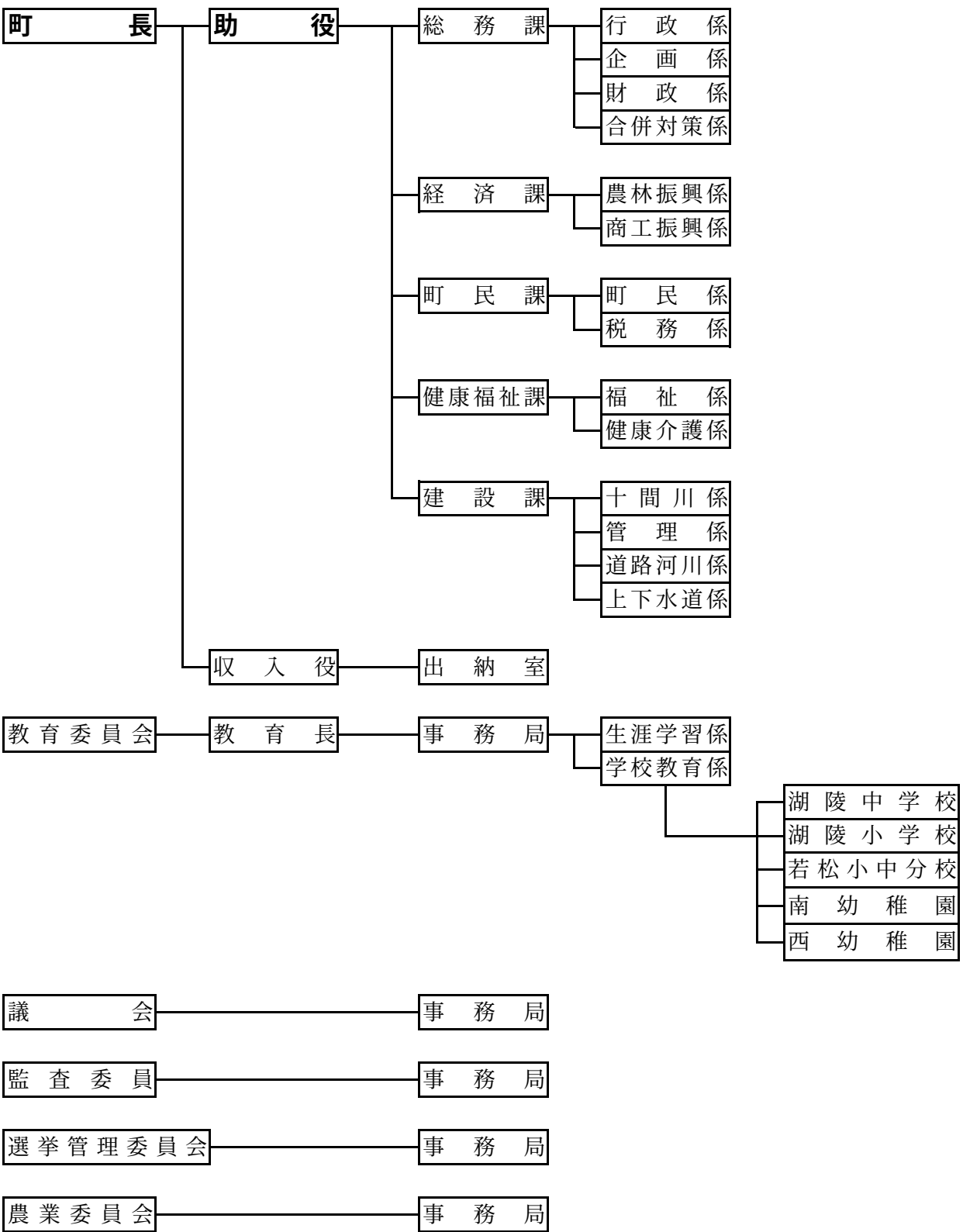


多伎町行政組織機構図

(平成15年8月1日現在)

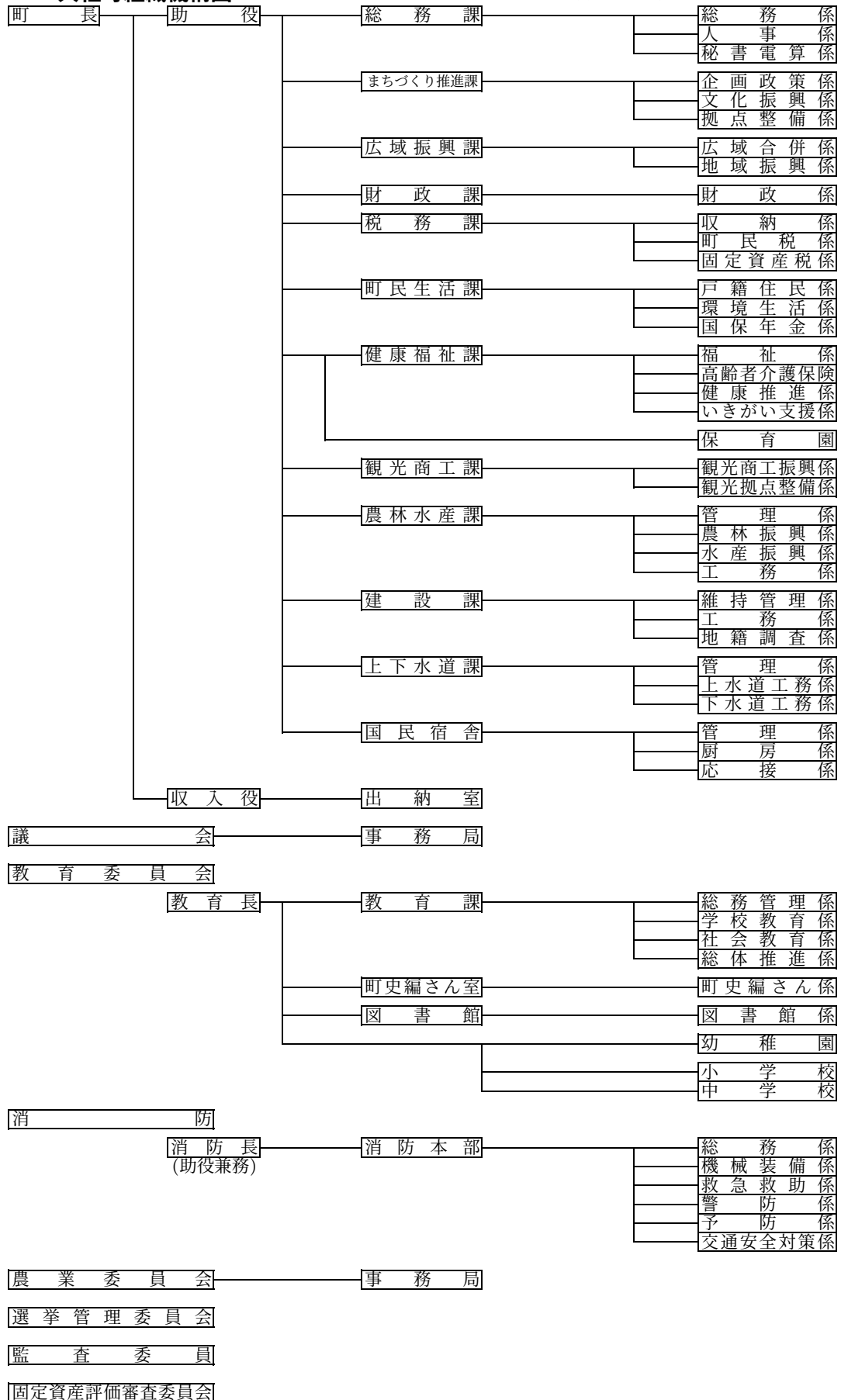


湖陵町行政組織図



大社町組織機構図

平成15年4月1日現在



先進市事例

■あきる野市

- (1) 現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。
- (3) 出先機関は、おおむね現行のまま存続する。
- (4) 新市の組織・機構の整備については「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- (5) 教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。

また付属機関については、原則として統合するものとし、独自に置かれている付属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。

なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

■篠山市

- (1) 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

■西東京市

新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。

また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。

- ① 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままのかたちで統合する。
- ② 平成13年4月からは、議会事務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。

<新市における組織・機構の整備方針>

- ア 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- イ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ウ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- エ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- オ 簡素で効率的な組織・機構

■さいたま市

新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- (1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- (2) 簡素で効率的な組織・機構
- (3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構
- (5) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- (6) 新たな行政課題を見据えた組織・機構

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて		協議細目		情報公開制度	
調整の方針		情報公開制度については、合併時に出雲市の例により統一する。					
		現況					
出雲市	平田市	斐川町	佐田町				
[条例制定] 出雲市情報公開条例（平成8年 7月 1日施行） [請求権者] (1)市内に住所を有する者 (2)市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 (3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4)市内に存する学校に在学する者 (5)実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 [実施機関] 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会 監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会 [対象となる情報] 実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、磁気テープ等から出力又は採録されたものであって、決裁、供覧等の手続きが終了し、実施機関が管理している公文書 [適用除外事項] 1. 個人情報 2. 事業活動情報 3. 犯罪予防、捜査等情報 4. 国等との協力関係情報 5. 意思形成過程情報 6. 行政執行情報 7. 合議制機関等関係情報 8. 法令秘情報 [救済制度] 情報公開審査会の設置	[条例制定] 平田市情報公開条例（平成11年4月1日施行） [請求権者] (1)市内に住所を有する者 (2)市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 (3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4)市内に存する学校に在学する者 (5)実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの [実施機関] 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会 監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 [対象となる情報] 職務上作成又は取得した文書、図面、写真、電磁的記録から出力又は採録されたもので、「決裁」、「供覧」等の手続きが終了し、実施機関が管理している公文書 [適用除外事項] 1. 個人情報 2. 事業活動情報 3. 犯罪予防、捜査等情報 4. 国等との協力関係情報 5. 意思形成過程情報 6. 行政執行情報 7. 合議制機関等関係情報 [救済制度] 平田市情報公開審査会の設置	[条例制定] 斐川町情報公開条例（平成13年 4月 1日施行） [請求権者] (1)町内に住所を有する者 (2)町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4)町内に存する学校に在学する者 (5)実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの [実施機関] 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員 農業委員会、固定資産評価審査委員会 [対象となる公文書] 職務上作成又は取得した文書、図面、写真、電磁的記録から出力又は採録されたもので、実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの [適用除外事項] 1. 法令等により公開できない情報 2. 個人情報 3. 法人その他の団体の情報又は事業を営む個人の情報 4. 犯罪予防、捜査等情報 5. 国等との協議、調査等情報 6. 行政執行情報 7. 合議制機関等関係情報 [救済制度] 斐川町情報公開審査会の設置	[条例制定] 佐田町情報公開条例（平成14年 4月 1日施行） [請求権者] (1)町内に住所を有する者 (2)町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 (3)町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4)町内に存する学校に在学する者 (5)実施機関が行う事務又は事業に直接利害関係を有する者 [実施機関] 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員 農業委員会、固定資産評価審査委員会 [対象となる情報] 実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録であって、決裁、供覧の続きが終了し、実施機関が管理している公文書 [適用除外事項] 1. 個人情報 2. 事業活動情報 3. 犯罪予防、捜査等情報 4. 国等との協力関係情報 5. 意思形成過程情報 6. 行政執行情報 7. 合議制機関等関係情報 8. 法令秘情報 [救済制度] 佐田町情報公開審査会の設置				

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 №1-2

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて	協議細目	情報公開制度
調整の方針	情報公開制度については、合併時に出雲市の例により統一する。		
現況		調整の具体的な内容	
多岐町	湖陵町	大社町	調整の具体的な内容
[条例制定] 情報公開条例は未制定	[条例制定] 情報公開条例は未制定	[条例制定] 大社町情報公開条例（平成12年10月1日施行） [請求権者] (1)町内に住所を有する者 (2)町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町内に通勤・通学する者 (4)実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 [実施機関] 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会 農業委員会、固定資産評価審査委員会 [対象となる情報] 職務上作成又は取得した文書、図面、写真、磁気テープ等で、「決裁」「供覧」等の手続きが終了し、実施機関が管理している公文書 [適用除外事項] 1. 個人情報 2. 事業活動情報 3. 国等との協力関係情報 4. 意思形成過程情報 5. 行政執行情報 [救済制度] 大社町情報公開審査会の設置	情報公開制度については、合併時に出雲市の例により統一する。 なお、出雲市において、合併時までに「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）」の主旨に沿った条例に改正する。

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 №2-1

協議項目		各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて		協議細目		個人情報保護制度	
調整の方針		個人情報保護制度については、合併時に出雲市の例により統一する。					
出雲市		現況		斐川町		佐田町	
[条例制定] 出雲市電子計算組織に係る個人情報保護条例 （昭和63年 2月 1日施行） [目的] 市が電子計算組織により処理する個人情報保護し、市民の基本的な人権を擁護する	[条例制定] 平田市電子計算組織に係る個人情報保護条例 （平成3年3月30日施行） [目的] 市が電子計算組織により処理する個人情報保護し、市民の基本的な人権を擁護する	[条例制定] 斐川町個人情報保護条例（平成4年3月1日施行） [目的] 個人情報の適正な管理と個人情報の閲覧請求との権利を保障することにより、住民の基本的な人権の擁護と公正で民主的な町政を実現する	[条例制定] 佐田町個人情報保護条例（平成14年4月1日施行） [目的] 実施機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会）が保有する個人情報の開示、訂正、削除を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利利益を保護し基本的人権を擁護する	[主な事項] ・個人情報の開示 ・秘密の保持 ・事故の防止 ・個人情報の処分 ・情報の収集、記録、提供の制限 ・結合（通信回線による有機的結合）の制限 ・記録項目等の公表（年1回以上） ・個人情報の開示、訂正、削除 ・個人情報保護対策審議会の設置 ・罰則 [該当業務] 36業務 （住民記録、国民年金、市県民税、図書管理、上下水道料金徴収、地籍管理、乳幼児医療、財務会計、福祉医療、就学事務管理など） [罰則] 個人的秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金 [今後の予定] 個人情報保護条例の制定を検討中	[主な事項] ・個人情報の開示 ・秘密の保持 ・事故の防止 ・情報の収集、記録、提供の制限 ・結合、提供の制限 ・記録項目等の公表 ・平田市個人情報保護対策審議会 [該当業務] なし [今後の予定] 個人情報保護条例制定予定	[主な事項] ・実施機関、特定事業機関、受託事業者、住民の責務 ・個人情報の管理規定、管理業務の登録 ・情報の収集、利用、提供の制限 ・情報の適正な維持管理 ・個人情報ファイル作成等の制限 ・個人情報の閲覧、訂正、削除、中止 ・個人情報保護審議会の設置 ・不服申し立て [該当業務] なし [今後の予定] 個人情報保護条例制定予定	[主な事項] ・実施機関、住民、特定事業機関、受託事業者の責務 ・個人情報の管理規則、管理業務の登録 ・情報の収集、利用、提供の制限 ・維持管理、事故の防止 ・個人情報の開示、訂正、削除、中止 ・個人情報保護審議会 ・異議申立 [適用除外] 統計法、統計報告調査法により集められた個人情報 [該当業務] 適用除外を除くすべての業務 [罰則] なし [今後の予定] なし

出雲地区合併協議会事務局

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 №2-2

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて			協議細目	個人情報保護制度
調整の方針	個人情報保護制度については、合併時に出雲市の例により統一する。				
現況		状況			調整の具体的内容
多岐町	湖陵町	大社町	個人情報保護制度については、合併時に 出雲市の例により統一する。 なお、出雲市において、合併時までに 「個人情報の保護に関する法律（平成15 年5月30日法律第57号）」及び「行政機 関の保有する個人情報の保護に関する 法律（平成15年5月30日法律第58 号）」の主旨に沿った条例に改正する。		
〔条例制定〕 多岐町電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例 （平成5年9月16日施行） 〔目的〕 町が電子計算組織により処理する個人情報保護し、 町民の個人の権利利益を保護し基本的人権を擁護する 〔主な事項〕 ・個人的秘密の保持 ・事故（情報の盗用、漏洩、改ざん、紛失その他）の防止 ・従事者の義務 ・収集、記録、外部提供、利用及び操作の制限 ・個人情報の開示、訂正、削除 ・公表 ・結合の禁止 ・個人情報保護委員会の設置 〔該当業務〕	〔条例制定〕 湖陵町個人情報保護条例 （平成6年9月21日施行） 〔目的〕 個人情報の適正な管理と個人情報の閲覧請求との権 利を保障することにより、住民の基本的人権の擁護と 公正で民主的な町政を実現する 〔主な事項〕 ・実施機関、特定事業機関、受託事業者、住民の責務 ・個人情報の管理規定、管理業務の登録 ・情報の収集、利用、提供の制限 ・情報の適正な維持管理 ・個人情報ファイル作成等の制限 ・個人情報の閲覧、訂正、削除、中止 ・個人情報保護審議会の設置 ・不服申し立て 〔該当業務〕	〔条例制定〕 大社町電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例 （平成8年4月1日施行） 〔目的〕 町が電子計算組織により処理する個人情報保護し、 町民の基本的人権を擁護する 〔主な事項〕 ・個人的秘密の保持 ・事故（情報の盗用、漏洩、改ざん、紛失その他）の防止 ・従事者の義務 ・収集、記録、外部提供、利用及び操作の制限 ・個人情報の開示、訂正、削除 ・公表 〔該当業務〕			
〔罰則〕 なし	〔罰則〕 なし	〔罰則〕 なし			
〔今後の予定〕 なし	〔今後の予定〕 なし	〔今後の予定〕 なし			

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 №3-1

協議項目		各種専断事業（地域コミュニティ・自治委員関係）の取扱いについて				協議細目		地域コミュニティ支援	
調整の方針		地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き育成及び支援を図る。 ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。 1. コミュニティ活動助成 自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり引き継ぎ、平成18年度から事業及び活動費助成制度を創設する。 2. 集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成 出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。							
項目		現況				況			
自治会・町内会上部団体 （自治協会等）		出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	
		自治協会連絡協議会 ・構成 市内16地区の自治協会	平田市自治会連合会 ・構成 市内11地区の自治協会		自治会長会		区長会 ・構成 町内10地区 ・区長業務内容 区運営、地区公民館等管理 町道保全清掃、海岸保全清掃 地域環境美化、河川浄化 防犯灯管理、子供会助成 消防団育成、社会体育振興 社会教育公民館活動 児童公園保全清掃 健康作り組織育成	町内会長連合会 五区長会	
町内会総数		1,470町内会	351町内会	287町内会	55町内会	29町内会	83町内会	155町内会	
世帯総数		28,592世帯	8,027世帯	7,373世帯	1,252世帯	1,307世帯	1,786世帯	4,978世帯	
うち町内会加入世帯		21,064世帯	7,298世帯	6,299世帯	1,197世帯	1,276世帯	1,773世帯	4,629世帯	
うち町内会非加入世帯		7,528世帯	729世帯	1,074世帯	55世帯	32世帯 （うち31世帯は特別養護老人ホーム入所者）	13世帯	349世帯	
1町内会最大世帯数		92世帯	93世帯	84世帯	51世帯	128世帯	60世帯	93世帯	
1町内会最小世帯数		2世帯	3世帯	4世帯	5世帯	2世帯	4世帯	5世帯	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 №3-2

協議項目	各種専務事業（地域コミュニティ・自治委員関係）の取扱いについて				協議細目	地域コミュニティ支援
調整の方針	地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き育成及び支援を図る。 ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。 1. コミュニティ活動助成 自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり引き継ぎ、平成18年度から事業及び活動費助成制度を創設する。 2. 集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成 出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。					
項目	現 況				調整方針	
	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町
コミュニティセンター	16地区（平成14年4月） ・管理運営：委託 出雲市コミュニティセンター 運営協議会 ・業務内容： ①各種助成事業の広報・とりまとめ・支援 ②地域コミュニティ育成事業の展開 ③地域各種団体等の事務事業サポート					
	無	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり
	有 内容：別紙資料のとおり	無	無	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり
	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	無 （各地区防犯協会対応）	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり
	有 内容：別紙資料のとおり	無	無	無	無	無
各種助成制度						
1. コミュニティ活動助成		有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	無
2. 集会所建設補助	有 内容：別紙資料のとおり	無	無	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	無
3. 防犯灯設置補助	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	無 （各地区防犯協会対応）	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり	有 内容：別紙資料のとおり
4. ふるさと広場造成費補助	有 内容：別紙資料のとおり	無	無	無	無	無

出雲地区合併協議会事務局

別紙資料

1. コミュニティ活動助成

市町名	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町
名称	平田市自治振興交付金 平田市地区自治会活動支援金	斐川町地域振興交付金	自治振興交付金	自治会活動支援事業補助金	湖陵町区活動推進事業費助成
開始年度	平成14年度	平成15年度	平成14年度	平成15年度	平成2年度
目的	【平田市自治振興交付金】 地域的な共同活動を行なう自治組織に対して自治振興交付金を交付する。 【平田市地区自治会活動支援金】 地区の公共的かつ公益的な地域活動を推進	住民自治の維持、発展に寄与するた め、地域的な拳動活動を行う自治会組 織に対して交付する。	町が自治会長及び自治会の役員を通 して行う広報や文書等の配布、事業や 募金等の取りまとめ、納税等に関する 納入通知書兼納入済み通知書の配布 など行政事務に要する経費の一部と して又、事務の円滑化並びに自治振興 のために交付する。	地域コミュニティの増進と環境整備、地 域福祉の増進に役立てるため、自治会が 地域を上げて取り組む自治会活動等に 要する経費として補助金を交付し、特色 ある自主的な地域づくりを支援する。	区の健全な振興発展を助長するため に、区が実施する地域活動及び各種事 業に対し助成する。
補助対象・要件	【平田市自治振興交付金】 町内会 【平田市地区自治会活動支援金】 自治会	①自治会の維持、発展に寄与する事業 ②集会施設の維持管理及び自治会内 の環境保線 ③伝統文化の継承 ④自治会住民の親睦 ⑤その他住民自治の維持、発展に寄与 する事業	①自治会 56自治会 ②自治会長 自治会代表者 ③世帯 自治会加入世帯	①生活環境を目的に行う活動・地域の 美観の維持向上に関すること。 ②地域住民の健康管理、健康増進に関 すること。 ③地域の活性化と地域コミュニティの 増進を目的に行うイベント活動に関 すること。 ④文化活動、学習活動。 ⑤その他地域コミュニティ向上に資す る事業活動。	●普通助成事業 ①区の組織運営に関する事業 ②区の公民館、集会所の管理に関する事業 ③道路、河川、海岸、公園等の環境保 全に関する事業 ④地域の環境美化に関する事業 ⑤交通安全、防火及び防災に関する事業 ⑥地域福祉の推進活動に関する事業 ⑦健康の保持、体力づくり活動に関す る事業 ⑧社会教育の推進、青少年の健全育成 に関する事業 ⑨生活改善に関する事業 ⑩行政の円滑な運営に関する事業 ●特別助成事業 ①町有防犯灯施設の更新に関する事業 ②その他、区の振興及び活性化事業に 関し、特に町長が認めた事業
補助金額	【平田市自治振興交付金】 普通交付金 3,000円×世帯数 特別交付金 集会所加算、共同作業加算 高齢者加算 【平田市地区自治会活動支援金】 均等割 150,000円 世帯割 100円×世帯数	均等割 1自治会 15,000円 世帯割 1,500円×世帯数	平均割 1自治会 2,000円 世帯割 800円×世帯数 (当該年度 の4月1日現在)	《上限額》 均等割 1自治会 30,000円 世帯割 3,000円×世帯数 (当該年度 の4月1日現在)	別添湖陵町区活動推進事業費助成金 算出根拠を参照
平成14年度実績	2,930,000円 28,792,000円	平成15年度予算額 15,000,千円	1,067,600円	平成15年度予算額 4,500,000円	5,201,000円
備考		平成15年度からの納税組合制度廃止 により設置 平成15年度及び16年度限定	平成14年4月1日で納税組合制度 を廃止したため、納税報奨金に変わる 制度として導入	平成15年度からの納税組合制度廃止 により設置 事業活動に対する補助 (上限額以内)	

別紙資料

2. 集会所建設補助

市町名	出雲市	佐田町	多伎町	湖陵町										
名称	集会所建設事業補助	自治会公民館の助成	共同利用施設整備事業補助	湖陵町地区公民館等建設事業補助										
開始年度	昭和55年度	昭和33年度	平成12年度	平成2年度										
目的	地域住民のコミュニティの形成を目的として、集会所の新築及び増改築・修繕を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付する。	自治会活動を促進するため、自治会が公民館を設置し、又は整備を行った場合における助成を行う。	地域住民の自主的な取組を支援し、地域コミュニティ活動の活性化や福祉の増進を図るため、集会所施設その他の共同利用施設の建設等を行う自治会又はこれに準ずる団体に対し予算の範囲内において補助金を交付する。	コミュニティの形成を通じ、自治意識の高揚を図り、地域社会の健全な発展に資することを目的として、区又は自治会が設置する公民館及び集会所の建設に要する経費に対して補助金を交付する。										
補助対象・要件	① 当該集会所を常時利用する住民の戸数が、20戸以上であること。 ② 補助対象経費が300万円以上であること。 ③ 集会所の修繕の場合は、建築後20年以上経過したものであること。	① 1自治会の関係者を有すること	1自治会1施設 ①自治会の構成世帯数相当の者が一同に会することが出来る集会所の新築 ②建築後20年以上経過した集会所施設の修繕 ③町補助金を受けたことのない集会所施設の増改築 ④自治会に必要なと認められる倉庫等の新築 ⑤一日平均10人以上又は通学生が5人以上乗車するバス停留所の新築（改築の場合は、建築後20年以上経過したもの）	区又は自治会が自己の責任において建設等を行う施設で、次に掲げるもの ①施設を新築する場合 ②施設として使用するため、既存の施設を購入する場合及び当該建築物を改築する場合 ③公民館及び集会所として使用している施設の増築及び改築を行う場合										
補助金額	●補助対象経費別補助金額一覧表 <table><tr><th>補助対象経費</th><th>補助金額</th></tr><tr><td>300万円以上400万円未満</td><td>90万円</td></tr><tr><td>400万円以上600万円未満</td><td>120万円</td></tr><tr><td>600万円以上800万円未満</td><td>160万円</td></tr><tr><td>800万円以上</td><td>200万円</td></tr></table>	補助対象経費	補助金額	300万円以上400万円未満	90万円	400万円以上600万円未満	120万円	600万円以上800万円未満	160万円	800万円以上	200万円	①事業費の4分の1以内 助成範囲12万5千円以上100万円以下 同時に他の機関から助成を受ける場合はその助成額を差し引いた額とする	①補助基準額 (自治会世帯数×3.2×121,000円)×4/10 ②補助基準額〈限度額200万円〉 (修繕に要する工事費)×4/10 ③補助基準額 (自治会世帯数×130,000円)×4/10 ④補助基準額 (自治会世帯数×65,000円)×4/10 ⑤補助基準額〈限度額20万円〉 (待合所面積×65,000円)×4/10	●新築（購入） 区が建設する場合〈限度額800万円〉 必要経費の1/3以内 自治会が建設する場合〈限度額400万円〉 必要経費の1/4以内 ●増築、改築 区が増築等をする場合〈限度額300万円〉 (必要経費－構成世帯数×1万円)×1/3 自治会が増築等をする場合〈限度額100万円〉 (必要経費－構成世帯数×1万5千円)×1/4
補助対象経費	補助金額													
300万円以上400万円未満	90万円													
400万円以上600万円未満	120万円													
600万円以上800万円未満	160万円													
800万円以上	200万円													
平成14年度実績	交付先 なし 補助総額 0円	0円	補助総額 473,000円	1件 補助金総額 1,205,000円										
備考														

別紙資料

3. 防犯灯設置補助

市町名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	大社町
名称	防犯灯設置補助	防犯灯設置助成金	防犯灯設置助成金		防犯灯設置事業補助
開始年度		昭和63年度	平成7年		昭和47年
目的	子どもたちの通学路及び住民の生活道路において、夜間における安全性の確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため、公共用地等に防犯灯を設置する。	交通事故防止及び青少年の非行防止、通学路における安全を図るため、地区又は町内会が防犯灯を設置する際の工事費に対し、助成金を交付する。	夜間の犯罪防止と通学の安全を期すことを目的として防犯灯を設置する	自治会等が夜間における安全性の確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため設置した子どもたちの通学路及び住民の生活道路の防犯灯の修繕管理を行う。	防犯灯を設置することにより、犯罪の防止及び交通事故等の防止を図る。
補助対象・要件	①市が設置する防犯灯 設置場所は小学校、中学校の通学路とし、概ね10メートル以内に街路灯、家及び公衆電話等の照明設備がなく、防犯上必要な場所とする。電気代等維持管理は地区自治協会等が行い、灯具の取替費は市が支払うものとする。 ②町内会等が設置する防犯灯 子どもたちの通学路及び住民の生活道路において設置する場合、経費の一部を補助する。維持管理は町内会等が行うこととする。	設置場所は、市道、県道、国道、通学路及び公共用地などとし、防犯灯設置後の維持、管理に要する経費は、地区又は町内会の負担とする。	①設置場所は町民が通行する場所で町長が必要と認める場所 ②1基に1灯とし、規格については20ワット蛍光灯で自動点滅機付であること ③既存の防犯灯及び街路灯との間隔が50メートル以内であること ④設置後の維持管理費は設置者で負担すること	①自治会等が設置する防犯灯の電気代等維持管理は自治会等が行い、灯具等の取替費等は町が支払うものとする。 (場所の移動・大幅な修繕に関しては、町及び自治会等が必要性等を検討の上行う。)	町内会が、防犯灯を設置するにあたり、その要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金額	設置費補助 設置費の2分の1 上限額 ・既設の柱の場合 1万5千円 ・新設の柱の場合 3万円	1灯につき2万円以内とする全額助成	①新設住への設置 22,000円/灯 ②既設柱への設置 12,000円/灯	灯具等修繕に係る必要経費	設置費補助 設置費の2分の1 上限額 1万円
平成14年度実績	141灯 補助総額 2,221,000円	30灯 助成総額 600,000円	22灯 助成総額 324,000円	394,000円	12灯 補助金額 118,425円
備考					

別紙資料

4. ふるさと広場造成費補助

市町名	出雲市	
名称	ふるさと広場造成費補助	
開始年度	平成12年	
目的	ふるさと広場において、子どもから高齢者にいたる住民が健康増進やスポーツ等の交流活動を通して、地域コミュニティを育成することを目的として助成金を交付する。	
補助対象・要件	①ふるさと広場の定義・・・1,000平方メートル程度の農地（田、畑、果樹園等）、空き地（宅地、雑種地）、または原野を活用して造成する広場 ②助成の対象・・・地区自治協会、地区体育協会、町内会等	
補助金額	広場の整備にかかる盛土、法面、側溝等の造成経費で上限300万円	
平成14年度実績	交付先 1町内会	補助総額 3,000,000円
備考	広場の維持管理を10年間行わなければならない。	

別添

湖陵町区活動推進事業費助成金算出根拠

算定事業	算定項目	基準単価	備考
区運営事業	均等割	38,000 円	
	世帯割	400 円	
公民館等管理事業	均等割	6,500 円	
	世帯割	45 円	
町道保全清掃事業	世帯割	60 円	
	延長割	2 円	
海岸保全清掃割	世帯割	55 円	
	延長割	26 円	
地域環境美化事業	均等割	5,000 円	
	世帯割	50 円	
	危険物置場	2,500 円	1ヶ所当たり
	古紙回収ステーション	5,000 円	1ヶ所当たり
	専用借地料代	2,000 円	
河川浄化事業	面積割	20 円	
防犯灯管理事業	電気料（区有）	3,108 円	1基当たり
	保守料（区有）	300 円	1基当たり
	保守料（町有）	300 円	1基当たり
子供会育成事業	人員割	200 円	
社会体育振興事業	チーム割	8,000 円	
	世帯割	50 円	
社会教育公民館活動事業	施設割	4,500 円	
	世帯割	50 円	
児童公園保全清掃事業	均等割	10,000 円	
消防団育成事業	団員割	2,000 円	
健康づくり組織育成事業	世帯割	20 円	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 №4-1

協議項目	各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて		協議細目	行政連絡員制度
調整の方針	自治委員、町内会長及び湖陵町の区長については、各市町の現行制度を引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。			
現況				
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	
〔自治委員〕 身分：任期1年（再任可）市長が委嘱 人数：1,470人 設置単位：1町内会に1人 職務内容 1. 市からの送付文書の配布、回覧 2. 災害時のり災世帯の報告 3. 納税組合長などの推薦報告など 報酬 ・均等割 3,000 円 ・世帯割 500 円×世帯数	〔町内会長等〕 身分：市長による委嘱はしていない。 人数：351人 設置単位：1町内会 or 自治会に1人 職務内容 1. 連絡調整：市行政事務の周知又は取りまとめ 2. 広報紙配付：広報紙その他諸通知書の配付、送達、回覧等 3. 調査協力：市の各機関の調査、物品の配付等の協力 4. 事業協力：各種委員の推薦、美化活動への参加など 行政協力業務委託金（年額） ・連絡調整1組織 12,000 円 ・広報紙配布1世帯 1,200 円 ・調査協力1世帯 200 円 ・事業協力1世帯 500 円 平田市行政協力業務委託 自治組織に対して連絡調整、広報紙の配布等に関する業務を委託することにより、市と自治組織が連携を図り、市政の発展に資することを目的とする。 （市が自治委員を任命、委嘱するような制度はなく、市と自治組織との業務委託契約。直接自治委員と契約するものではない。）	〔自治委員〕 身分：任期1年町長が委嘱 人数：287人 設置単位：1自治会に1人 職務内容 1. 町行政事務の周知、取りまとめ 2. 町が行う調査等への協力 3. 広報紙等の配布及び回覧など 報酬 ・均等割 13,230 円 ・世帯割 約 1,400 円/戸	〔自治委員〕 身分：任期1年町長が委嘱 人数：自治会長 55人 自治委員（保健部長・産業部長）各55人 設置単位：1自治会に自治会長 1人 自治委員（保健部長・産業部長）各1人 職務内容 1. 広報誌や各行政機関からのチラシ、文書の配布 2. 事業や募金等の取りまとめ 3. 納税等に関する納入通知書兼納入済み通知書の配布 報酬 自治会長 13,000 円 ・戸数割 1,200 円（1戸当り） 保健部長・産業部長 年報酬 9,200 円	

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会総務分科会 №4-2

協議項目	各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて		協議細目	行政連絡員制度
調整の方針	自治委員、町内会長及び湖陵町の区長については、各市町の現行制度を引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。			
現況				
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容	
〔自治委員〕 身分：任期1年非常勤の特別職の職員として位置づけ 人数：29人 設置単位：1自治会に1人 職務内容 1. 地域共同体として地域住民の生活上推進 2. 行政と町民との間の相互連絡・調整 3. 町からの送付文書の配布・回覧 4. 地区コミュニティセンターの管理など 報酬 平等割：40世帯以上16,300円、40世帯未満12,500円 世帯割：1,270円×世帯数	〔自治委員〕 身分：任期1年町長が委嘱 人数：83人 設置単位：1自治会に1人 職務内容 1. 町からの広報誌、文書等の配布 報酬 均等割：13,500円 世帯割：830円×世帯数 〔区長〕 身分：任期2年町長が委嘱 人数：10人 設置単位：町内10地区に各1名 職務内容 1. 町行政事務の周知、取りまとめ 2. 町への要望等の取りまとめ 3. 区行事の調整、取りまとめ 4. その他町行政への協力 〔区内の自治委員の取りまとめの他、各区独自で各種委員を選任している〕 報酬 均等割：68,000円 世帯割：610円×世帯数	〔自治委員〕 身分：市長による委嘱はしていない。 人数：155人 設置単位：1町内会に1人 職務内容 1. 広報・週報・各行政機関からの文書等の配布・回覧 2. 各種要望や募金等の取りまとめ 3. 町政運営に係る調整及び協議 4. その他町行政の円滑な推進を図るため必要な事項など 報酬 ・事務連絡嘱託員委託料 均等割：8,000円 世帯割：480円 ・報酬費は町内会連合会の役員のみ141千円以内	自治委員、町内会長及び湖陵町の区長については、各市町の現行制度を引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №1

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」		協議細目		健康増進施設事業	
調整の方針		調整の具体的内容「欄のとおり」					
現況						調整の具体的内容	
1 健康増進施設事業（出雲市のみ）						1 健康増進施設事業	
[出雲ゆうプラザ] ①所在地 出雲市西新町1丁目2547・2 ②敷地面積 11,500㎡ ③構造 鉄筋コンクリート造一部鉄筋2階建て ④管理運営 専門地区社会福祉協議会に委託 ⑤職員 館長:1 事務:2 指導員:4 フロント:2 ⑥休館日 毎週木曜日(10月～3月)・年末年始・2月 ⑦送迎バスあり ⑧開設日 平成10年7月25日						[北山健康温泉] ①所在地 出雲市西林木町61・1 ②敷地面積 5,000㎡ ③構造 鉄筋コンクリート造平屋建て ④管理運営 北山健康温泉運営委員会及びシルバー人材センターに委託 ⑤職員 支配人:1人 北山健康温泉運営委員会雇用 受付等:昼3人、夜4人 (シルバー人材センター派遣) ⑥休館日 毎週水曜日 ⑦送迎バスあり ⑧開設日 平成11年4月30日	
利用料金						利用料金	
通常利用	一般	800円	利用料金	回数券	回数券		
	一般(子同伴)	600円	左記金額の半額	11枚綴り	11枚綴り		
	一般(シルバー同伴)	600円		浴場	60歳以上	1人1回 300円	
	シルバー	600円		一般	一般	500円 5000円	
夏季利用	小中高生	400円		小中学生	小中学生	300円 3000円	
	3歳以上就学前	300円		3歳以上就学前	3歳以上就学前	200円 2000円	
	一般	1,000円		会議室	1時間につき	500円 冷暖房料	
	一般(子同伴)	800円		和室	300円	150円/h	
イブニング利用	一般(シルバー同伴)	800円		浴場	60歳以上	1人1回 300円	
	一般	600円		一般	一般	500円 5000円	
	シルバー	500円		小中学生	小中学生	300円 3000円	
	小中高生	300円		3歳以上就学前	3歳以上就学前	200円 2000円	
団体利用	3歳以上就学前	無料		会議室	1時間につき	500円 冷暖房料	
	一般	700円		和室	300円	150円/h	
	シルバー	500円		浴場	60歳以上	1人1回 300円	
	小中高生	300円		一般	一般	500円 5000円	
回数券	3歳以上就学前	200円		小中学生	小中学生	300円 3000円	
	一般	8,000円		3歳以上就学前	3歳以上就学前	200円 2000円	
	シルバー	6,000円		会議室	1時間につき	500円 冷暖房料	
	小中高生	4,000円		和室	300円	150円/h	
会費	3歳以上就学前	2,000円		浴場	60歳以上	1人1回 300円	
	一般	20,000円		一般	一般	500円 5000円	
	シルバー	12,000円		小中学生	小中学生	300円 3000円	
	小中高生	9,000円		3歳以上就学前	3歳以上就学前	200円 2000円	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №3-1

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」				協議細目		成人保健事業	
調整の方針		調整の具体的内容「欄のとおり」							
現況									
出雲市	平市	田市	斐川町	佐田町	町	田	町		
2 基本健康診査 [期間] 7月～9月 [場所] 市内委託医療機関（73・内6眼科） [対象] 職場等で健診を受ける機会のない40歳以上の市民 [内容] 老健法保健事業実施要領と一致。 但し、選択は眼底のみ [実施方法] 出雲医師会・出雲勤労者健康管理協会に委託 [委託料] 必須：9,730円・選択：560円 （眼科実施1,120円） [受診者負担金] 1,500円 国保加入者1,000円 65歳以上無料 [通知方法] 週報、ポスター、JA放送、65歳以上個人通知 国保加入者40歳から64歳には、葉書通知。 [結果通知] 受診医療機関で説明。 但し、1ヶ月以上来診しない場合は、市から通知。	2 基本健康診査 [期間] 9月～10月 [場所] 市内委託医療機関 [対象] 職場等で健診を受ける機会のない40歳以上の市民、 [内容] 老健法保健事業実施要領と一致。（選択は眼底検査） [実施方法] 市内医療機関に委託 [委託料] 10,216円（眼底1,176円） [受診者負担] 2,000円 70歳以上無料 生活保護世帯、市民税非課税の世帯の人は無料 [通知方法] 広報、チラシ、有線放送 [結果通知] 受診医療機関で説明 [その他] 総合ドックの項目にもあり	2 基本健康診査 （個別健診） [期間] 6月・8月（6日間） [場所] 町内の地区公民館等（8会場） [対象] 職場等で健診を受ける機会のない20歳以上の町民 [内容] 老健法項目、選択はHbA1c [実施方法] 環境保健公社・厚生連へ委託 [委託料] 公社7,875円・HbA1cは840円 厚生連7,980円・HbA1c840円（いずれも税込） [受診者負担] 1,000円（70歳以上無料） [通知方法] 個人通知、広報、有線放送、 [結果通知] 自治会別健康相談にて個別説明 精検者には訪問、一部郵送 （その他） 年度末に各種健診対象者該当者調査を実施 それに基づき個人通知配付 人間ドックは町民課担当	2 基本健康診査 （個別健診） [期間] 9月～10月 [場所] 町内医療機関 [対象] 職場等で健診を受ける機会のない40歳以上の町民 30・35歳節目検診（胸部レントゲン対象） [内容] 老健法保健事業実施要領と一致。但し、選択は心電図、眼底、貧血、HbA1c [実施方法] 町内医療機関に委託 [委託料] 必須：6,310円・選択：4,493円 [受診者負担] 1000円（70歳以上無料） [通知方法] 個人通知、広報、ポスター、有線放送、広報車 [結果通知] 受診医療機関で説明	2 基本健康診査 （個別健診） [期間] 8～10月 [場所] 町内医療機関、出雲市内医療機関 [対象] 70歳以上の希望者 [内容] 老健法保健事業実施要領に基づく [実施方法] 町内医療機関、出雲市内医療機関に委託 [委託料] 9,730円（眼底1,120円） [受診者負担] 無料 [通知方法] 個人通知、広報、有線放送 [結果通知] 受診医療機関で説明	2 基本健康診査 （個別健診） [期間] 6月（8日間） [場所] 町内の地区公民館等（9会場） [対象] 職場等で健診を受ける機会のない20歳以上の町民 [内容] 老健法項目、選択はHbA1c [実施方法] 環境保健公社・厚生連へ委託 [委託料] 公社7,875円・HbA1cは840円 厚生連7,980円・HbA1c840円（いずれも税込） [受診者負担] 600円（70歳以上無料） [通知方法] 保健部長経由で個人通知、広報、有線放送、 [結果通知] 自治会別健康相談にて個別説明 精検者には訪問 一部郵送				

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い[保健事業関係その3]	協議細目	成人保健事業
調整の方針	調整の具体的内容[欄のとおり]		
調整の具体的内容	現況		
	多岐	大社	町
2 基本健康診査 〔個別健診〕 〔期間〕 8～10月 〔場所〕 町内医療機関、出雲市内医療機関 大田市内医療機関 〔対象〕 70歳以上の者 〔内容〕 老健法保健事業実施要領に基づく 〔実施方法〕 町内医療機関、出雲市内医療機関、大田市内医療機関へ委託 〔委託料〕 9,730円(眼底 1,120円) 〔受診者負担〕 無料 〔通知方法〕 個人通知、広報、無線放送 〔結果通知〕 受診医療機関で説明	2 基本健康診査 〔個別健診〕 〔期間〕 9～10月 〔場所〕 町内医療機関、出雲市内医療機関 〔対象〕 70歳以上の町民 〔内容〕 老健法保健事業実施要領に基づく 〔実施方法〕 町内医療機関、出雲市内医療機関へ委託 〔委託料〕 9,730円 選択 560円(眼科 1,120円) 〔受診者負担〕 無料 〔通知方法〕 個人通知、広報、有線放送 〔結果通知〕 受診医療機関で説明	2 基本健康診査 〔個別健診〕 〔期間〕 8月～10月 〔場所〕 大社町・出雲市内委託医療機関(58・内7眼科) 〔対象〕 職場等で健診を受ける機会のない40歳以上の市民 〔内容〕 老健法保健事業実施要領と一致。 但し、選択は眼底のみ 〔実施方法〕 出雲医師会・出雲勤労者健康管理協会に委託 〔委託料〕 必須:9,730円・選択:560円 (眼科実施1,120円) 〔受診者負担金〕 1,000円 国保加入者 無料 〔通知方法〕 週報、ポスター、有線、60歳以上個人通知 〔結果通知〕 受診医療機関で説明。但し、再診しない場合は、町から通知。	2 基本健康診査 〔個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、18歳以上の者を対象に実施する。なお、選択項目については、眼底検査のみとする。〕 基本健康診査負担金については、医療機関への委託料の1割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。 〔個別健診〕 集団健診それぞれの委託料については、新市において統一する。
「	〔集団健診〕 〔期間〕 7月 〔場所〕 全地区4ヶ所 〔対象〕 職場等で健診を受ける機会のない16～69歳の町民 〔内容〕 老健法保健事業実施要領と一致 〔実施方法〕 島根県環境保健公社へ委託 〔委託料〕 8,715円(眼底、HbA1c 全員実施) 〔受診者負担金〕 無料 〔通知方法〕 個人通知、広報、無線 〔結果通知〕 健診事後健康相談を実施。 精検者には訪問、一部郵送	〔集団健診〕 〔期間〕 6月、7月、10月 〔対象地区〕 日御碕、棚鷲地区、JA生産者 〔対象〕 職場等で健診を受ける機会のない40歳以上の市民 〔内容〕 老健法保健事業実施要領と一致。 但し、選択は眼底のみ 〔実施方法〕 島根県環境保健公社 厚生連へ委託 〔委託料〕 8,715円(眼底、HbA1c 全員実施) 〔受診者負担金〕 1,000円 国保加入者 無料 〔通知方法〕 週報、ポスター、有線、60歳以上個人通知 〔結果通知〕 健診事後健康相談を実施。 〔その他〕 受診者負担金は、受診当日医療機関の窓口で支払う。 (胃・子宮集団検診以外全ての検診に共通) 生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は、無料。	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №4-1-1

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」		協議細目		成人保健事業	
調整の方針				調整の具体的内容「欄のとおり」			
現況				現況			
出雲市	平田市	田市	斐川町	佐田町	田町		
3 肝炎ウイルス検査 [実施] 基本健康診査と同時実施 [対象] 節目・節目外・要指導者 [内容] 問診、血液検査 [委託料] 節目・節目 C型+B型 3549 円・C型 3150 円・B型 1869 円 要指導者 C型+B型 4526 円・C型 4127 円・B型 2846 円 [受診者負担金] C型+B型 1200 円 C型 1100 円 B型 600 円 [通知方法] 基本健診と同じ [結果通知] 同上 [その他] 受診者負担金は、受診当日医療機関の窓口で支払う。 (人間ドック、胃・子宮集団検診以外全ての検診に共通) 生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は、無料。	3 肝炎ウイルス検査 [実施] 基本健診と同時実施 (30歳代については肝炎検診単独) [対象] 節目・要指導者等医師の判断 30歳～39歳の感染の不安があり希望する者 [内容] 問診、血液検査(B型+C型のみ) [委託料] 30歳～39歳 6,436 円 40歳～69歳 3,685 円 [受診者負担] 30歳～39歳 1,200 円 40歳～69歳 700 円 70歳以上 無料 [通知方法] 基本健診と同じ [結果通知] 同上 [その他] 生活保護世帯、市民税非課税の世帯の人は無料 (30歳～39歳は対象外) 総合ドックの項目にもあり	3 肝炎ウイルス検査 [実施] 基本健診と同時実施 [対象] 節目・医師の判断 [内容] 問診、血液検査 [委託料] 5,229 円(B C抗体・抗原)11,791 円(RNA 含む) [受診者負担] なし(基本の1,000 円のみ) [通知方法] 基本健診と同じ [結果通知] 同上	3 肝炎ウイルス検査 [実施] 基本健診と同時実施 [対象] 節目・要指導 [内容] 問診、血液検査 [委託料] 集団基本健診C+B型 2625 円 [受診者負担] 無料 [通知方法] 個別通知(基本健診と同じ) [結果通知] 同上				

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №4-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い[保健事業関係その3]				協 議 細 目		成人保健事業
調 整 の 方 針		[調整の具体的内容]欄のとおり						
現 況								
多	岐	町	湖	陵	町	大	社	町
3 肝炎ウイルス検査 [実施] 基本健康診査と同時 [対象] 節目・要指導者 [内容] 問診、血液検査 [委託料] 集団検診 C型＋B型 2,760 円		3 肝炎ウイルス検査 [実施] 基本健診と同時実施 [対象] 節目・要指導者 [内容] 問診、血液検査 [委託料] 集団基本健診 C＋B型 2625 円		3 肝炎ウイルス検査[個別、集団] [実施] 基本健康診査と同時 [対象] 節目・節目外・要指導者 [内容] 問診、血液検査 [委託料] 節目・節目外 C型＋B型 3549 円・C型 3150 円・B型 1869 円 要指導者 C型＋B型 4526 円・C型 4127 円・B型 2846 円 集団検診 C型＋B型 2625 円 [受診者負担金] C型＋B型 1200 円・C型 1100 円・B型 600 円 [通知方法] 基本健診と同じ[結果通知] 同上		3 肝炎ウイルス検査 40歳以上については、個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢及び検査結果を踏まえた要指導の者を対象に、B＋C型、B型、C型の選択形式により実施する。 39歳以下の者については、出雲健康福祉センターにおいてC型のみを実施する。 肝炎ウイルス検査負担金については、無料とする。 委託料については、新市において統一する。		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №5-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」				成人保健事業	
調 整 の 方 針		調整の具体的内容「欄のとおり」					
現 況							
出	雲 市	平 市	斐 川 町	佐 田 町			
4 骨粗しょう症検診 [期間] 不定期 [場所] イベント会場 [対象] イベント参加の市民 500 人 [内容] 骨密度測定、結果説明 [実施方法] 国保連合会から測定機を借用 [受診者負担金] 無料 [申込] 会場で直接 [周知方法] 週報、JA放送、チラシ配布 [結果通知] 会場で個別に説明	4 骨粗しょう症検診 [期間] 年1回 [場所] イベント会場 [対象] 女30～69歳・女性 [内容] 骨密度測定、結果説明 [実施方法] 環境保健公社委託 [委託料] 3,150円 [受診者負担] 600円 [申込] 会場にて直接 [結果通知] 後日個人通知 [その他] 総合ドックの項目にもあり	4 骨粗しょう症検診 未実施	4 骨粗しょう症検診 未実施	4 骨粗しょう症検診 [期間] 年1回（子宮・乳がんに併せて実施） [場所] 上記検診場所 [対象] 30歳以上 [内容] 骨密度測定、結果説明 [実施方法] 環境保健公社へ委託 [委託料] 3,150 円 [受診者負担] 500 円（国保、70 歳以上無料） [申込] 当日 [結果通知] 個別に郵送 ・精検については出雲市内整形外科に個別に受診			
5 歯周疾患検診 [期間] 1月から2月 [場所] 歯科医療機関 31 箇所 [対象] 40 歳と 50 歳の市民 [内容] 問診、歯及び歯周組織等口腔内状況検査 [実施方法] 市内歯科医療機関に委託 [委託料] 4,232 円 [受診者負担金] 1,300 円 [周知方法] 個人通知、週報、JA放送 [結果通知] 歯科医療機関から直接	5 歯周疾患検診 未実施	5 歯周疾患検診 未実施	5 歯周疾患検診 未実施	5 歯周疾患検診 [期間] 6月～10 月 [場所] 町内歯科医療機関（2ヶ所） [対象] 40～69 歳の町民 [内容] 歯周疾患検診 [実施方法] 町内歯科医療機関に委託 [委託料] 4,235 円 [個人負担] 500 円 [周知方法] チラシ、広報、有線放送 [結果通知] 医療機関から直接			

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №5-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」				協 議 細 目		成人保健事業
調 整 の 方 針		調整の具体的内容「欄のとおり」						
調 整 の 具 体 的 内 容								
現 況								
多	伎 町	湖 陵 町	大 社 町					
4 骨粗しょう症検診 [期間] 年1回「乳がん検診にあわせて実施」 [場所] 町内を巡回 [内容] 骨密度測定、結果説明 [実施方法] 環境保健公社委託 [委託料] 3,150 円 [受診者負担] 600 円、70 歳以上無料 [申込] 会場受付 [結果通知] 後日個人通知		4 骨粗しょう症検診 未実施	4 骨粗しょう症検診 [期間] 不定期 [場所] イベント会場 [対象] イベント参加の町民 50 人 [内容] 骨密度測定、結果説明 [実施方法] 薬品業者から機器を借用 [受診者負担金] 無料 [申込] 会場で直接 [周知方法] 週報、有線、チラシ配布 [結果通知] 会場で個別に説明				4 骨粗しょう症検診 集団検診により、年齢・性別の別なく希望者全員に実施する。 骨粗しょう症検診負担金については、無料とする。	
5 歯周疾患検診 成人歯科相談 [実施方法] 基本健診結果返しの健康相談と同時実施 [実施回数] 年1回「地区巡回により」 [対象] 成人歯科健診受診者		5 歯周疾患検診 未実施	5 歯周疾患検診 未実施				5 歯周疾患検診 個別検診を原則とするが、地域の実情に応じて集団検診も併用し、40歳・50歳の者を対象に実施する。 歯周疾患検診負担金については、個別検診は医療機関への委託料の1割を負担、集団検診は無料とすることとし、いずれの場合でも国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。 委託料については、新市において統一する。	

地方調整の会議

主民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №6-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」				協 議 細 目		成人保健事業			
調 整 の 方 針		「調整の具体的内容」欄のとおり									
現 況											
出	雲	市	平	田	市	斐	川	町	佐	田	町
6 胃がん検診 胃がん集団検診 [実施時期] 通年 20回 [場所] 16地区コミュニティセンター・拠点4箇所 [対象] 40歳以上の市民 但し全額受診者負担であれば例外有り [内容] 問診、X線検査 [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] 4,620円 [受診者負担金] 65歳以上無料・40から64歳1,000円 39歳以下の市民及び市外在住者4,620円 [周知方法] 週報、JA放送、チラシ世帯配布 [結果通知] 市から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問		6 胃がん検診 胃がん検診 [実施時期] 年19回 [場所] 地区公民館等 [対象] 40歳以上 [内容] 問診、X線検査 [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] 4,515円 [受診者負担] 1,000円(70歳以上・国保加入者無料無料) [周知方法] 広報、有線放送、チラシ全戸配布 [結果通知] 市から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問 [その他] 総合ドックの項目にもあり		6 胃がん検診 胃がん集団検診 [実施時期] 年15回 [場所] 地区公民館等 [対象] 40歳以上 [内容] 問診、X線検査 [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] 4,515円 [受診者負担] 800円(国保加入者、70歳以上無料) [周知方法] 個人通知、広報、有線放送		6 胃がん検診 胃がん検診 [実施時期] 年7回 [場所] 地区公民館等7会場 [対象] 40歳以上 [内容] 問診、X線検査 [実施方法] 環境保健公社に委託 [委託料] 4,620円(税込) [受診者負担] 500円(国保加入者、70歳以上無料) [周知方法] 広報、有線放送 年度当初に対象者(希望者)調査を実施					
胃がん血液検診 [実施時期] 1月から3月の3ヶ月間 [場所] 島根難病研究所 [対象] 40歳以上の市民 30人 50歳以上の市民で前立腺検診併用 400人 [内容] 問診、血液検査(PSA抗原、APF値、CT値) [実施方法] 島根県難病研究所に委託 [委託料] 胃がん血液検診のみ 3,170円 前立腺と併用 4,370円 [受診者負担金] 500円 [通知方法] 週報、JA放送 [結果通知] 難病研究所から通知 [申込] 直接難病研究所へ											

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №6-2

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」				協議細目		成人保健事業
調整の方針		調整の具体的内容「欄のとおり」						
調整の具体的内容								
多 伎 町		現 況			大 社 町			
6 胃がん検診 胃がん検診（基本健診と併せて実施） 〔実施時期〕 年5回 〔場所〕 地域福祉センター等4カ所 〔対象〕 40歳以上 〔内容〕 問診、X線検査 〔実施方法〕 島根県環境保健公社に委託 〔委託料〕 4,515円 〔受診者負担〕 社保等加入者 850円 町国保等加入者 400円 ※70歳以上無料 〔通知方法〕 個人通知、広報、無線放送		6 胃がん検診 胃がん検診 〔実施時期〕 5月、8月、9月 年5回 〔場所〕 湖陵町保健センター 〔対象〕 40歳以上 〔内容〕 問診、X線検査 〔実施方法〕 島根県環境保健公社に委託 〔委託料〕 4,515円（税込） 〔受診者負担〕 500円（国保加入者、70歳以上無料） 〔周知方法〕 チラシ全戸配布、広報、無線放送 ・年度当初に対象者（希望者）調査を実施			6 胃がん検診 胃がん集団検診 〔実施時期〕 通年 5回 〔場所〕 大社町健康福祉センター、日御碕地区、鵜鷺地区 〔対象〕 40歳以上の町民 但し全額受診者負担であれば例外有り 〔内容〕 問診、X線検査 〔実施方法〕 島根県環境保健公社に委託 〔委託料〕 4,515円 〔受診者負担金〕 70歳以上無料 40から69歳 1,000円 （国保加入者、町民税非課税世帯、生活保護世帯 無料） （日御碕地区、鵜鷺地区住民 漁協から300円補助） 39歳以下の町民 4,515円 〔周知方法〕 週報、有線放送、チラシ世帯配布 〔結果通知〕 市から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問		6 胃がん検診 X線検査については、集団検診により40歳以上の者を対象に実施する。 血液検査については、個別検診で40歳以上の者を対象に実施するが、モデル事業として1,000人限定とし抽選で実施する。 胃がん検診負担金については、X線検査、血液検査ともに医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、町村民税非課税世帯は無料とする。 委託料については、新市において統一する。	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №7-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い [保健事業関係その3]					協 議 細 目		成人保健事業		
調 整 の 方 針		調整の具体的内容[欄のとおり]									
現 況											
出	雲	市	平	田	市	斐	川	町	佐	田	町
7 肺がん検診 未実施			7 肺がん検診 未実施			7 肺がん検診 [実施] 年18日検診車を配車 [会場] 地区公民館等 [内容] 喀痰検査 [対象] 40歳以上 [実施方法] 環境保健公社に委託 [委託料] 535円 [間掘] 喀痰細胞診検査 [受診者負担] 250円 [喀痰検査のみ] [通知方法] 個人通知、広報、有線放送			7 肺がん検診 [実施] 結核レントゲン検診に併せて実施 [会場] 町内9会場 [内容] 喀痰検査 [対象] BI指数 600 以上の方、希望者 [実施方法] 環境保健公社に委託 [委託料] 1,680円 [税込] [受診者負担] 400円 (国保、70歳以上無料) [通知方法] 広報、有線放送		
8 乳がん検診	[実施] 毎週 火・木曜日 [場所] 島根医科大学付属病院放射線部 [対象] 45歳以上の市民 [内容] 問診、乳房X線撮影、判定 [実施方法] 島根医科大学医学部付属病院に委託 [委託料] 2,730円 [受診者負担金] 1,000円 [通知方法] 週報、JA放送、チラシ世帯配布 [結果通知] 市から通知。精密検査必要者は、保健師が訪問通知 [申込] 島根医科大学付属病院地域医療連携センターへ直接		8 乳がん検診 [場所] 平田市立病院 [対象] 総合ドックの項目にのみあり(40、45、50、55、60歳) [内容] 触診 [実施方法] 総合ドック(検診医:平田市立病院) [受診者負担] ドックとしての自己負担 [周知方法] ハガキ通知 [結果通知] ドックの結果と同時に			8 乳がん検診 ・乳がん検診(集団) [場所] 6会場を実施 [対象] 30歳以上 [内容] 触診法+健康教育 [実施方法] 検診医:島根医大外科 [受診者負担] 無料 [周知方法] チラシ各戸配付			8 乳がん検診 ・乳がん検診(集団) [実施] 年間3回(子宮がん検診と同時実施) [場所] 地区公民館等3カ所 [対象] 30歳以上の町民 [内容] 問診、触視診 [実施方法] 島根医大第2外科に依頼 [委託料] 30,000円 [受診者負担] 300円(国保、70歳以上無料) [周知方法] 広報、チラシ、有線放送 [結果通知] 受診時		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №7-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」		協 議 細 目		成人保健事業		
調 整 の 方 針		調整の具体的内容「欄のとおり」						
現 況								
多	伎	町	湖	陵	大	社	町	調 整 の 具 体 的 内 容
7 肺がん検診 未実施			7 肺がん検診 [場所] 湖陵町保健センター [対象] BI指数600以上の方、希望者 [内容] 問診、喀痰検査、X線検査 後日喀痰回収(役場へ本人持参) [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] X線検査 1,680 円(税込) 喀痰検査 2,184 円(税込) [受診者負担] 500 円(国保、70歳以上無料) [通知方法] チラシ全戸配布、広報、無線放送		7 肺がん検診 未実施			7 肺がん検診 集団検診により40歳以上の希望者を対象に実施する。 肺がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。 委託料については、新市において統一する。
8 乳がん検診 乳がん検診(健康相談とセット) [実施] 年間4回 [場所] 地域福祉センター等4カ所 [対象] 30歳以上の町民 [内容] 問診、触視診、判定 [実施方法] 島根医科大学医学部第2外科医師に依頼 [委託料] 30,000 円/回 [受診者負担金] 無料 [周知方法] 広報、無線、チラシ [結果通知] 受診時			8 乳がん検診 乳がん集団検診(基本健診と同時実施) [実施] 年間4回 [場所] 湖陵町保健センター [対象] 30歳以上の町民 [内容] 問診、触視診、判定 [実施方法] 島根医大第2外科に依頼 [委託料] 30,000 円/回 [受診者負担] 無料 [通知方法] 広報、チラシ、無線放送 [結果通知] 受診時		8 乳がん検診 乳がん集団検診 [実施] 年間4回 [場所] 大社町健康福祉センター、日御碕地区、鷺地区 [対象] 30歳以上の町民 [内容] 問診、触視診、判定 [実施方法] 島根医科大学医学部第2外科医師に依頼 [委託料] 32,700 円/回 [受診者負担金] 無料 [周知方法] 週報、有線、チラシ [結果通知] 受診時		8 乳がん検診 触診については、集団検診により、30歳以上の女性を対象に実施する。 X線検査については、個別検診により、45歳以上の女性を対象に実施する。 乳がん検診負担金については、触診については、無料とし、X線検査については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。 委託料については、新市において統一する。	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №8-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(保健事業関係その3)				協議細目	成人保健事業
調整の方針	調整の具体的内容(欄のとおり)					
	現況					
出雲市	平田市	斐川町	佐田町			
9 子宮がん検診 子宮がん集団検診 [場所] 16 地区3ミニセンター・拠点6箇所 [対象] 30歳以上の女性市民 但し全額受診者負担であれば例外あり [内容] 子宮頸部の問診、相診、細胞診、内診、(組織診) [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] 4,042円 (組織診) 3,465円 [受診者負担金] 65歳以上無料 30歳から64歳 800円 29歳以下の市民及び市外在住者 4,042円 (組織診) 3,465円 [周知方法] 週報、JA放送、チラシ世帯配布 [結果通知] 市から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問	9 子宮がん検診 子宮がん集団検診 [場所] 市内14カ所実施 [対象] 30歳以上 [内容] 子宮頸部の問診、相診、細胞診、内診、(組織診) [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] 4,042円 (組織診) 3,465円 [受診者負担] 900円(70歳以上・国保加入者無料) [周知方法] 広報、有線放送 [結果通知] 市から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問	9 子宮がん検診 子宮がん集団検診 [場所] 市内14カ所実施 [対象] 30歳以上 [内容] 子宮頸部の問診、相診、細胞診、内診、(組織診) [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] 4,042円 (組織診) 3,465円 [受診者負担] 600円(70歳以上無料) [周知方法] 個人通知、広報、有線放送	9 子宮がん検診 子宮がん集団検診 乳がん検診に併せて実施 [場所] 町内地区公民館等3カ所実施 [対象] 30歳以上の町民 [内容] 子宮頸部の問診、相診、細胞診、内診、(組織診) [実施方法] 環境保健公社に委託 [委託料] 4,042円(税込) [受診者負担] 400円(国保、70歳以上無料) [周知方法] 広報、有線放送 [結果通知] 公社からの結果はがきを町で発送 必要者には訪問			
子宮がん施設検診 [実施] 通年 14箇所 [対象] 30歳以上の女性 [内容] 子宮頸部検診と体部検診 [実施方法] 出雲医師会・県立中央病院 島根医科大学医学部付属病院 [委託料] 頸部検診 6,380円、頸・体部検診 11,380円 [受診者負担金] 頸部 65歳以上無料・30から64歳 1,500円 体部 65歳以上無料・30から64歳 2,200円 [周知方法] 週報、JA放送、チラシ世帯配布 [結果通知] 医療機関から通知	子宮がん施設検診 [実施] 通年 [対象] 30歳以上 [内容] 子宮頸部検診と体部検診 [実施方法] 委託医療機関 [委託料] 頸部検診 6,380円、頸・体部検診 11,380円 [受診者負担] 1500円・2200円(70歳以上無料) [周知方法] 広報 [結果通知] 医療機関から通知 [その他] 総合トックの項目にもあり	子宮がん施設検診 [実施] 通年 [対象] 30歳以上 [内容] 子宮頸部検診と体部検診 [実施方法] 委託医療機関 [委託料] 頸部検診 6,380円、頸・体部検診 11,380円 [受診者負担] 1500円・2200円(70歳以上無料) [周知方法] チラシ国庫配付、広報	子宮がん施設検診 [実施] 通年 [対象] 30歳以上の町民 [内容] 子宮頸部検診と体部検診 [実施方法] 委託医療機関 [委託料] 頸部 6,380円、頸・体部 11,380円 [受診者負担] 1,500円、2,200円(国保、70歳以上無料) [周知方法] 希望者にチラシ配布、広報、有線放送 [結果通知] 医療機関から通知			

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №8-2

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」			協議細目		成人保健事業		
調整の方針		調整の具体的内容「欄のとおり」							
現況									
多	伎	町	湖	陵	町	大	社	町	調整の具体的内容
9 子宮がん検診 子宮がん集団検診（基本健診と併せての実施） 〔場所〕 町内4カ所等実施 〔対象〕 30歳以上 〔内容〕 子宮頸部の問診、検診、細胞診、内診、（組織診） 〔実施方法〕 島根県環境保健公社 〔委託料〕 4,042円（組織診）3,465円 〔受診者負担〕 社保等加入者 700円 町国保等加入者 300円（70歳以上無料） 〔周知方法〕 対象者個人通知、広報、無線放送 〔結果通知〕 町から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問		9 子宮がん検診 子宮がん集団検診 〔実施〕 胃がん検診と併せて実施 4回／年 〔場所〕 湖陵町保健センター 〔対象〕 30歳以上の町民 〔内容〕 子宮頸部の問診、検診、細胞診、内診、（組織診） 〔実施方法〕 島根県環境保健公社に委託 〔委託料〕 4,042円（検診）組織診3,465円 〔受診者負担〕 500円（国保、70歳以上無料） 〔周知方法〕 チラシ全戸配布、広報、無線放送 〔結果通知〕 公社からの結果はがきを町で発送 必要者には訪問		9 子宮がん検診 子宮がん集団検診 〔実施〕 通年 〔場所〕 委託医療機関 14箇所 〔対象〕 30歳以上の町民 〔内容〕 子宮頸部検診と体部検診 〔実施方法〕 医療機関に委託 〔委託料〕 頸部 6,380円、頸・体部 11,380円 〔受診者負担〕 1,500円、2,200円（70歳以上無料） 〔周知方法〕 広報 〔結果通知〕 医療機関から通知		9 子宮がん検診 子宮がん集団検診 〔実施〕 通年4回 〔場所〕 大社町健康福祉センター、日御碕地区、鷺鷥地区 〔対象〕 30歳以上の女性町民 但し全額受診者負担であれば例外あり 〔内容〕 子宮頸部の問診、検診、細胞診、内診、（組織診） 〔実施方法〕 島根県環境保健公社に委託 〔委託料〕 4,042円（組織診）3,465円 〔受診者負担〕 70歳以上無料・30歳から69歳 800円（国保加入者は無料） 29歳以下の町民（組織診）3,465円 〔周知方法〕 週報、有線、チラシ 〔結果通知〕 町から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問		9 子宮がん検診 個別健診を原則とするが地域の実情に応じて集団健診も併用し、30歳以上の女性を対象に実施する。 子宮がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。 委託料については、新市において統一する。	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №9-1

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」		協議細目		成人保健事業	
調整の方針		調整の具体的な内容「欄のとおり」					
現況							状況
出雲市	平市	田市	斐川町	佐田町			
10 大腸がん検診 大腸がん検診(郵送検診) [実施] 1月から3月(3ヶ月間) [場所] 郵送先 難病研究所・環境保健公社・厚生農業協同組合連合会 [対象] 40歳以上の市民 [内容] 免疫便潜血検査2日法 [実施方法] 島根難病研究所・島根県環境保健公社・島根県厚生農業協同組合連合会に委託 [委託料] 1,460円 [受診者負担金] 50円(申込みの葉書代) [周知方法] 週報、JA放送、チラシ世帯配布 [結果通知] 委託検査機関 [申込] 直接検査機関へ	10 大腸がん検診 大腸がん検診(個別) [実施] 9月～12月 [場所] 受託医療機関 [対象] 40歳以上 [内容] 免疫便潜血検査2日法 [実施方法] 市内医療機関に委託 [委託料] 2,000円 [受診者負担] 300円(70歳以上無料) [周知方法] チラシ世帯配付 [結果通知] 医療機関 [申込] 直接検査機関へ [その他] 総合ドックの項目にもあり		10 大腸がん検診 大腸がん検診(郵送検診) [実施] 1月 [場所] 郵送先 厚生農業協同組合連合会 [対象] 40歳以上 [内容] 免疫便潜血検査2日法 [実施方法] 厚生農業協同組合連合会に委託 [委託料] 1,600円 [受診者負担] 50円(申込みの葉書代) [周知方法] チラシ世帯配付 [結果通知] 委託検査機関 [申込] 直接検査機関へ		10 大腸がん検診 大腸がん検診 [実施] 6月、11月(基本健診時に検体回収) [場所] 基本健診と同じ [対象] 40歳以上 [内容] 免疫便潜血検査2日法 [実施方法] 環境保健公社、厚生連に委託 [委託料] 1,585円(厚生連は1,300円) [受診者負担] 400円(国保、70歳以上無料) [周知方法] 希望者に検体容器等を事前配布 [結果通知] 公社分は結果はがきを町から郵送	町	
11 前立腺がん検診 [実施] 1月から3月の3ヶ月間 [場所] 島根難病研究所 [対象] 50歳以上の男性 400人 [内容] 血液検査(前立腺特異抗原測定) [実施方法] 島根難病研究所に委託 [委託料] 2,500円 胃がん血液検診と併用 4,370円 [受診者負担金] 無料 [周知方法] 週報、JA放送 [結果通知] 難病研究所から通知 [申込] 難病研究所へ直接 [その他] 13年度から15年度の3年間、前立腺研究財団の助成金有り @1,980円×400人=792,000円	11 前立腺がん検診 [実施] 総合ドックの項目としてのみあり [場所] 平田市立病院 [対象] 総合ドックの受診者・男性(40～60歳節目) [内容] 腫瘍マーカー(PSA) [実施方法] 検診医:平田市立病院 [受診者負担] 総合ドックの料金		11 前立腺がん検診 未実施		11 前立腺がん検診 [実施] 6月、11月(基本健診に併せて実施) [場所] 各地区公民館 [対象] 50歳以上希望者 [内容] PSA検査 [実施方法] 環境保健公社、厚生連に委託 [委託料] 1,400円 [受診者負担] 無料 [周知方法] 希望者に個別案内、広報 [結果通知] 公社からの通知を町から郵送		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №9-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」				協 議 細 目		成人保健事業
調 整 の 方 針		「調整の具体的内容」欄のとおり						
調 整 の 具 体 的 内 容								
現 況								
多	伎	町	湖	陵	町	大	社	町
10 大腸がん検診 大腸がん検診(検体提出時郵送) [実施] 10月	10 大腸がん検診 大腸がん検診(検体提出時郵送) [実施] 10月	10 大腸がん検診 大腸がん検診(検体提出時郵送) [実施] 10月	10 大腸がん検診 大腸がん検診(検体提出時郵送) [実施] 8月・9月 (胃がん・子宮がん検診時に申込み、容器配布し、後日日時場所を指定し回収) [場所] 胃がん、子宮がん検診と同じ [対象] 40歳以上の町民 [内容] 免疫便潜血検査2日法 [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] 1,585円(70歳以上無料) [受診者負担] 400円(70歳以上無料) [周知方法] フリシ世帯配付 [結果通知] 委託先からの結果はがきを町より送付 [申込] 直接検査機関へ	10 大腸がん検診 大腸がん検診(検体提出時郵送) [実施] 8月・9月 (胃がん・子宮がん検診時に申込み、容器配布し、後日日時場所を指定し回収) [場所] 胃がん、子宮がん検診と同じ [対象] 40歳以上の町民 [内容] 免疫便潜血検査2日法 [実施方法] 島根県環境保健公社に委託 [委託料] 1,585円(税込み) [受診者負担] 500円(国保、70歳以上無料) [周知方法] フラン全戸配布 [結果通知] 委託先からの結果はがきを町から郵送	10 大腸がん検診 大腸がん検診(郵送検診) [実施] 11月から2月(2ヶ月間)	10 大腸がん検診 大腸がん検診(郵送検診) [実施] 11月から2月(2ヶ月間)	10 大腸がん検診 大腸がん検診(郵送検診) [実施] 11月から2月(2ヶ月間)	10 大腸がん検診 大腸がん検診(郵送検診) [実施] 11月から2月(2ヶ月間)
11 前立腺がん検診 未実施	11 前立腺がん検診 未実施	11 前立腺がん検診 未実施	11 前立腺がん検診 未実施	11 前立腺がん検診 未実施	11 前立腺がん検診 未実施	11 前立腺がん検診 未実施	11 前立腺がん検診 未実施	11 前立腺がん検診 未実施
		11 前立腺がん検診 集団健診、個別健診併用により50歳・55歳・60歳の男性を対象に基本健康診査の際に併行して実施する。 前立腺がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。 集団・個別ごとの委託料については新市において統一する。						

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №10-1

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」		協議細目		成人保健事業	
調整の方針				調整の具体的内容、欄のとおり			
現況							況
出雲市	平田市	田市	斐川町	佐田町			町
12 人間ドック [実施] 10 月から翌年 2 月まで [委託機関] 出雲医師会・出雲勤労者健康管理協会 受託医療機関 29（内 6 は眼科） [対象] 30・35・40・45・50・55・60 歳の出雲市国民健康保険被保険者 80 人（基本健診・脳ドックとの併用は、不可） [内容] 身体測定・血圧測定・尿検査・便検査・血液検査（肝臓・前立腺含む）・心電図検査・胸部 X 線検査・腹部超音波検査・眼底検査・胃がん検診	12 人間ドック [実施] 通年（ひらた市総合ドック） [委託機関] 平田市立病院 [対象] 職場等で機会のない 40・45・50・55・60 歳の節目の市民 200 人 [内容] 基本健康診査・肝炎検診にプラス次の内容 視力、聴力、腫瘍マーカー（CEA,CA19-9）、肝機能（総ビリルビン、TTT,ALP,LAP,LDH,CHE,血清アミラーゼ）代謝系（尿酸）、血液一般（血漿）検査、腎機能（尿沈、BUN）血沈、TPLA 検査、胃部 X-P 又は胃内視鏡、腹部超音波、大腸がん検診（2 日法）、直腸診 男性は上記・腫瘍マーカー（PSA） 女性は上記・腫瘍マーカー（CA125）、乳がん検診（触診）、子宮がん検診、骨粗鬆症検診	12 人間ドック [実施] 7 月～9 月 [委託機関] 町内 9 医療機関、平田市立病院 [対象] 国民健康保険加入者で 35 歳以上 69 歳まで（脳ドック、基本検診との併用は不可） [内容] 身体計測、血圧測定、検尿、排便、胸部 X 線検査、胃 X 線検査、腹部超音波診断、心電図検査、血液検査（血液型、血液機能、肝臓、膵臓機能、血糖その他）直腸診、乳房検診、子宮がん検診（希望者のみ）	12 人間ドック [実施] 7 月～12 月 [委託機関] 出雲市立病院 [対象] 国民健康保険加入者で原則 40～69 歳（希望者 50 人） [内容] 身体測定・視力・眼圧・聴力・肺機能・血圧・血液検査・検尿・心電図・眼底検査・腹部超音波診断・胸部 X 線・胃がん検診（X 線または、胃カメラ選択）診察・子宮がん検診（希望者のみ）				
[委託料] 40,050 円から 42,810 円 （男女、胃がん X 線・内視鏡等により異なる。） [受診者負担金] 6,500 円 [通知方法] 個人通知 [結果通知] 医療機関から直接 [申込] 市へ葉書申込み（抽選） [その他] 受診者負担金は、市に直接支払う	[委託料] 男性 39,085 円 女性 44,046 円 [受診者負担] 男性 8,000 円、女性 9,000 円 [通知方法] ハガキ通知 [結果通知] 保健師が面接して結果を説明	[委託料] 検査料金 35,700 円 [受検者負担] 1 件当たり 5,000 円（子宮癌検診希望者は 7,000 円） [周知方法] 広報活動 町民課国民健康保険係において行う [結果通知] 実施医療機関は、検診結果を報告する。 [申込] 町民課へ申し込み [その他] 受検者負担金は、検診日に実施医療機関に直接支払う。	[委託料] 32,000 円 [受診者負担] 2,000 円 [周知方法] 自治会内回覧、保健部長がとりまとめる。 対象者に個別に連絡 [結果通知] 医療機関から直接				

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №10-2

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」			協議細目		成人保健事業		
調整の方針		調整の具体的内容「欄のとおり」							
		現況					調整の具体的内容		
多	伎	町	湖	陵	町	大	社	町	
12 人間ドック [実施] 1月～3月 [委託機関] 大田市立病院 [対象] 国民健康保険加入者(男14人女8人) [内容] 身体測定・血圧測定・血液一般検査・検尿・肝機能・HBs抗原・眼底・心電図・胸部CT・胃十二指腸ファイバー・腹部エコー・子宮がん検診			12 人間ドック [実施] 12月～3月 [委託機関] 出雲市市民病院、町内指定医療機関 [対象] 国民健康保険加入者で40歳以上の希望者 [内容] 身体測定・血圧測定・尿検査・便検査・血液検査(肝機能・HCV・HBs・梅毒含む)・心電図検査・胸部X線検査・腹部超音波検査・胃がん検診(胃カメラ・胃レントゲン)			12 人間ドック [実施] 4月から翌年3月まで [委託機関] 出雲市市民病院、島根県環境保健公社 [対象] 30歳以上の大社町国民健康保険被保険者 200人 (基本健診との併用は、不可) [内容] 身体測定・血圧測定・尿検査・便検査・血液検査(肝炎含む)・心電図検査・胸部 X 線検査・腹部超音波検査・眼底検査・呼吸機能・骨密度・胃がん検診(男性は前立腺検診 女性は子宮・乳がん検診)			12 人間ドック 個別健診により、国保加入者のうち30歳から65歳までの5歳刻みの年齢の者を対象に800人を限度に実施する。医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようしつつも、受診者を選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。 人間ドック負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。 委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №111-1

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」				協議細目		成人保健事業			
調整の方針						調整の具体的内容「欄のとおり」					
現況											
出	雲	市	平	田	市	斐	川	町	佐	田	町
13 脳ドック [実施] 5月から翌年3月まで [委託機関] 島根難病研究所 [対象] 30歳から69歳の国民健康保険被保険者 100人 [内容] MR・頸動脈超音波・脳液・認知機能・自律神経・重心動揺・骨密度・聴力・視力・眼底・血液・心電図・胸部X線・肺活量・血圧・身体測定・体力測定・問診・診察		13 脳ドック [実施期間] 通年(ひらた市脳ドック) [委託機関] 平田市立病院 [対象] 40歳～69歳の市民 100人 [内容] Aコース・問診・血圧測定・計測(身長・体重)・MRI(断層2枚、脳血管造影1枚)診察・神経学的検査 Bコース・問診・血圧測定・計測(身長・体重)・MRI(断層2枚、脳血管造影1枚)診察・神経学的検査・心電図・眼底・血液一般・血漿・脂質検査・空腹時血糖・HbA1c		13 脳ドック [実施] 7月～10月 [委託先] 松江市立病院、平田市立病院、斐川中央クリニック [対象] 国保加入者で35歳～69歳まで [内容] 松江市立病院 磁気共鳴断層撮影、MR脳血管造影、神経学的検査、血液算定検査、凝固系検査、脂質系検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、尿検査、血圧測定、身体計測、心電図、胸部X線検査、眼科検査 平田市立病院 (A検査) 問診、血圧測定、身体測定(身長・体重)、診察、磁気共鳴断層撮影、MR脳血管造影、神経学的検査(平衡機能検査・聴力検査)、心電図・検尿、血液検査、結果説明 (B検査) 問診、血圧測定、身体測定(身長・体重)、診察、磁気共鳴断層撮影、MR脳血管造影、神経学的検査(平衡機能検査・聴力検査)、心電図・検尿、血液検査、結果説明 斐川中央クリニック 磁気共鳴断層撮影、MR脳血管造影、神経学的検査、血液算定検査、凝固系検査、脂質系検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、尿検査、血圧測定、身体計測、心電図、胸部CT、眼底検査 [委託料] 松江市立病院 48,300円 平田市立病院 A検査 26,250円 B検査 35,700円 斐川中央クリニック 48,300円 [受診者負担] 松江市立病院 10,000円 平田市立病院 A検査 5,000円 B検査 7,000円 斐川中央クリニック 10,000円 [周知方法] 広報活動 町民課国民健康保険係において行う [申込] 検査申込 町民課へ申し込む [その他] 受検者負担金は、検診日に実施医療機関に直接支払う。実施医療機関は、検診結果を報告する。		13 脳ドック [実施] 7月～12月 [委託先] 島根難病研究所 [対象] 国保加入者で原則 40～69歳(希望者 50人) [内容] MR・頸動脈超音波・脳液・認知機能・自律神経・重心動揺・骨密度・聴力・視力・眼底・血液・心電図・胸部X線・肺活量・血圧・身体測定・体力測定・問診・診察 [委託料] 68,250円 [受診者負担] 6,825円 [周知方法] 自治会内回覧にて希望を取り、保健部長にまとめてもらう。 対象者には個別通知 [結果通知] 医療機関から直接					

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №111-2

協議項目		各種事務事業の取扱い「保健事業関係その3」				協議細目		成人保健事業	
調整の方針		調整の具体的内容「欄のとおり							
		調整の具体的内容							
多岐		現況							
多岐		伎	町	湖	陵	町	大	社	町
13 脳ドック 未実施				13 脳ドック 未実施			13 脳ドック 未実施		13 脳ドック 未実施
		13 脳ドック 個別健診により、国保加入者のうち40歳から69歳までの年齢の者を対象に500人を限度として実施する。 医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようしつつも、受診者を選択と抽選の機会を供することにより対応することとし、当面の間は現状のままとする。 脳ドック負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。 委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。							

成人保健事業 財政調整一覧表 (7市町合計表) 資料2 (成人保健事業) (14年度実績より試算)

区分		年 齢	現 状					推 計					差引増減	
			A 受診者 数	B うち 国保	C 委託料	D 自 己 負担金	E 国保会計 負担額	F 一般会計 負担額	G 受診者 数	H うち 国保	I 自己 負担金	J 国保会計 負担額	K 一般会計 負担額	L (J－E) 国保会計 負担額
基本 健診 (個別)	(単価)									1,000	1,000	10,290		
	18～69歳	13,174	3,610	138,644,264	14,097,500	2,311,000	124,546,764	14,197	5,971	14,197,000	5,971,000	131,890,130	3,660,000	7,343,366
	70歳以上	15,744	0	164,767,345	0	0	164,767,345	16,062	0	0	0	165,277,980	0	510,635
	計	28,918	3,610	303,411,609	14,097,500	2,311,000	289,314,109	30,259	5,971	14,197,000	5,971,000	297,168,110	3,660,000	7,854,001
基本 健診 (集団)	(単価)									900	900	8,715		
	18～69歳	2,204	431	19,207,860	1,347,900	317,500	17,859,960	1,924	788	1,731,600	709,200	15,036,060	391,700	-2,823,900
	70歳以上	1,133	0	9,874,095	0	0	9,874,095	815	0	0	0	7,102,725	0	-2,771,370
	計	3,337	431	29,081,955	1,347,900	317,500	27,734,055	2,739	788	1,731,600	709,200	22,138,785	391,700	-5,595,270
胃がん	(単価)									900	900	4,620		
	40～69歳	2,118	955	9,785,160	1,652,450	636,100	8,132,710	2,118	1,166	1,906,200	1,049,400	7,878,960	413,300	-253,750
	70歳以上	1,055	0	4,874,100	0	0	4,874,100	1,055	0	0	0	4,874,100	0	0
	計	3,173	955	14,659,260	1,652,450	636,100	13,006,810	3,173	1,166	1,906,200	1,049,400	12,753,060	413,300	-253,750
肺がん	(単価)									400	400	2,184		
	40～69歳	343	66	749,112	52,950	23,150	696,162	2,014	649	805,600	259,600	3,592,976	236,450	2,896,814
	70歳以上	260	0	567,840	0	0	567,840	925	0	0	0	2,020,200	0	1,452,360
	計	603	66	1,316,952	52,950	23,150	1,264,002	2,939	649	805,600	259,600	5,613,176	236,450	4,349,174
乳がん (X線)	(単価)									500	500	2,730		
	45～69歳	305	0	832,650	305,000	0	527,650	661	210	330,500	105,000	1,474,030	105,000	946,380
	70歳以上	28	0	76,440	28,000	0	48,440	110	0	0	0	300,300	0	251,860
	計	333	0	909,090	333,000	0	576,090	771	210	330,500	105,000	1,774,330	105,000	1,198,240
子宮がん (集団)	(単価)									800	800	4,042		
	30～69歳	2,090	701	8,447,780	1,369,000	393,300	7,078,780	2,090	936	1,672,000	748,800	6,775,780	355,500	-303,000
	70歳以上	530	0	2,142,260	0	0	2,142,260	530	0	0	0	2,142,260	0	0
	計	2,620	701	10,590,040	1,369,000	393,300	9,221,040	2,620	936	1,672,000	748,800	8,918,040	355,500	-303,000
子宮がん (施設： 頸部)	(単価)									1,500	1,500	6,380		
	30～69歳	1,237	34	7,892,060	1,762,500	51,000	6,129,560	1,237	365	1,855,500	547,500	6,036,560	496,500	-93,000
	70歳以上	69	0	440,220	25,500	0	414,720	69	0	0	0	440,220	0	25,500
	計	1,306	34	8,332,280	1,788,000	51,000	6,544,280	1,306	365	1,855,500	547,500	6,476,780	496,500	-67,500
子宮がん (施設： 頸体部)	(単価)									2,200	2,200	11,380		
	30～69歳	244	33	2,776,720	532,400	4,400	2,244,320	244	78	536,800	171,600	2,239,920	167,200	-4,400
	70歳以上	11	0	125,180	2,200	0	122,980	11	0	0	0	125,180	0	2,200
	計	255	33	2,901,900	534,600	4,400	2,367,300	255	78	536,800	171,600	2,365,100	167,200	-2,200
大腸がん	(単価)									0	0	1,460		
	40～69歳	5,657	268	8,293,382	402,100	101,200	7,891,282	5,657	1,683	0	0	8,259,220	-101,200	367,938
	70歳以上	2,422	0	3,539,893	0	0	3,539,893	2,422	0	0	0	3,536,120	0	-3,773
	計	8,079	268	11,833,275	402,100	101,200	11,431,175	8,079	1,683	0	0	11,795,340	-101,200	364,165
前立腺 がん (個別)	(単価)									500	500	2,500		
	50・55・60 歳	400	0	1,000,000	0	0	1,000,000	312	99	156,000	49,500	624,000	49,500	-376,000
前立腺 がん (集団)	(単価)									300	300	1,512		
	50・55・60 歳	0	0	0	0	0	0	98	19	29,400	5,700	118,776	5,700	118,776
歯周 疾患	(単価)									500	500	4,232		
	40・50歳	108	0	457,056	140,400	0	316,656	271	55	135,500	27,500	1,011,372	27,500	694,716
胃がん 血液検査	(単価)									600	600	3,170		
	40～69歳	700	0	2,219,000	350,000	0	1,869,000	707	266	424,200	159,600	1,816,990	159,600	-52,010
	70歳以上	0	0	0	0	0	0	293	0	0	0	0	0	0
	計	700	0	2,219,000	350,000		1,869,000	1,000	266	424,200	159,600	1,816,990	159,600	-52,010
肝炎ウィ ルス検診	B・C型 節目 節目外含む													
		5,720		19,174,206	4,176,900		14,997,306	5,720	0	0	0	18,616,742	0	3,619,436
計				405,886,623	26,244,800	3,837,650	379,641,823			23,780,300	9,804,400	391,190,601	5,966,750	11,548,778

人間ドック	(単価)									委託料2割	病院委託料			
	30～65歳 (5歳きざみ)	682	615	25,843,104	3,477,000	16,208,450	6,157,654	800	800	6,080,000	24,347,950	0	8,139,500	-6,157,654
脳ドック (難研で実 施分)	(単価)									13,700	68,250			
	40～69歳	131	131	8,940,750	1,711,575	7,229,175	0	300	300	4,110,000	16,365,000	0	9,135,825	0
脳ドック (難研以外 で実施分)	(単価)									委託料2割	病院委託料			
	40～69歳	195	167	6,991,276	1,312,000	3,616,100	2,063,176	200	200	1,410,000	5,618,900	0	2,002,800	-2,063,176
計				41,775,130	6,500,575	27,053,725	8,220,830			11,600,000	46,331,850	0	19,278,125	-8,220,830

合 計						30,891,375	387,862,653				56,136,250	391,190,601	25,244,875	3,327,948
※1) 人間ドック、脳ドック以外の「国保会計負担額」は、国保加入者の自己負担金を国保会計で負担する場合の額 2) 人間ドック、脳ドックの「国保会計負担額」は、事業を国保会計で実施する場合の国保会計の負担額														

成人保健事業 (健康診断等負担金一覧表)

区分			試算値		出雲市		平田市		斐川町		佐田町		多伎町		湖陵町		大社町	
			委託料	自己負担金	委託料	自己負担金	委託料	自己負担金	委託料	自己負担金	委託料	自己負担金	委託料	自己負担金	委託料	自己負担金	委託料	自己負担金
基本健診	個別	一般	10,290	1,000	10,290	1,500	10,260	2,000	10,903	1,000	10,290	0	—	—	10,290	—	10,290	1,000
		国保		0		1,000		2,000		1,000		0				0		
		70歳以上		0		0		2,000		1,000		0				0		
		生保・非課税		0		0		0		0		0				0		
	集団	一般	8,715	900	—	—	—	—	8,715	1,000	8,715	600	8,715	0	8,715	500	8,715	1,000
		国保		0						1,000		600		0		0		0
		70歳以上		0						0		600		0		0		0
		生保・非課税		0						0		0		0		0		0
骨粗鬆症検診	集団	一般	機器無料借上	0	機器無料借上	0	3,150	600	—	—	3,150	500	3,150	600	—	—	機器無料借上	0
		国保		0		0		0				0		0				0
		70歳以上		0		0		0				0		0				0
		生保・非課税		0		0		0				0		0				0
肝炎検診40歳以上	個別	一般	3,549	0	3,549	1,200	3685	700	3,549	0	—	—	—	—	—	—	3,549	1,200
		国保		0		1,200		700		0								1,200
		70歳以上		0		1,200		0		1,200								
		生保・非課税		0		0		0		0								0
40歳以上	集団	一般	2,625	0	—	—	—	—	2,265	0	2,625	0	2,625	0	2,625	0	2,625	0
		国保		0						0		0		0		0		0
		70歳以上		0						0		0		0		0		0
		生保・非課税		0						0		0		0		0		0
39歳以下	健福	一般	1,440 (健福補助有)	0	1,440 (健福補助有)	0	6,436	1,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		国保		0		0		0										—
		70歳以上		0		0		0										—
		生保・非課税		0		0		0										—
歯周疾患 (※1)	個別	一般	4,232	500	4,232	1,300	—	—	—	—	8,116	500	—	—	—	—	—	—
		国保		0		1,300						500						—
		生保・非課税		0		0						0						—
歯周疾患	集団	一般	スタッフ雇上料	0	—	—	—	—	—	—	—	スタッフ雇上料	0	—	—	—	—	—
		国保		0									—					
		生保・非課税		0									—					
胃がんX検診	集団	一般	4,620	900	4,620	1,000	4,620	1,000	4,620	800	4,620	600	4,620	850	4,620	500	4,620	1,000
		国保		0		1,000		0		0		400		0		0		
		70歳以上		0		0		0		0		0		0		0		
		生保・非課税		0		0		0		0		0		0		0		
胃がん血液検診	個別	一般	3,170	600	3,170	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		国保		0		500												—
		70歳以上		0		500												—
		生保・非課税		0		0												—
肺がん検診	集団	一般	2,184	400	—	—	—	—	2,184	250	1,680	400	2,184	0	2,184	500	—	—
		国保		0						0		0		0		0		—
		70歳以上		0						0		0		0		0		—
		生保・非課税		0						0		0		0		0		—
乳がん検診(触診)	一般	一般	スタッフ雇上料	0	—	—	スタッフ雇上料	0	スタッフ雇上料	0	スタッフ雇上料	0	スタッフ雇上料	0	スタッフ雇上料	0	スタッフ雇上料	0
		国保		0				0		0		0		0		0		
		70歳以上		0				0		0		0		0		0		
		生保・非課税		0				0		0		0		0		0		
乳がん検診(X線)	一般	一般	2,730	500	2,730	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		国保		0		1,000												—
		70歳以上		0		1,000												—
		生保・非課税		0		0												—
子宮がん	個別	一般	6,380	1,500	6,380	1,500	6,380	1,500	6,380	1,500	6,380	1,500	6,380	1,500	6,380	1,500	6,380	1,500
		国保		0		1,500		1,500		1,500		0		0		0		0
		70歳以上		0		0		0		0		0		0		0		0
		生保・非課税		0		0		0		0		0		0		0		0
	個別(頭・体)	一般	11,380	2,200	11,380	2,200	11,380	2,200	11,380	2,200	11,380	2,200	11,380	2,200	11,380	2,200	11,380	2,200
		国保		0		2,200		2,200		2,200		0		0		0		0
		70歳以上		0		0		0		0		0		0		0		0
		生保・非課税		0		0		0		0		0		0		0		0
	集団	一般	4,042	800	4,042	800	4,042	900	4,042	600	4,042	500	4,042	700	4,042	500	4,042	800
		国保		0		800		0		0		0		300		0		0
		70歳以上		0		0		0		0		0		0		0		0
		生保・非課税		0		0		0		0		0		0		0		0
大腸がん	個別	一般	1,460	申込郵送料50	1,460	申込郵送料50	1,386	300	1,585	申込郵送料50	—	—	—	—	—	—	1,460	申込郵送料50
		国保		0		0		300		0								0
		70歳以上		0		0		0		0								0
		生保・非課税		0														

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(病院、診療所関係その2)		協議細目		病院、診療所使用料・手数料		
調整の方針		別紙のとおり						
現況								
平田市								
1 病院、診療所使用料・手数料								
[平田市立病院]								
・診療報酬等に基づく使用料はそれぞれの法令等で定められた算定基準により計算された額又は契約等による額とする。								
・上記の規定によるもののほか、下表に掲げる文書の交付等を受けた者が納付する額は、同表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。								
種別	単位	料 額	摘 要	種別	単位	料 額	摘 要	
身体検査書料 検査書料 診断書料	身体検査書	1件につき	2,000	団体用のものは、左記金額から1,000円を減額する。	自費診断料	1件につき	90,000	妊娠16週以上22週未満の場合
	死体検案書	1件につき	4,000	変死体は、左記金額に1,000円を加算する。	リング挿入料	1件につき	30,000	
	死亡診断書	1件につき	3,000	生命保険用のものは、左記金額に2,000円を加算する。	リング抜去料	1件につき	10,000	
	障害診断書	1件につき	3,000		風しん予防接種	1回につき	8,000	
	医師費公費負担用診断書	1件につき	2,000		麻しん予防接種	1回につき	8,000	
	裁判用診断書	1件につき	5,000		流行性耳下腺炎予防接種	1回につき	8,000	
	傷害事件用診断書	1件につき	5,000		BCG予防接種	1回につき	5,500	
	精密診断書	1件につき	4,000	恩給又は年金用のものは、左記金額に1,000円を加算する。	水痘ワクチン接種	1回につき	9,500	
	交通事故診断書	1件につき	5,000	簡単なものは、左記金額から3,000円を減額する。	百日咳ジフテリア破傷風予防接種	1回につき	8,000	
	普通診断書	1件につき	2,000		ジフテリア破傷風予防接種	1回につき	7,000	
証明書料	出生(死産)証明書	1件につき	3,000		インフルエンザ予防接種	1回につき	6,500	
	医療費に関する証明書	1件につき	1,000	交通事故用のものは、左記金額に2,000円を加算する。	日本脳炎ワクチン接種	1回につき	8,000	
	入院(通院)証明書	1件につき	2,000	生命保険用のものは、左記金額に2,000円を加算する。	特別室使用料	1日につき	8,000	
	その他の証明書	1件につき	2,000	簡単なものは、左記金額から1,000円を減額し、複雑なものは、左記金額に1,000円を加算する。	個室A室	1日につき	6,000	
		1件につき	2,000		個室C室	1日につき	4,000	
人間ドック料	短期人間ドック	1泊2日	62,000		個室D室	1日につき	3,000	
	外来人間ドック	1日	34,000	婦人科検診をした場合は、左記金額に2,000円を加算する。	個室E室	1日につき	2,000	
	脳ドック	1日	34,000	内科的検査(心電図検査、血液検査等)をした場合は、左記金額に9,000円を加算する。	2人室	1日につき	1,000	東1階病棟を除く2人室
自費診断料	乳児検診料	1回につき	5,350		患者外給食料	1食につき	350	
	産後健康診査料	1回につき	2,500		昼食	1食につき	550	
	妊婦健康診査料	1回につき	3,000		夕食	1食につき	550	
	分娩料	1件につき	80,000	初診の場合は、左記金額に500円を加算する。	その他	1件につき	5,000	入院中に死亡した場合は、左記金額から2,000円を減額する。また、外傷処置等をした場合は、診療報酬点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額を加算する。
				双児以上の場合は、1児増すごとに左記金額に40,000円を加算する。また、勤務時間外、週休日、休日並びに年始及び年末の休暇の日の分べんについては、10,000円(分べんが午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、20,000円)を加算する。	病衣代	1日につき	60	
人工授精料	人工授精料	1件につき	5,000		電氣料	1日につき	50	1台当たり
	乳房マッサージ料	1件につき	2,000		患者外観具使用料	1日につき	200	
	新生児管理保育料	1件につき	6,000		備考			
	人工妊婦中絶術料(1)	1件につき	50,000	妊娠12週未満の場合	(1) 文書の交付について、同一文書を同時に2件以上交付する場合は、2件目からは、この表に定める額の半額とする。			
	人工妊婦中絶術料(2)	1件につき	70,000	妊娠12週以上16週未満の場合				

備考
(1) 文書の交付について、同一文書を同時に2件以上交付する場合は、2件目からは、この表に定める額の半額とする。

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 №1-2

協 議 項 目	各種事務事業の取扱い(病院、診療所関係その2)		協 議 細 目		病院、診療所使用料・手数料		
調 整 の 方 針		別紙のとおり					
現 況							
調整の具体的内容							
[診療所] ・診療報酬等に基づく使用料はそれぞれの法令等で定められた算定基準により計算された額又は契約等による額とする。 ・上記の規定によるもののほかは次のとおり。(下表に定められた額に100分の105を乗じて得た額。)							
検案書類	種 別	出雲市(乙立里家診療所)		平田市(平田市塩津診療所)		佐田町(橋波診療所)	
		単 位	料 額	単 位	料 額	単 位	料 額
	死体検案書	1件につき	—	1件につき	4,000円	1件につき	—
	死亡診断書	1件につき	5,000円	1件につき	3,000円	1件につき	5,000円
	障害診断書	1件につき	10,000円	1件につき	3,000円	1件につき	10,000円
	医療費公費負担用診断書	1件につき	—	1件につき	2,000円	1件につき	—
	裁判用診断書	1件につき	10,000円	1件につき	5,000円	1件につき	10,000円
証明書料	精密診断書	1件につき	10,000円	1件につき	4,000円	1件につき	—
	普通診断書	1件につき	3,000円	1件につき	2,000円	1件につき	3,000円
	医療費に関する証明書	1件につき	1,000円	1件につき	1,000円	1件につき	1,000円
	通院証明書	1件につき	—	1件につき	2,000円	1件につき	—
	出産証明書	1件につき	5,000円	1件につき	3,000円	1件につき	5,000円
	その他の証明書	1件につき	1,000円	1件につき	2,000円(注)	1件につき	1,000円
	備 考	—		文書交付について、同一文書を同時に2件以上交付する場合は、2件目からは、この表に定める額の半額とする。		—	
(注) 簡単なものは、1,000円を減額し、複雑なものは、1,000円を加算する。							

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №1-1-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(障害者福祉関係)		協 議 細 目		障害者団体補助事業					
調 整 の 方 針				『調整の具体的な内容』のとおり							
現 況											
出	雲	市	平	田	市	斐	川	町	佐	田	町
1 障害者団体補助事業 [14年度交付団体] ・出雲地区障害者協会 100千円 ・出雲鍼灸マッサージ師会 15千円 [補助内容] ア.対象 障害者団体 イ.内容 障害者団体の研修の講師費用を助成する。 障害者社会参加促進事業 障害者団体研修費用補助 [15年度予算額] 100千円 財源内訳 県支出金 66千円(補助率2/3) 一般財源 34千円			1 障害者団体補助事業 運営費補助として実施している。 [15年度予算等] 交付団体 平田市保護司会 60千円 平田市身体障害者協会 60千円 島根県社会福祉協議会 270千円 島根県障害者雇用促進協議会 9千円 平田市遺族会補助金 200千円 平田市手をつなぐ育成会 80千円 平田市断酒会 60千円 平田市原爆者協議会 60千円 平田むつぎ家族会 120千円 島根県精神障害者家族会連合会負担金 4千円 平田市母子会総会 20千円			1 障害者団体補助事業 ・身体障害者福祉協会活動委託 事務局 斐川町社会福祉協議会 委託料 15年度予算 450,000円(町単独) ・手をつなぐ育成会活動補助金 補助額 15年度予算 27,000円(町単独) ・島根県ろうあ者福祉大会補助金 補助額 14年度予算 50,000円(町単独) 15年度なし			1 障害者団体補助事業 ・精神障害者家族会活動助成金 事務局 佐田町 助成金 10,000円 ・身体障害者福祉協会助成金 事務局 佐田町社会福祉協議会 ・手をつなぐ育成会活動助成金 事務局 佐田町社会福祉協議会 ・島根県精神障害者家族連合会負担金 1,800円		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №1-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い〔障害者福祉関係〕		協 議 細 目		障害者団体補助事業	
調 整 の 方 針		「調整の具体的な内容」のとおり					
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容					
多 岐		大 社		大 社		大 社	
1 障害者団体補助事業 障害者の育成団体の活動費補助 身体障害者福祉協議会 30,000 円 事務局 社協 手をつなぐ育成会 30,000 円 " 健康福祉課 精神障害者親の会 100,000 円 " " 身体障害者余暇活動〔社会参加促進〕支援事業補助金 社協へ補助 206,000 円		1 障害者団体補助事業 身体障害者福祉協議会活動費補助 40千円		1 障害者団体補助事業 町からの直接補助は無し 社会福祉協議会で助成事業あり 手をつなぐ育成会(知的家族会) 58,000 円 精神障害者家族の会 40,000 円 通級指導教室親の会 43,000 円 共同作業所育成費 70,000 円 手話サークル活動助成金 60,000 円 点訳奉仕サークル活動助成金 60,000 円 身体障害者福祉協会育成費 75,000 円		1 障害者団体補助事業 障害者団体補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度からは各団体が実施する研修・イベント等に対する補助(事業費補助)として継続する方向で調整する。	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №1-1

協議項目	各種事務事業の取扱い〔高齢者福祉関係その2〕				協議細目	高齢者介護手当等支給事業
調整の方針						
調整の具体的な内容のとおり						
現況						
出雲市	平市	田市	斐川町	佐田町		
1 高齢者介護手当等支給事業 ○高齢者在宅介護手当 〔対象者〕 寝たきり及び痴呆の高齢者を在宅で介護している介護者で、住民税世帯非課税の者。 〔手当額〕 年額 36,000 円 〔15年度予算額〕 3,960 千円 ○高齢者在宅介護慰労金 該当なし(14年度限りで事業廃止)	1 高齢者介護手当等支給事業 ○高齢者在宅介護手当 該当なし ○高齢者在宅介護慰労金 平田市家族介護給付金 〔対象者〕 介護保険のサービスを利用しないで、自らの意志で家族を介護する世帯に、給付金を支給する。 居宅療養管理指導、福祉用具購入、住宅改修費の利用は可。 介護保険施設入所中は支給しない。 〔件数〕 約 80 件 / 月 〔支給額〕 給付月額 要支援 3,000 円 要介護1 8,000 円 要介護2 9,500 円 要介護3 13,000 円 要介護4 15,000 円 要介護5 17,500 円 〔15年度予算額〕 13,085 千円 ※平成 12 年度から 14 年度までは上記の倍額を支給。 平成 15 年度から上記の額に変更。 〔条例の施行期限〕 平成 16 年 12 月末日		1 高齢者介護手当等支給事業 ○高齢者在宅介護手当 該当なし ○高齢者在宅介護慰労金 〔対象者〕 高齢者丸ごと安心生活サポート事業実施要綱に準ずる。 事業実績なし		1 高齢者介護手当等支給事業 ○高齢者在宅介護手当 該当なし (平成13年度で廃止)	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №1-2

協議項目		各種事務事業の取扱い「高齢者福祉関係その2」			協議細目		高齢者介護手当等支給事業		
調整の方針		「調整の具体的な内容」のとおり					調整の具体的な内容		
		現況							
多	伎	町	湖	陵	町	大		社	町
1 高齢者介護手当等支給事業			1 高齢者介護手当等支給事業			1 高齢者介護手当等支給事業			
○高齢者在宅介護手当 該当なし			○高齢者在宅介護手当 該当なし			○高齢者在宅介護手当 該当なし		1 高齢者介護手当等支給事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、介護の社会化、介護保険サービスの定着・普及の観点から平成 16 年度をもって事業は廃止する。	
○高齢者在宅介護慰労金 該当なし			○高齢者在宅介護慰労金 該当なし			○高齢者在宅介護慰労金 [対象者] 要介護 4・5 に相当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者で過去 1 年間介護保険のサービスを受けなかった者を介護している家族 [件数] 1 件 [支給額] 100,000 円／年 [15 年度予算額] 100 千円			

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業の取扱い〔児童福祉関係〕		協議細目		児童福祉事業	
調整の方針		調整の具体的内容,のとおり					
現況							況
出	雲	市	平	田	市	斐川町	佐田町
1 地域子育て支援センター事業 〔施設〕 出雲市子育てファミリーセンター 〔目的〕 少子化、核家族化、女性の社会進出など社会経済情勢の変動とともに、子育ての環境が大きく変化しているなか、親子や子ども同士で楽しく遊び、仲間づくりや情報交換のきっかけとなるよう「わんぱくひろば」を開設する。 〔事業内容〕 親子の交流と遊び場の提供 子育ての相談 子育てに関する情報の収集・提供 子育てサークル等の支援 〔財源〕 地域子育て支援センター（国補助）の小規模型で実施 〔15年度予算額〕 6,100千円 財源 県 2,830千円 市 3,270千円		1 地域子育て支援センター事業 〔施設〕 平田市子育て支援センター 〔目的〕 子育ての悩み、不安の解消と情報提供、親同士の交流、仲間づくり及び親子の遊び場（語らい、育み、遊び場）の提供など子育て支援事業を行うための拠点施設として開設 〔機能〕 ①子育て相談（育児は育自笑顔でね） ②情報収集発信（知りたい知らせたい） ③適応指導（あせらずゆっく）→療育事業 ④母子保健（健やかに） ⑤助け合い（困った時はお互い様）→ファミサポ ⑥遊ぶ、仲間づくり（親子でエンジョイ） 〔特徴〕 行政部門（保育所・幼稚園事務等及び母子保健）もセンターに入り下記の事業に関わっている。 〔主な事業内容〕 ①地域子育て支援センター事業 子育て相談 子育てサークルの育成 子育てに関する情報収集・提供 親子の交流の場の提供及び交流事業など ②母子保健事業 ③ファミサポ事業 ④障害児ミニ療育事業 ⑤保育所、幼稚園等に関すること 〔財源〕 ・地域子育て支援センター事業（国補助）の小規模型を導入（15年度小規模型から従来型への移行について協議中） ・島根県障害者はつら生活支援補助金 800千円を導入 〔15年度予算額〕 ・子育て支援センター事業（地域子育て支援センター事業関係） 6,868千円 財源 県 1,756千円 市 5,112千円 ・子育て支援センター費（維持管理費等） 7,427千円 財源 市 7,427千円 ・障害児ミニ療育事業関係 2,684千円 財源 県 800千円 市 1,884千円 ・ファミサポ事業 ・母子保健事業 ・子育てサークルへの助成		1 地域子育て支援センター事業 〔施設〕 斐川町子育て支援センター（小規模型） （東部保育所内に事務局あり、認可保育所全てで実施） 〔事業内容〕 親子の交流と遊び場の提供 子育ての相談 子育てサークル等の育成・支援 子育てに関する情報の収集・提供 〔事業主体〕 斐川町 〔15年度予算額〕 2,927,000円		1 地域子育て支援センター事業 〔施設〕 佐田町子育て支援センター （須佐小学校空き教室利用） 〔事業内容〕 ○指導員 常勤1名（8:30～17:30）指導員身分 町社協嘱託職員 ○事業内容 育児相談事業、子育てひろば、子育てサークル等の育成・支援 〔事業主体〕 佐田町 佐田町社会福祉協議会に委託 〔15年度予算額〕 委託料 3,003千円 島根県特別保育事業補助金（子育て支援センター事業補助金を活用） 〔その他〕 放課後児童クラブと併設 町母子事業との連携	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №1-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(児童福祉関係)			協議細目		児童福祉事業
調整の方針		調整の具体的内容のとおり					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容		調整の具体的内容					
調整の具体的内容							

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №2-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い（児童福祉関係）		協 議 細 目		児童福祉事業
調 整 の 方 針		『調整の具体的な内容』のとおり				
現 況						
出	雲	市	平	田	市	斐 川 町
2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)	2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)	2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)	2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)	2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)	2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)	2 母子家庭等入学等祝金 (県制度のみ)
○独自制度 母子家庭の児童が小学校・中学校に入学する際に、児童を養育する母に対し、入学祝金を支給する。	○独自制度 「一人親家庭等入学準備金」 母子(父子)世帯の児童・生徒が小学校、中学校、高校に入学する際に、児童を養育する母等に対し支給する。	○独自制度 母子家庭等の児童が小学校・中学校・高校に入学・就職する際に、児童を養育する母等に対し、入学祝金を支給する。	○独自制度 母子家庭等の児童が小学校・中学校・高校に入学・就職する際に、児童を養育する母等に対し、入学祝金を支給する。	○独自制度 母子家庭等の児童が小学校・中学校・高校に入学・就職する際に、児童を養育する母等に対し、入学祝金を支給する。	○独自制度 母子家庭等の児童が小学校・中学校・高校に入学・就職する際に、児童を養育する母等に対し、入学祝金を支給する。	○独自制度 母子家庭等の児童が小学校・中学校・高校に入学・就職する際に、児童を養育する母等に対し、入学祝金を支給する。
[支給額] 小学校入学時 10,000円 中学校入学時 10,000円	[支給額] 小学校入学時 10,000円 中学校入学時 10,000円 高校入学時 10,000円	[支給額] 小学校入学時 10,000円 中学校入学時 10,000円 高校入学時 10,000円	[支給額] 小学校入学時 12,000円 中学校入学時 12,000円 高校入学時 12,000円 中学校卒業後の就職 12,000円	[支給額] 小学校入学時 12,000円 中学校入学時 12,000円 高校入学時 12,000円 中学校卒業後の就職 12,000円	[支給額] 小学校入学時 12,000円 中学校入学時 12,000円 高校入学時 12,000円 中学校卒業後の就職 12,000円	[支給額] 小学校入学時 12,000円 中学校入学時 12,000円 高校入学時 12,000円 中学校卒業後の就職 12,000円
[対象者] 母子家庭	[対象者] 所得税非課税世帯である母子・父子家庭(養育者を含む)	[対象者] 所得税非課税世帯である母子・父子家庭(養育者を含む)	[対象者] 所得税非課税世帯である母子・父子家庭(養育者を含む)	[対象者] 所得税非課税世帯である母子・父子家庭(養育者を含む)	[対象者] 所得税非課税世帯である母子・父子家庭(養育者を含む)	[対象者] 所得税非課税世帯である母子・父子家庭(養育者を含む)

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №2-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(児童福祉関係)			協議細目		児童福祉事業
調整の方針							
調整の具体的内容							
多岐		伎		町		現況	
2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)		2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)		2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)		2 母子家庭等入学等祝金 (県制度の他に独自制度あり)	
○独自制度 母子家庭の児童が小学校、中学校卒業後の就職をする場合支度金を支給		○独自制度 母子家庭の児童が小学校、中学校入学、及び中学校卒業後の就職の際に、児童を養育する母に対し、入学祝金を支給する。		○独自制度 母子家庭の児童が小学校、中学校入学する際に、児童を養育する母等に対し、入学祝金を支給する。		○独自制度 母子家庭の児童が小学校、中学校入学する際に、児童を養育する母等に対し、入学祝金を支給する。	
[支給額] 小学校入学時 15,000円 中学校入学時 15,000円 高校入学時 20,000円 中学校卒業後の就職 20,000円		[支給額] 小学校入学時 15,000円 中学校入学時 15,000円 高校入学時 15,000円 中学校卒業後の就職 15,000円		[支給額] 小学校入学時 15,000円 中学校入学時 15,000円		[支給額] 小学校入学時 15,000円 中学校入学時 15,000円	
[対象者] 母子家庭		[対象者] 母子家庭		[対象者] 所得税非課税世帯である母子・父子家庭		[対象者] 所得税非課税世帯である母子・父子家庭	
◎ 島根県の制度 '母子父子家庭等入学就職支度金' ☆入学支度金 [対象者] 次の(1) (2) (3) (4)のいずれにも該当する方 (1) 母子・父子家庭であって現に児童を養育していること (2) 両親のいない児童を養育している方、配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働くことができない方も含まれます。 (3) 養育している児童が小・中学校・高等学校等に入学すること (4) 島根県内に住所を有すること(但し、生活保護世帯は高等学校等に入学の場合に限り該当となりません。) [支給額] 小学校・中学校入学時 15,000円 中学校卒業時 20,000円 ☆就職支度金 [対象者] (1) 入学支度金支給条件(県支度金)の(1) (3) (4)に該当する方 (2) 養育している児童が中学校を卒業し就職すること [支給額] 中学校卒業就職 20,000円							

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №1-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(その他福祉関係)		協 議 細 目		社会福祉協議会	
調 整 の 方 針		調整の具体的な内容のとおり					
現 況							
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町				
1 社会福祉協議会運営費助成 [補助対象] 出雲市社会福祉協議会人件費補助 常務理事1名、職員5名 [補助基準] 報酬・給料・手当、共済費、厚生費 人件費の90% [15年度予算額] 31,155千円	1 社会福祉協議会運営費助成 [事業等] 平田市社会福祉協議会人件費補助 事務局員5人 人件費補助4人100% [補助] 人件費(給与、社会保険料など) [15年度予算等] 27,531千円	1 社会福祉協議会運営費助成 ○斐川町社会福祉協議会人件費補助 事務局員人件費5人 会長報酬1人 [対象]人件費(給与、社会保険料等) [15年度予算]20,633千円 ○斐川町社会福祉協議会事業費補助 [対象]島根県社会福祉協議会会費 斐川町社会福祉大会費等 [15年度予算]2,000千円 ○ふれあいまちづくり事業費補助 [対象]人件費等 [15年度予算]1,500千円 ○ボランティア育成等委託料 [15年度予算]270千円 ○福祉号運行補助金 [15年度予算]1,539千円 ○福祉日常生活用具貸与事業補助金 [15年度予算]2,500千円 ○住宅改良助成事業 [15年度予算]1,250千円	1 社会福祉協議会運営費助成 [町社協事業内容] 地域福祉部門4人(正規3人 嘱託1人) 児童福祉部門3人(嘱託3人) 在宅介護支援センター3人(正規2人 嘱託1人) 生活支援ハウス2人				

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №1-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(その他福祉関係)			協 議 細 目	
調整の方 針						
調整の具体的内容のとおり						
現 況						
多 岐 市		湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容		
1 社会福祉協議会運営費助成 [補助対象] 多岐町社会福祉協議会人件費補助 事務局長1名、職員3名、嘱託1名 [補助基準] 報酬・給料・手当、共済費、厚生費 人件費の100% [15年度予算額] 24,069千円		1 社会福祉協議会運営費助成 [補助対象] 湖陵町社会福祉協議会人件費補助 事務局長1名、職員2名 [補助基準] 給料・手当・共済費 人件費 100% [14年度予算額] 12,290千円	1 社会福祉協議会運営費助成 [補助対象] 大社町社会福祉協議会人件費補助 事務局長1名、職員3名 [補助基準] 報酬・給料・手当、共済費、厚生費 人件費の100% [14年度予算額] 17,081千円	1 社会福祉協議会運営費助成 新市で統合設置される社会福祉協議会については、地域福祉の中心的役割を明確にし、事業内容に見合った運営費助成を合併時までに検討する。		

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №2-1

協議項目		各種事務事業の取扱い[その他福祉関係]		協議細目		社会福祉施設整備費補助事業	
調整の方針		[調整の具体的内容]のとおり					
出雲市		平田市		斐川町		佐田町	
2 社会福祉施設整備費補助事業 ◎高齢者福祉施設 [補助対象] 社会福祉法人等の公益団体が設置し、かつ国県補助(又は民間財団補助)を受ける高齢者福祉施設整備について補助金を交付する。		2 社会福祉施設整備費補助事業 ◎老人福祉施設、障害者福祉施設 [補助対象] ① 市内において社会福祉法人が整備する老人福祉施設又は障害者福祉施設(施設に制限有り) ② 平田市介護保険事業計画又は平田市障害者プランに整備計画が定められている施設。 ③ 利用者の概ね8割が平田市民であることが見込まれる施設。		2 社会福祉施設整備費補助事業 ◎福祉施設等 [補助対象] 社会福祉法人が、福祉施設等の創設、増築及び改築又は大規模修繕並びに設備整備を行なう場合で、国、県又は社会福祉事業の振興を目的とした日本船舶振興会、中央競馬福祉財団等が補助する事業及び、社会福祉法人等が行う単独事業で、町長が特に必要と認めた事業		2 社会福祉施設整備費補助事業 ◎福祉施設 [補助対象] 佐田町内で社会福祉法人が整備する福祉施設	
[補助基準] 入所施設: 国補助基準額の範囲内で国県補助額の 3/10 を助成 通所施設: 国補助基準額の 1.2 倍を市補助基準額とし、その範囲内で国県補助額の全額を助成		[補助基準] 入所施設: 国補助基準額の範囲内で国県補助額の 3/10 を助成 通所施設: 国補助基準額の 1.2 倍を市補助基準額とし、その範囲内で国県補助額の全額を助成		[補助基準] (1) 補助対象事業については、国庫補助基準額に四分の一を乗じて得た額以内 (2) 補助対象事業で、社会福祉医療事業団等の借入金がある場合は、前号の金額の範囲内で元利補給を行うことができる (3) 単独事業については、総事業費(設備整備費を含む)から寄付金その他の収入額を控除した額に三分の二を乗じて得た額以内		[補助基準] 現時点では佐田町社会福祉協議会のみが該当法人であり、施設整備事業の内容を精査し補助金額を決定している。 平成14年度 特養改修事業の補助金額は4000万円、総事業費の40%を目安としている。	
[15年度予算額] 養護老人ホーム長浜和光園(改築)33,800千円 痴呆老人グループホームひだまり(新築)47,380千円 痴呆老人グループホーム・デイサービスセンター・小山園(新築)4,420千円		[15年度予算額] るんびにに苑デイサービスセンター施設整備補助金 22,526千円 万田の郷デイサービスセンター施設整備償還金補助金 1,851千円		[事業] 斐川サンホーム・斐川福祉の里償還事業 社会福祉施設整備費利子補給金 医療事業団等の利子補給		[15年度予算額] 高齢者関係福祉施設補助 0円 障害者関係福祉施設補助(出雲市) 1,897千円	
◎保育所施設 [補助対象] 社会福祉法人が保育所の創設、拡張、移転改築を行なう場合で、国県補助金又は日本自転車振興会等の補助を受けて行なう事業		◎保育所施設 [補助対象] 社会福祉法人が行う大規模修繕等について、市と協議し法人負担の一部を助成する。 平成14年度 0件 平成15年度 0件					
[補助基準] 国県又は日本自転車振興会等の補助基本額に100分の120を乗じた額から、国県又は日本自転車振興会等の補助金額を差し引いた額以内(取り扱い額は100分の100としている)		[補助基準] 国県又は日本自転車振興会等の補助基本額に100分の120を乗じた額から、国県又は日本自転車振興会等の補助金額を差し引いた額以内(取り扱い額は100分の100としている)					
平成14年度 創設 1件 改築 1件 平成15年度 創設 1件 改築 1件		平成14年度 創設 1件 改築 1件 平成15年度 創設 1件 改築 1件					

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 №2-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(その他福祉関係)	協議細目	社会福祉施設整備費補助事業
調整の方針		調整の具体的内容	
現況		調整の具体的内容	
多岐	大社町	大社町	大社町
2 社会福祉施設整備費補助事業 ◎福祉施設 [補助対象] 町内において社会福祉法人が整備する福祉施設 [補助基準] 多岐町補助金等交付規則による。 (規則においては、詳細まで定めていない。) 新築の場合、現行では補助基準額の自己負担部分の補助。 法人借入れについては、 特別養護老人ホーム潮風苑は元金、利息とも100%補助。 老人保健施設たきは補助なし 修繕については、町と協議の上、補助をする。 [14年度予算額] 社会福祉法人多岐の郷借入金償還金補助 「特別養護老人ホーム潮風苑」の新設に対し社会福祉医療団 から受けた融資に対する償還金の補助 6,300千円 元金 100% 利息 100% ◎保育所施設 [補助対象] 社会福祉法人が保育所の創設、拡張、移転改築を行なう場 合で、国県補助金又は日本自転車振興会等の補助を受けて 行なう事業 [補助基準] 多岐町補助金等交付規則による	2 社会福祉施設整備費補助事業 ◎福祉施設 [補助基準] 町長が必要であると認めるとき予算の範囲内 [15年度予算額] 807千円 社会福祉法人善光会の借入金償還金補助 社会福祉医療事業団から借入れた社会福祉施設建設資金 償還金補助 (H13~H32まで 13,950千円) ◎保育所施設 [補助基準] 町長が必要であると認めるとき予算の範囲内 [15年度予算額] 1,186千円 社会福祉法人湖陵福祉会の借入金償還金補助 社会福祉医療事業団から借入れた社会福祉施設増築資金 償還金補助 (H12~H31迄 補助金総額 22,308千円)	2 社会福祉施設整備費補助事業 ◎老人福祉施設、痴呆性高齢者グループホーム、在宅複合型 施設 [補助対象] ① 老人福祉法第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5 条の2第5項に基づく住居としての痴呆性高齢者グループ ホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健 福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づ 在宅複合型施設の整備及び設備整備に対するもの ② 介護保険法第7条第22項に規定する介護老人保健施設 及同条第23項に規定する介護療養型医療施設の建設に 要する経費 [補助基準] ① 国庫等補助対象となった施設等整備 施設等整備に要した費用の総額の12%以内 ② 県単補助額の範囲内 [15年度予算額] H4建設(特養・デイ)借入金元利補給補助 (H23まで) 特養:3,041千円 デイ:3,099千円 ◎保育所施設 [補助対象] 社会福祉法人が保育所の創設、拡張、移転改築を行なう場 合で、国県補助金又は共同募金会等の補助を受けて行なう事 業	2 社会福祉施設整備費補助事業 次の内容を基本とする要綱を新市で策定し整備費助成を行う。 (対象施設) 新市で策定する各種施設整備計画に基づき整備する社会 福祉施設等 [補助内容] ① 新築・改築・増築 国庫補助基準額または民間補助金の補助基準額からそ れぞれ国県補助額または民間補助金額を控除した額を補 助額とする。ただし、施設種別により運営費に借入金償還 金財源が含まれない場合などにおいて補助金を上乗せす ることができるとする。 ② 拡張、大規模修繕等 整備費が当該施設の年間運営費の5%以上の場合に限 り、その整備費から国県等の補助金を控除した額の1/2を 補助額とする。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №1-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)	協議細目	生涯学習事業
調整の方針	別紙のとおり		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
1 成人式 [開催日] 成人の日の前日 [開催日] 1月3日 [事業内容] ・開催日: 成人の日(1月第2月曜日)の前日の日曜日 ・成人式典(会場: 出雲市民会館) 市長挨拶、来賓祝辞、新成人の言葉(2人) 司会: 新成人 ・交歓の集い(会場: 鳥根厚生年金会館) 軽食(アルコールなし)、歓談 [事業費(H14予算額)] ・成人式: 交歓の集い(1,300千円)	1 成人式 [開催日] 成人の日の前日 [開催日] 1月3日 [事業内容] ・開催日: 1月3日 ・成人式典(会場: 平田市立文化館) 記念品あり 市長挨拶、来賓祝辞、新成人謝辞(2人) 運営・司会: 生涯学習課 ・アトラクション(会場: 同上) [事業費(H14予算額)] ・成人式(866千円)	1 成人式 [開催日] 成人の日の前日 [開催日] 1月3日 [事業内容] ・成人式典(会場: ゆかり館) 町長挨拶、議長挨拶、新成人誓いの言葉 記念品贈呈 アトラクション、記念撮影 ・司会: 職員 ・記念品: アルバム、しおり [事業費(H14予算額)] ・成人式(500千円)	1 成人式 [開催日] 1月3日 [事業内容] ・成人式典(会場: ゆかり館) 町長挨拶、議長挨拶、新成人誓いの言葉 記念品贈呈 アトラクション、記念撮影 ・司会: 職員 ・記念品: アルバム、しおり [事業費(H14予算額)] ・成人式(500千円)
2 社会教育関係団体等への補助金 [家庭教育・青少年育成団体] ・青少年健全育成市民会議補助金(700千円) ・地区ネットワーク活動補助金(8,000千円) ・ユースプラン21推進委員会補助(5,000千円) ・青少年のための科学の祭典実行委員会補助(3,000千円)	2 社会教育関係団体等への補助金 [家庭教育・青少年育成団体] ・青少年育成平田市民会議補助(400千円) ・平田市子ども連合会補助 ・平田市農業青年協議会(120千円) ・平田市立勤労青少年ホーム利用者会補助(120千円) [その他の成人教育団体] ・社会教育学級運営費補助(1,650千円) ・各地区社会教育関係団体連絡協議会運営費補助(67,091千円) ・成人学級事業補助(150千円) ・案検作業場維持管理補助(550千円)	2 社会教育関係団体等への補助金 [家庭教育・青少年育成団体] ・斐川町青少年健全育成協議会補助(400千円) ・佐田町青年団活動助成(100千円) ・佐田町こども会連合会活動助成(160千円) [その他成人教育団体] ・学社融合事業学校助成(200千円)	2 社会教育関係団体等への補助金 [家庭教育・青少年育成団体] ・佐田町青少年健全育成協議会(400千円) ・佐田町青年団活動助成(100千円) ・佐田町こども会連合会活動助成(160千円) [その他成人教育団体] ・学社融合事業学校助成(200千円)

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №1-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)		協議細目		生涯学習事業
調整の方針						
別紙のとおり						
調整の具体的内容						
多岐		町	現況	湖陵	大社	町
1 成人式 [開催日] 8月14日 [事業内容] ・式典 ・記念撮影 ・町内行政視察 ・意見交換 ・アトラクション 立食パーティー 進行町青年協議会 記念品 アルバム、記念写真 [事業費(H14予算額)] ・成人式(568千円)		1 成人式 [開催日] 8月15日 [事業内容] ・式典 町長式辞 新成人誓いの言葉 記念品贈呈 記念撮影 ・祝宴 実行委員会企画事業 [事業費(H14予算額)] ・成人式(64千円) ・成人式実行委員会補助金(300千円))	1 成人式 [開催日] 成人の日の前日 [事業内容] ・式典(会場・大社文化プレイス) 町長式辞、来賓祝辞 記念品贈呈 20才の抱負(新成人2名) アトラクション 記念撮影 ・司会者・職員 [事業費(H14予算額)] ・成人式(234千円)	2 社会教育関係団体等への補助金 [家庭教育・青少年育成団体] ・多伎町青年協議会補助(160千円) ・体験活動補助(300千円) ・多伎町女性の会(134千円) ・地区婦人会活動育成補助 3団体 (300千円)	2 社会教育関係団体等への補助金 [家庭教育・青少年育成団体] ・大社町青少年健全育成町民会議(175千円) ・大社町PTA連合会補助(120千円) ・大社町連合婦人会補助(250千円)	1 成人式 新市の新成人全てを対象に一堂に会した成人式を1月に開催する。 2 社会教育関係団体等への補助金 (1) 青少年健全育成市民会議補助金次代を担う青少年の健全育成のために、現在ある市・町民団体を統一することとし、補助金については、新市において新たに制度化する。 (2) 各種団体への補助(青年団体、女性団体、成人団体等)現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け調整する。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №2-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)		協議細目		生涯学習事業	
調整の方針		別紙のとおり		現況			
出	雲	市	市	平	田	市	町
3 公民館・コミュニティセンター事業		3 公民館・コミュニティセンター事業		3 公民館・コミュニティセンター事業		3 公民館・コミュニティセンター事業	
[施設名称]		[施設名称]		[施設名称]		[施設名称]	
名称	区域人口	区域世帯	名称	区域人口	区域世帯	名称	区域人口
今市コミュニティセンター	6,591	2,460	平田公民館	7,514	2,149	中央公民館	全体 4,671
大津コミュニティセンター	9,641	3,319	瀬分公民館	3,780	972	中央公民館分館	-
梅治コミュニティセンター	14,617	5,618	国富公民館	2,936	760	東須佐地区公民館	1,080
古志コミュニティセンター	2,258	674	西田公民館	1,969	534	西須佐地区公民館	1,585
高松コミュニティセンター	9,308	2,944	鱒淵公民館	853	265	八幡原地区公民館	749
西郷コミュニティセンター	9,688	3,547	久多美公民館	2,643	748	窪田地区公民館	290
高松コミュニティセンター	3,506	965	榎山公民館	1,640	426	橋波地区公民館	294
川勝コミュニティセンター	7,760	2,518	東公民館	2,976	810		
倉真コミュニティセンター	1,557	418	北浜公民館	1,560	440		
上津コミュニティセンター	1,616	413	佐香公民館	2,045	582		
穂原コミュニティセンター	2,230	549	伊野公民館	1,625	438		
朝山コミュニティセンター	2,224	547	西郷東公民館	-	-		
乙立コミュニティセンター	870	243					
神門コミュニティセンター	6,702	1,938					
神西コミュニティセンター	3,802	1,201					
草浜コミュニティセンター	5,224	1,544					
外園分館	-	-					
[運営組織]		[運営組織]		[運営組織]		[運営組織]	
出雲市コミュニティセンター運営協議会		地区公民館運営審議会		地区公民館運営審議会		公民館運営審議会	
地区コミュニティセンター運営委員会		公民館専門部(平田公民館のみ)				中央公民館管理委託・NPO スサノオの風	
地区コミュニティセンター事業委員会		[職員]		[職員]		[職員]	
[職員]		非常勤特別職		非常勤特別職		非常勤特別職	
団体職員(コミュニティセンター運営協議会職員)		・公民館長(11名)		・地区公民館長(7名)		・地区公民館長(5名)	
・コミュニティセンター長(16)		団体職員		・公民館主事(7名)		・公民館主事(5名)	
・コミュニティセンターチーフマネジャー(16名)		・公民館主事(11名)		・公民館主事補(7名)		・公民館管理嘱託(1名)	
・コミュニティセンターマネジャー(33名)		・公民館主事補(11名)		臨時職員(町)		NPO スサノオの風	
・コミュニティセンターアシスタント(16名)		[事業運営費] ()は14年度予算		[事業運営費] ()は14年度予算		[事業運営費] ()は14年度予算	
・分館長(1)		該当なし		該当なし		該当なし	
[補助金]		[補助金]		[補助金]		[補助金]	
・地区コミュニティセンター活動促進事業(257,686千円)		・各地区社会教育団体連絡協議会補助金(65,441千円)		・公民館協議会補助金(28,802千円)		・中央公民館及び分館維持管理運営費(17,854千円)	
・地区コミュニティセンター管理費(16,700千円)		内訳 ①人件費(54,441千円)		・中央公民館(26,594千円)		・東須佐地区公民館維持管理運営費(1,623千円)	
・地区コミュニティセンター施設整備費(68,000千円)		②管理費(11,000千円)		・地区公民館(43,799千円)		・西須佐地区公民館維持管理運営費(2,174千円)	
・地区コミュニティセンター自主企画事業(22,000千円)				[補助金]		・八幡原地区公民館維持管理運営費(1,921千円)	
[負担金]		[負担金]		[負担金]		・窪田地区公民館維持管理運営費(1,901千円)	
・出雲市コミュニティセンター運営協議会委託金(260,342千円)		・地区コミュニティセンター自主企画事業補助金(22,000千円)		・公民館協議会補助金(28,802千円)		・橋波地区公民館維持管理運営費(1,537千円)	
[補助金]		[補助金]		[補助金]		[補助金]	
・地区コミュニティセンター自主企画事業補助金(22,000千円)		[補助金]		[補助金]		[補助金]	

針方整調の合議協併合地区部

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №2-2

協 議 項 目		協 議 細 目		生涯学習事業	
調 整 の 方 針		別紙のとおり			
現 況				調 整 の 具 体 的 内 容	
多 岐 市	湖 陵 市	大 塚 市	町		
3 公民館・コミュニティセンター事業 [施設名称] 多岐町公民館 小田分館 田儀分館 高木分館	3 公民館・コミュニティセンター事業 [施設名称] 湖陵町中央公民館 湖陵町公民館 小田分館 田儀分館 高木分館	3 公民館・コミュニティセンター事業 [施設名称] 大社公民館 荒木公民館 遥穂公民館 日御崎公民館 船鷲公民館	3 公民館・コミュニティセンター事業 [施設名称] 大社公民館 荒木公民館 遥穂公民館 日御崎公民館 船鷲公民館	3 公民館・コミュニティセンター (1) 施設 公民館・コミュニティセンター（以下「公民館等」とする。）については、現行の とおり新市に引き継ぐ。ただし、斐川町中央公民館と佐田町中央公民館は文化 施設として活用する。 (2) 運営 公民館等が行っている業務は、地域住民の暮らしや活動に密接し、多様な 利用がされていることから、現状のとおり維持・継続していく。 公民館等のあり方や統廃合等の問題については、新市に移行後、専門の諮 問機関を設置し、住民（代表）の意見を聞きながら検討する。 合併時から新たな制度が創設されるまでの維持管理については、次のとおり とする。 ① 管理・維持に関する地元負担金は徴収しない。 ② 住民利用について、施設の使用料及び冷暖房費は、徴収しない。 ③ 営利を目的とする行為（団体）には使用させない。 ただし、ホールを有し、現在有料の施設は、使用料条例を制定し、貸し出すも のとする。 (3) 生涯学習事業 公民館等における生涯学習事業については、事業実施のための補助を行い 充実を図る。ただし、現在直営で行っている公民館については、合併後当分の 間は直接執行する。	
[運営組織] 恒 営 (教育委員会)	[運営組織] 公民館運営審議会	[運営組織] 生涯学習推進協議会 各地区公民館運営審議会	[職員] 非常勤特別職 ・公民館長 (5 名) 団体職員 (大社町生涯学習協議会職員) ・公民館主事 (6 名) ・公民館事務員 (7 名)		
[事業運営費] ()は14年度予算 ・公民館管理費 (20,530 千円) ※ 生涯学習事業は教育委員会事業として実施 (直営)	[事業運営費] ()は14年度予算 ・公民館運営費 (5,204 千円) ・生涯学習推進事業 (800 千円) ・公民館活動費 (132 千円)	[事業運営費] ()は14年度予算 ・大社町生涯学習協議会委託 (各公民館・湊原体験学習センターへ配分) [内訳] ①人件費 (26,231 千円) ②管理費 (828 千円) 事務費 ※光熱水費・修繕費は教委で予算対応 ③活動費 (4,982 千円) ④協議会運営費 (252 千円)	[補助金] 該当なし	[補助金] 該当なし	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №3-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)			協議細目		生涯学習事業
調整の方針		別紙のとおり					
現況							
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	田町	町		
4 生涯学習関連施設 [施設・目的] ・出雲市勤労青少年ホーム 市内の中小企業に働く青少年の福祉の増進を図り、勤労青少年の健全なる育成と労働生産性の向上を目的とする。 (運営組織: 勤労青少年ホーム運営委員会) ・出雲市青少年指導センター ○青少年の街頭補導・相談 ○青少年育成及び指導に関する他の機関及び団体との連絡及び協力にすること。 ○青少年問題の調査、健全育成の啓発 ○青少年に有害な影響を与える環境の浄化 (運営組織: 出雲市青少年指導センター運営協議会) ・出雲市営天王山キャンプ場 天王山キャンプ場は北山の豊かな自然に囲まれ、10 のテントサイトをはじめ、炊事場、便所(優先便所あり)等を備えた施設。青少年の自然体験、野外活動の拠点、北山登山の休憩場所として活用できる。 (運営組織: 天王山キャンプ場管理委員会) [職員] 出雲市勤労青少年ホーム 館長(1名) 指導員(1名) 臨時・パート職員(2名) (出雲市青少年指導センター) 嘱託職員 ・青少年指導センター所長兼主任(1名) ・青少年指導センター相談員(2名)	4 生涯学習関連施設 [施設・目的] ・平田市立勤労青少年ホーム 市内の中小企業に働く青少年の福祉の増進を図り、勤労青少年の健全なる育成と労働生産性の向上を目的とする。 (運営組織: 勤労青少年運営委員会) ・平田市立学習館 平田市立図書館に併設された施設で、視聴覚ホール、研修室を有し、生涯学習の推進を目的とする。 [職員] (平田市立勤労青少年ホーム) 館長(1名) 指導員(1名) 臨時職員(1名) (平田市立学習館) 管理は(財)平田市体育・公園・文化振興財団に委託	4 生涯学習関連施設 [施設・目的] ・斐川町青少年研修センター ※四季荘に併設 青少年を団体で宿泊させ、各種の研修を通して規律、協同、友愛、奉仕の精神を養い、もって心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに婦人、老人及び各種団体が研修を行い、教養の向上と地域福祉の増進を図ることを目的とする。 (運営組織: 斐川町社会福祉センター運営委員会) [職員] (斐川町青少年研修センター) 管理運営は斐川町社会福祉協議会に委託 所長(1名) 調理師(2名) 応接員職員(5名) 嘱託職員(2名) 事務員(2名) 警備員嘱託(2名)	4 生涯学習関連施設 該当なし				

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №3-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)				協議細目	生涯学習事業	
調整の方針		別紙のとおり						
		現況				調整の具体的内容		
多	伎	町	湖	陵	町		大	社
4 生涯学習関連施設 [施設・目的] ・風の子楽習館 (H15年10月オープン予定) ・手引ヶ丘公園内に建設予定で、自然エネルギーや環境問題について遊びを通じて体験学習できる施設です。			4 生涯学習関連施設 該当なし			4 生涯学習関連施設 [施設・目的] ・浅原体験学習センター(浜遊自然館) 人と自然とのふれあいの場を提供し、生涯学習の推進を目的とする。 (運営組織:大社町生涯学習推進協議会)		4 生涯学習関連施設 現行のとおり、新市に引き継ぐ。
						[職員] (浅原体験学習センター) 嘱託職員 ・館長(1名) 団体職員(大社町生涯学習推進協議会) ・職員(2名)		

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №4-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)		協議細目		生涯学習事業																																																																
調整の方針		別紙のとおり																																																																				
現況																																																																						
出雲市	平田市	田市	斐川町	佐田町																																																																		
5 生涯学習関連施設使用料 ・出雲市勤労青少年ホーム 無料 ・出雲市青少年指導センター 無料 ・出雲市営天王山キャンプ場 無料	5 生涯学習関連施設使用料 ・平田市立勤労青少年ホーム 無料(ただし、勤労青少年のための事業以外に使用する場合には使用料設定あり) ・平田市立学習館使用料 (1時間当たり料金) <table><tr><th>区分</th><th>平日</th><th>土日、休日</th></tr><tr><td>視聴覚ホール</td><td>9:00~17:00 1,700円</td><td>17:00~22:00 2,200円</td></tr><tr><td>研修室</td><td>700円</td><td>800円</td></tr><tr><td>※ 冷暖房装置及び備付け備品の使用料は別に定める。</td><td>800円</td><td>900円</td></tr></table>	区分	平日	土日、休日	視聴覚ホール	9:00~17:00 1,700円	17:00~22:00 2,200円	研修室	700円	800円	※ 冷暖房装置及び備付け備品の使用料は別に定める。	800円	900円		5 生涯学習関連施設使用料 斐川町青少年研修センター使用規程 [宿泊料] <table><tr><th>区分</th><th>1部屋1人での宿泊</th><th>1部屋2人での宿泊</th><th>1部屋3人以上での宿泊</th><th>ベッド</th><th>中学生</th><th>小学生</th><th>3歳以上幼児</th></tr><tr><td>大人</td><td>4,800円</td><td>4,300円</td><td>4,000円</td><td>3,500円</td><td>2,500円</td><td>2,000円</td><td>1,500円</td></tr></table> [利用料] <table><tr><th>区分</th><th>10量</th><th>25量</th><th>50量</th><th>大広間</th></tr><tr><td>個室</td><td>10量</td><td>25量</td><td>50量</td><td>大広間</td></tr><tr><td>11時~15時</td><td>3,600円</td><td>4,000円</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>17時~21時</td><td>3,600円</td><td>4,000円</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td></tr><tr><td colspan="5">超過1時間毎に2割り増し</td></tr></table> [会議その他の利用] <table><tr><th>区分</th><th>9時~13時</th><th>13時~17時</th><th>17時~21時</th></tr><tr><td>研修室</td><td>3,000円</td><td>3,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td colspan="4">超過1時間毎に2割り増し</td></tr></table>	区分	1部屋1人での宿泊	1部屋2人での宿泊	1部屋3人以上での宿泊	ベッド	中学生	小学生	3歳以上幼児	大人	4,800円	4,300円	4,000円	3,500円	2,500円	2,000円	1,500円	区分	10量	25量	50量	大広間	個室	10量	25量	50量	大広間	11時~15時	3,600円	4,000円	8,000円	15,000円	17時~21時	3,600円	4,000円	8,000円	15,000円	超過1時間毎に2割り増し					区分	9時~13時	13時~17時	17時~21時	研修室	3,000円	3,000円	3,000円	超過1時間毎に2割り増し				5 生涯学習関連施設使用料 該当なし	
区分	平日	土日、休日																																																																				
視聴覚ホール	9:00~17:00 1,700円	17:00~22:00 2,200円																																																																				
研修室	700円	800円																																																																				
※ 冷暖房装置及び備付け備品の使用料は別に定める。	800円	900円																																																																				
区分	1部屋1人での宿泊	1部屋2人での宿泊	1部屋3人以上での宿泊	ベッド	中学生	小学生	3歳以上幼児																																																															
大人	4,800円	4,300円	4,000円	3,500円	2,500円	2,000円	1,500円																																																															
区分	10量	25量	50量	大広間																																																																		
個室	10量	25量	50量	大広間																																																																		
11時~15時	3,600円	4,000円	8,000円	15,000円																																																																		
17時~21時	3,600円	4,000円	8,000円	15,000円																																																																		
超過1時間毎に2割り増し																																																																						
区分	9時~13時	13時~17時	17時~21時																																																																			
研修室	3,000円	3,000円	3,000円																																																																			
超過1時間毎に2割り増し																																																																						

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №4-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)	協議細目	生涯学習事業
調整の方針	別紙のとおり		
多岐	現況	大社町	調整の具体的内容
		5 生涯学習関連施設使用料 該当なし	
5 生涯学習関連施設使用料 該当なし	5 生涯学習関連施設使用料 該当なし	5 生涯学習関連施設使用料 湊原体験学習センター 町民は無料 町民以外は有料(ただし学校教育活動の場合を除く。)	5 生涯学習関連施設使用料 現行のとおり新市に引き継ぐ。
		5 生涯学習関連施設使用料 該当なし	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №5-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)	協議細目			
調整の方針	別紙のとおり				
現況		状況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町		
6 ボランティア推進事業 [推進施設] ・出雲市総合ボランティアセンター [事業目的] ボランティア活動の推進のために、従来からの福祉を中心とした活動から、教育・スポーツ・文化・科学・環境等を含む総合的なボランティア活動の支援体制を整備し、新しい21世紀の地域社会をつくるために、多様なボランティア情報を発信する活動の拠点として設置する。 [関係団体名称] ・出雲市総合ボランティアセンター運営委員会(事務局) [運営費(H14予算額)] ・ボランティアセンター管理運営費(2,420千円) ・ボランティアセンター指導員人件費(4,120千円) [補助金・助成金] ・出雲市総合ボランティアセンター運営委員会補助(900千円) [職員] 非常勤特別職 ・総合ボランティアセンター長(1名) ・総合ボランティアセンター副センター長(2名) 嘱託職員 ・総合ボランティアセンター指導員(2名) 臨時職員 ・総合ボランティアセンターパート(1名)	6 ボランティア推進事業 該当なし	6 ボランティア推進事業 該当なし	6 ボランティア推進事業 該当なし		

針灸方調整の協議会

教育・文化専門部会 生涯学習分科会 №5-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(生涯学習関係 その2)				協 議 細 目		生涯学習事業
調 整 の 方 針		別紙のとおり						
多 岐 市		現 況				調 整 の 具 体 的 内 容		
多	岐	市	湖 陵 町	大 社 町	大 社 町	大 社 町	大 社 町	大 社 町
6 ボランテア推進事業 該当なし			6 ボランテア推進事業 該当なし			6 ボランテア推進事業 該当なし	6 ボランテア推進事業 該当なし	6 ボランテア推進事業 現行のとおり新市に引継ぐ。 ボランテアの推進については、現在の出雲市総合ボランテ アセンターを新市の拠点施設とし、公民館等で活動している ボランテアとの連携を図りつつ、調整する。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その4)		協 議 細 目		体育諸団体の指導育成	
調 整 の 方 針		調整の具体的内容のとおり					
現 況							
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町				
1 スポーツ関係法人 NPO 法人出雲スポーツ振興21	1 スポーツ関係法人 (財) 平田市体育・公園・文化振興財団 現在「スポーツ・文化NPO法人」設立の取り組みを行っている。	1 スポーツ関係法人 該当なし	1 スポーツ関係法人 NPO法人「スサノオの風」				

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その4)				協 議 細 目		体育諸団体の指導育成	
調 整 の 方 針		調整の具体的内容のとおり							
		調 整 の 具 体 的 内 容							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況							
多		現 況		</					

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その4)				協 議 細 目		体育諸団体の指導育成			
調 整 の 方 針						調整の具体的な内容のとおり					
出 雲 市						現 況					
出 雲 市		平 田 市		斐 川 町		佐 田 町		佐 田 町			
2 体育諸団体 (1) 体育協会 出雲市体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 5名 理事長 1名 副理事長 2名 常務理事 13名 理事 54名 監事 3名 加盟団体: ①競技団体 27団体 ②学校体育団体 2団体 ③地区体育協会 16協会 ④少年スポーツ団体 1団体(38団) 事務局: 出雲健康公園内 市職員 6名(兼務) 団体職員 4名(兼務) 予算規模: 4,138千円 財源内訳: ①競技団体負担金 800千円 ②繰越金他 3,338千円		2 体育諸団体 (1) 体育協会 平田市体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 2名 理事長 1名(理事から選出) 常任理事 8名 理事 42名 監事 2名 加盟団体: ①地区体育協会 11地区 ②競技団体 20団体 ・競技スポーツ部会 14団体 (スポーツ少年団16団体) ・スポーツ少年団 6団体 ③学校教育団体等 ・平田高校 ・平田中学校体育連盟 ・平田市小学校体育連盟 ・平田市体育指導委員協議会 事務局 体協職員 2名 市立中央スポーツ公園内 (内、1名は平田市・公・文財団職員が兼務) 予算規模: 3,786千円 財源内訳: ①市補助金 3,786千円		2 体育諸団体 (1) 体育協会 斐川町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 3名 理事長 1名(理事から選出) 理事 25名(理事長を含む) 顧問 1名 評議員 27名 監事 2名 加盟団体: ①地区体育協会 6地区 ②競技団体 19団体 ・競技スポーツ ・レクスポーツ ③専門部 1部 事務局 斐川町立第1体育館内 ・体協職員 1名(施設管理兼務) ・教育委員会生涯学習課長(兼務・事務局長) ・教育委員会生涯学習課係員(兼務・事務局補助) 予算規模: 7,697千円 財源内訳: ①町補助金 4,600千円 ②会費 2,323千円 (一般会費 300円/戸) (賛助会費 1,500円/戸) (特別会費 7,000円/戸) ③その他 774千円		2 体育諸団体 (1) 体育協会 佐田町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 3名 理事長 5名 顧問 1名 評議員 24名 監事 2名 加盟団体 ①地区体育協会 9地区 ②競技団体 11団体(うち2団体休部中) ③スポーツ少年団 6団体 事務局 佐田町教育委員会内(生涯学習係及び臨時職員) ※9月以降はNPO法人「スサノオの風」に委託 職員 1名 施設管理・体協事務(スポーツを含む) ※引き継ぎを兼ねて生涯学習係職員が兼務で補助 予算規模: 2,599千円(スポーツ少事業費を含む) 財源内訳: ①町補助金 1,927千円 ②会費 461千円(400円/戸) ③その他 212千円(前年度繰越金)					

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その4)				協 議 細 目		体 育 諸 団 体 の 指 導 育 成
調 整 の 方 針		調整の具体的な内容のとおり						調 整 の 具 体 的 内 容
現 況								
多	伎	町	湖	陵	町	大	社	
2 体育諸団体 (1) 体育協会 多伎町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 2名 理事 17名 (会長、副会長を含む) 地区選出 9 競技部 8 監事 2名		2 体育諸団体 (1) 体育協会 湖陵町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 2名 理事 24名 地区選出 12 競技団体 10 体指選出 2 監事 2名	2 体育諸団体 (1) 体育協会 湖陵町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 2名 理事 24名 地区選出 12 競技団体 10 体指選出 2 監事 2名	2 体育諸団体 (1) 体育協会 湖陵町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 2名 理事 24名 地区選出 12 競技団体 10 体指選出 2 監事 2名	2 体育諸団体 (1) 体育協会 湖陵町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 2名 理事 24名 地区選出 12 競技団体 10 体指選出 2 監事 2名	2 体育諸団体 (1) 体育協会 大社町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 3名 常任理事 12名 会長推薦 3名 地区体協 5名 競技団体 4名 理事 16名 地区体協 5名 競技団体 11名	2 体育諸団体 (1) 体育協会 大社町体育協会 役員組織: 会長 1名 副会長 3名 常任理事 12名 会長推薦 3名 地区体協 5名 競技団体 4名 理事 16名 地区体協 5名 競技団体 11名	2 体育諸団体(体育協会、生涯スポーツレクリエーション協会、スポーツ少年団本部) 次の方針に基づき、新市を統括する組織の設立と円滑な運営を支援するとともに、新市統括組織の機構、役割を踏まえ、従来の地域活動が後退することがないよう支援体制を維持していく。 ① 現市町における関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、新市の統括的組織、機構の設立に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。 ② 現市町における関係団体の現行事業の継続的展開と地域間の連携、調整による新たな事業及び交流の拡大を推進する。 ③ 新市統括組織の機構、役割を踏まえ、自立的な活動を維持・推進できる事務局人員が確保できるよう措置する。
加盟団体 ①競技部 8団体 (地区体協なし) 事務局 多伎町教育委員会内(生涯学習係) 予算規模: 1,100千円 財源内訳: ①町事業委託金 700千円 ②会費 250千円 (200円/戸) ③その他 150千円		加盟団体 ①競技部 10団体 (地区体協なし) 事務局 湖陵町教育委員会内(生涯学習係) 予算規模: 1,378千円 財源内訳: ①町補助金 1,300千円 ②その他 78千円	加盟団体 ①競技部 10団体 (地区体協なし) 事務局 湖陵町教育委員会内(生涯学習係) 予算規模: 1,378千円 財源内訳: ①町補助金 1,300千円 ②その他 78千円	加盟団体 ①競技部 10団体 (地区体協なし) 事務局 湖陵町教育委員会内(生涯学習係) 予算規模: 1,378千円 財源内訳: ①町補助金 1,300千円 ②その他 78千円	加盟団体 ①競技部 10団体 (地区体協なし) 事務局 湖陵町教育委員会内(生涯学習係) 予算規模: 1,378千円 財源内訳: ①町補助金 1,300千円 ②その他 78千円	加盟団体 ①地区体協 5団体 ②競技団体 15団体 事務局 大社町教育委員会内(社会教育係) 予算規模: 1,800千円 財源内訳: ①町補助額 1,800千円	加盟団体 ①地区体協 5団体 ②競技団体 15団体 事務局 大社町教育委員会内(社会教育係) 予算規模: 1,800千円 財源内訳: ①町補助額 1,800千円	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その4)				協議細目		体育諸団体の指導育成	
調整の方針		調整の具体的な内容のとおり							
出雲市		平田市	斐川町	佐田町					
(2)生涯スポーツレクリエーション協会 出雲市生涯スポーツレクリエーション協会 役員組織:会長 1名 副会長 2名 理事 22名 監事 2名 加盟団体:競技団体 12団体 体育団体 1団体 事務局:出雲健康公園内 市職員 3名(兼務) 団体職員 4名(兼務)		(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)	(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)	(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)					
(3)スポーツ少年団本部 出雲市スポーツ少年団本部 本部長:今岡一朗 事務局:出雲健康公園 市職員 1名 団体職員 3名 登録者: ①単位団(10競技・38単位団) ・剣道 10団 ・野球 11団 ・バレーボール 2団 ・サッカー 5団 ・柔道 1団 ・バドミントン 4団 ・卓球 1団 ・乗馬 1団 ・総合 2団 ・ドッジボール 1団 ②指導者 191人 ③団員 953人		(3)スポーツ少年団本部 平田市スポーツ少年団本部 本部長:土江幹雄 事務局:教育委員会(生涯学習課) 登録者: ①単位団(8競技・14団) ・野球 5団 ・剣道 3団 ・卓球 1団 ・サッカー 1団 ・バレーボール 1団 ・バスケットボール 1団 ・バドミントン 1団 ・乗馬 1団 ②指導者 75人 ③団員 281人	(3)スポーツ少年団本部 斐川町スポーツ少年団本部 本部長:教育長 事務局:教育委員会(生涯学習課) 登録者: ①単位団(7競技・22単位団) ・剣道 4団 ・野球 4団 ・バレーボール 4団 ・バスケットボール 5団 ・サッカー 3団 ・なぎなた 1団 ・卓球 1団 ②指導者 185人 ③団員 652人 その他 指導者による町全体の協議会(斐川町スポーツ少年指導者協議)を設置している。	(3)スポーツ少年団本部 ※現在、体協組織の中に単位スポ少が入っているため、独立したスポ少組織ではない。 本部長(教育長) 事務局:教育委員会(生涯学習係) 登録者: ①単位団体(5競技・6単位団) ・野球 2団 ・サッカー 1団 ・バレーボール 1団 ・剣道 1団 ・バスケットボール 1団 ②指導者 12人 ③団員 112人					

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その4)			協 議 細 目		体 育 諸 団 体 の 指 導 育 成
調 整 の 方 針		調整の具体的な内容のとおり					
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容					
多	伎	町	湖	陵	町	大	社
(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)		(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)	(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)	(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)	(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)	(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)	(2)生涯スポーツレクリエーション協会 該当なし (レク・スポーツ各種目団体も市体育協会に一元加盟)
(3)スポーツ少年団本部 多伎町スポーツ少年団本部 本部長・教育長 事務局・教育委員会(生涯学習係) 登録者: ①単位団(2競技・4団) ・野球 2団 ・剣道 2団 ②指導者 20人 ③団員 52人		(3)スポーツ少年団本部 湖陵町スポーツ少年団本部 本部長・教育長 事務局・教育委員会(生涯学習係) 登録者: ①単位団(5競技・5団) ・野球 1団 ・剣道 1団 ・愛馬 1団 ・バスケッボール 1団 ・空手道 1団 ②指導者 12人 ③団員 99人	(3)スポーツ少年団本部 湖陵町スポーツ少年団本部 本部長・教育長 事務局・教育委員会(生涯学習係) 登録者: ①単位団(5競技・5団) ・野球 1団 ・剣道 1団 ・愛馬 1団 ・バスケッボール 1団 ・空手道 1団 ②指導者 12人 ③団員 99人	(3)スポーツ少年団本部 湖陵町スポーツ少年団本部 本部長・教育長 事務局・教育委員会(生涯学習係) 登録者: ①単位団(5競技・5団) ・野球 1団 ・剣道 1団 ・愛馬 1団 ・バスケッボール 1団 ・空手道 1団 ②指導者 12人 ③団員 99人	(3)スポーツ少年団本部 湖陵町スポーツ少年団本部 本部長・教育長 事務局・教育委員会(生涯学習係) 登録者: ①単位団(5競技・5団) ・野球 1団 ・剣道 1団 ・愛馬 1団 ・バスケッボール 1団 ・空手道 1団 ②指導者 12人 ③団員 99人	(3)スポーツ少年団本部 大社町スポーツ少年団本部 本部長・教育長 事務局・教育委員会(社会教育係) 登録者: ①単位団(7競技・15団) ・野球 3団 ・剣道 5団 ・サッカー 3団 ・ソフトテニス 1団 ・陸上 1団 ・バレーボール 1団 ・柔道 1団 ②指導者 91人 ③団員 518人	(3)スポーツ少年団本部 大社町スポーツ少年団本部 本部長・教育長 事務局・教育委員会(社会教育係) 登録者: ①単位団(7競技・15団) ・野球 3団 ・剣道 5団 ・サッカー 3団 ・ソフトテニス 1団 ・陸上 1団 ・バレーボール 1団 ・柔道 1団 ②指導者 91人 ③団員 518人

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その4)				協 議 細 目		体育諸団体の指導育成	
調 整 の 方 針		調整の具体的な内容のとおり							
現 況									
出	雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金
3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金	3 体育諸団体運営費補助金
[特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21] ①運営費補助金 2,000千円 内容:NPO が持つ団体事務局の連携強化を目的に共通必要経費を支出 ②事業費補助金(出雲スポーツクラブ21開催)1,200千円 ③ " (スポーツ・レクリエーション祭)2,500千円 ④ " (リーダーバンク事業) 100千円	[特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21] ①運営費補助金 2,000千円 内容:NPO が持つ団体事務局の連携強化を目的に共通必要経費を支出 ②事業費補助金(出雲スポーツクラブ21開催)1,200千円 ③ " (スポーツ・レクリエーション祭)2,500千円 ④ " (リーダーバンク事業) 100千円	[平田市体育協会育成補助金] ①体育協会運営補助金 2,200千円 ②事務局費 1,586千円 [平田市スポーツ少年団本部] ①育成補助金 300千円 (振興事業費) 平田市体育協会から地区体協・競技連盟に活動助成金交付(スポ少単位団含む)	[体育協会運営支援補助金] ①体育協会運営補助金 1,710千円 ②協会職員配置補助金 2,350千円 ③体育振興寄付金配分補助金 500千円 ④事業費補助金(斐川町一周ウォーク) 540千円 [スポーツ少年団本部運営支援補助金] ①単位団運営補助金(30,000 円×22 団) 594千円 ②指導者協議会業務委託料 1,750千円 [体育指導委員協議会] ①事業費補助金(委託料で支出) 90千円	[佐田町体育協会補助金(スポ少を含む)] 1,580千円	3 体育諸団体運営費補助金 [佐田町体育協会補助金(スポ少を含む)] 1,580千円	3 体育諸団体運営費補助金 [佐田町体育協会補助金(スポ少を含む)] 1,580千円	3 体育諸団体運営費補助金 [佐田町体育協会補助金(スポ少を含む)] 1,580千円	3 体育諸団体運営費補助金 [佐田町体育協会補助金(スポ少を含む)] 1,580千円	3 体育諸団体運営費補助金 [佐田町体育協会補助金(スポ少を含む)] 1,580千円

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その4)				協 議 細 目		体育諸団体の指導育成
調 整 の 方 針		調整の具体的内容のとおり						
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容						
多	伎	町	湖	陵	町	大	社	町
3 体育諸団体運営費補助金 [町体育協会事業委託費] [スポーツ少年団育成費補助] ①単位団補助金(75,000 円×4 団)	700千円 300千円	3 体育諸団体運営費補助金 [町体育協会運営補助金] [スポーツ少年団育成費補助] ①単位団補助金(45,000 円×5 団)	1,300千円 225千円	3 体育諸団体運営費補助金 [大社町体育振興事業補助金] ①体育協会補助金(補助率 100/100 以内) ②スポーツ少年団育成補助金(補助率 2/3 以内) 地域指定強化事業補助金(補助率 1/2)	1,800千円 600千円 1,000千円	3 体育諸団体運営費補助金 現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において次の方針に基づき新たな補助基準を設けて調整する。 ① 運営補助金は、新市における統括団体に対して交付する。 ② 地域におけるスポーツ事業が後退しないよう活動実績を考慮する。 ③ 地域間・部門間の均衡を失しないよう、対象構成員規模等を考慮する。 ④ 当該団体の組織体制並びに新市の機構・施策との関わり等を考慮する。 ⑤ 新市全域を対象とする事業は、新市のスポーツ振興事業として支援する。		

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その5)				文化施設事業	
調整の方針		調整の具体的内容のとおり					
現況						状況	
出雲市	平田市	田市	斐川町	佐田町			
1 文化施設事業 [展示施設] (出雲市教育文化振興財団) 出雲文化伝承館	1 文化施設事業 [展示施設] 該当なし		1 文化施設事業 [展示施設] (直営) 荒神谷史跡公園 原郷館・管理棟 原鹿の旧豪農屋敷	1 文化施設事業 [展示施設] (ずばる企画) スサノオ館			
[文化ホール等施設] (出雲市教育文化振興財団) 出雲市民会館 ビッグハート出雲	[文化ホール等施設] (財) 平田市体育・公園・文化振興財団 平田市立文化館		[文化ホール等施設] (斐川町社会福祉協議会) アクティビィかわ (直営) 斐川町中央公民館	[文化ホール等施設] (NPO法人「スサノオの風」) 佐田町中央公民館 反迎活性化施設(文化練習館)			

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その5)					協議細目		文化施設事業
調整の方針		調整の具体的な内容のとおり							
		現況					調整の具体的な内容		
多	伎	町	湖	陵	町	大	社	町	
1. 文化施設事業 [展示施設] 該当なし			1. 文化施設事業 [展示施設] 該当なし			1. 文化施設事業 [展示施設] 該当なし			1. 文化施設事業 現在各施設で行っている文化事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の総合的な文化施策を検討する中で調整する。 運営形態(組織等)については、現行のとおり新市に引き継ぎ、そのあり方について新市において検討する。 休館日や予約方法等の運営規定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
[文化ホール等施設] [運営] 多伎町公民館 多伎町文化伝習館			[文化ホール等施設] [運営] 湖陵町公民館			[文化ホール等施設] [財 大社町開発公社] 大社文化プレイスうらら館			

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その5)				協 議 細 目		文化施設事業
調 整 の 方 針		調整の具体的な内容のとおり						
現 況								
出	雲 市	平 市	斐 川 町	佐 田 町	2 文化施設使用料等 別紙資料のとおり			

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 文化・スポーツ分科会 №1-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(文化・スポーツ関係 その5)				協議細目		文化施設事業
調整の方針		調整の具体的内容のとおり						
		現況				調整の具体的内容		
多	伎	町	湖	陵	町	大	社	町
2 文化施設使用料等 別紙資料のとおり			2 文化施設使用料等 別紙資料のとおり			2 文化施設使用料等 別紙資料のとおり		2 文化施設使用料等 現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、類似施設間で相当の格差がある施設については、合併時までに調整する。 また、減免制度については、地域の教育・文化の振興に寄与する公益的団体及び事業を対象として、合併時までにその基準を調整する。

文化ホール等施設の概要

区分	項目	出雲市		平田市	斐川町		佐田町
基本事項	施設名称	出雲市民会館	ビッグハート出雲	平田市立文化館	アクティーひかわ	斐川町中央公民館	佐田町中央公民館
建物	建物構造	鉄筋コンクリート地下2階地上3階	耐火鋼の檣柱を用いた鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート 3階建て	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート3階建
	建築年(西暦年)	1981年	1999年	1994年	1994年	1974年	1981年
	敷地面積 (㎡)	8,107	5,532	1,116	2,969	7,603	3,641
	床面積 (㎡)	7,172	4,875	2,090.13	1,049	3,714	2,003 (図書館含む)
	諸室構成	大ホール、多目的室、郷土資料室、会議室、研修室2、学習室2、楽屋4、出演者控室、喫茶室、館長室、事務室、機械室ほか	白のホール、黒のスタジオ、茶のスタジオ、練習室、レセプションルーム、アートギャラリー、ビジターセンター、市民文化サロン、レストラン、アトリウム	プラタナスホール、小ホール、会議室1・2、和室1・2	多目的ホール、特別会議室、会議室、研修室、情報展示室、倉庫	大ホール、会議室5、展示室、調理室、子供室、和室3、視聴覚室	大ホール、事務室及び湯沸室、応接室、婦人研修室及び準備室、和室(作法、託児室)、郷土資料室、視聴覚兼音楽室、和楽室、調光・調響・映写室、
	駐車可能台数(小型車換算)	272台	33台 ただし、指定の市営駐車場を無料で利用可能	100台	144台(体育館部分を含む)	150台	100台
	付帯施設	無	無	銀河橋 9時～19時 ただし、大きな催し物の時は22時まで	体育館を併設	無	無
	所在地	出雲市塩冶有原町2-15	出雲市駅南町1丁目5番地	平田市平田町2112番地1	斐川町大字上直江2469	斐川町大字莊原町2166-1	佐田町反辺1747-4
営業日等	休館日	毎月最終月曜日、12月30日～1月4日	毎月第1月曜日、12/30～1/4	毎週火曜日 (祝日に当たるときは、その翌日) 12/30 ～ 1/4	年末年始5日間(12/30～1/3) 盆3日(8/14～16)	年末年始(12/29～1/3)	12/29～1/3
	開館時間	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～22:00	8:30～22:30	9:00～22:00	8:30～22:00
	利用可能時間	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	8:30～22:30	9:00～22:00	8:30～22:00
予約方法	予約時期	一般の受付は1年前の1日から	一般の受付は1年前の1日から	一般の受付は1年前の1日から	1ヶ月以前は受け付けない(月単位)	6ヶ月以前は受け付けない(月単位)	一般の受付は1年前から随時
	予約方法	来館または電話	来館または電話	来館または電話	来館または電話	来館または電話	来館または電話
運営	運営組織名	出雲市教育文化振興財団	出雲市教育文化振興財団	財団法人 平田市体育・公園・文化振興財団	斐川町社会福祉協議会	町(教育委員会) 斐川町公民館運営審議会	NPO法人『スサノオの風』
	自主事業	年間4回の公演事業	無	無	・エアロビクス・フォークダンス・フラ ワーアレンジメント・絵手紙	しまね映画祭、県民芸術劇場、文化祭、舞台ワークショップ等(教委の共催)	無
	利用者延べ数(年間)	利用回数のべ2,190回	利用回数のべ1,806回	67,380人	63,000人	51,000人	9,700人
	維持管理・運営費(賃金・人件費を除く)	管理運営費 52,717 改修・修繕費 40,000	57,577	文化館管理費 18,942 文化館財団委託費 6,007	13,600	23,198	10,051
	賃金・人件費(千円)	19,654	11,389	財団事務局費(委託費)から支出		無	6,668
職員配置		館長1名	館長1名	館長(財団事務局長) 1	所長1名	館長(教育長兼務) 1名	館長(教育長兼務) 1名
		課長1名	課長1名	主事 1	嘱託職員1名(平日)	教委生涯学習担当が兼務	事務員1名
		係長1名	事務職員1名	夜間警備員 6	警備5人交替(休日・夜間)	嘱託職員1名	
		事務職員1名	技能員1名			宿直3名交替(休日・夜間)	
		臨時職員1名					
		電気主任1名					

区分	項目	佐田町	多伎町		湖陵町	大社町
基本事項	施設名称	反辺活性化施設(文化練習館)	多伎町公民館	多伎町文化伝習館	湖陵町公民館	大社文化プレイスうらら館
建物	建物構造	鉄骨2階建て	鉄筋コンクリート造	木造瓦葺平屋建	鉄筋コンクリート2階建て	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)
	建築年(西暦年)	1993年	1979年	1994年	1979年	1999年
	敷地面積(m ²)		9,207	950	2,775	20,341
	床面積(m ²)	434	1,745	343.92	1,489	5,847(図書館含む)
	諸室構成	研修室、青年研修室	大ホール(集会室)1—控え室1、和室3、視聴覚室1、研修室1、小会議室1、円形会議室1、展示ホール、エントランスホール1、コミュニケーションホール1、図書室1、青年会議室(和室含)1、喫茶室1	実習室、展示室、和室、調理室、玄関ホール、倉庫、便所、物入等	館長室、事務室、研修室、相談室、大ホール、控室、展示ホール、ロビー、視聴覚室、和室、青年室、図書室、小会議室	大ホール、多目的ホール、楽屋4、会議室1、学習室1、だんだんテラス1
	駐車可能台数(小型車換算)	200台	75台	体育館と合わせて約15台	34台	151台
	付帯施設	無	無	体育館 健康増進センター	陶芸教室	無
	所在地	佐田町反辺大字反辺1943	簸川郡多伎町大字小田73	多伎町大字口田儀762-3	湖陵町二部1320	大社町大字杵築南1,338-9
営業日等	休館日	12/29～1/3	12/30～1/3	毎週土・日 12/29～1/3	12/30～1/4	毎週月曜日(祝祭日となる日は翌日) 12/29～1/3
	開館時間	8:30～22:00	8:30～17:15	8:30～17:15	8:30～17:15	9:00～17:00 ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは延長・短縮できる。
	利用可能時間	8:30～22:00	9:00～22:00	8:30～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00 ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは延長・短縮できる。
予約方法	予約時期	一般の受付は1年前から随時	3ヶ月前から	1ヶ月前から	特に定めなし	一般の受付は1年前の1日から、練習は半年前、営業行為は3ヶ月前
	予約方法	来館または電話	来館または電話	来館または電話	来館または電話	来館または電話
運営	運営組織名	NPO法人『スサノオの風』	町(教育委員会)	町(直営)	町(教育委員会)	財団法人大社町開発公社
	自主事業	無	島根県民芸術劇場 島根県青少年劇場 多伎町文化祭音楽祭	年間12回程度の展示事業	・文化講演会 など	年間9本程度の自主事業
	利用者延べ数(年間)	3,500人	22,788人	4,688人	12,000人	44,453人
	維持管理・運営費(賃金・人件費を除く)	スポーツセンター委託料に包含	20,530(公民館管理費)	2,005	7,386	光熱水費16,435 業務委託料29,977
	賃金・人件費(千円)	スポーツセンター委託料に包含	無	3,188	(630) 但し、図書室管理臨時職員賃金	18,655
職員配置		委託職員	館長(教育長兼務)	館長(非常勤職員)	館長 1名(教育委員会課長兼務)	館長(非常勤) 1名
			教育委員会職員兼務		教育委員会職員兼務	副館長1名
						企画員1名
						事務員2名

展示施設等の概要

区分	項目	出雲市	平田市	斐川町	斐川町	斐川町	佐田町
基本事項	施設名称	出雲文化伝承館	平田市立 旧本陣記念館	荒神谷史跡公園 原郷館	荒神谷史跡公園 管理棟	原鹿の旧豪農屋敷	スサノオ館
	所在地	出雲市浜町520	平田市平田町 515	斐川町大字神庭873-8	斐川町大字神庭853-1	斐川町大字原鹿640-1	佐田町大字原田735-14
営業日等	休館日	毎週月曜日(祝日と重なった場合は翌日) 12/30~1/4	火、水 1/1、12/31 展示替えによる臨時休館	無	無	毎週月曜日(現在土日祝日以外は閉館)	毎週火曜日
	開館時間	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~18:00	9:00~18:00	10:00~17:00
	利用可能時間	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~16:30	9:00~18:00	9:00~18:00	10:00~17:30
建物	建物構造	木造瓦葺平屋建、展示棟のみ鉄筋コンクリート	木造・鉄骨コンクリート 一部2階建て	鉄骨	鉄骨	木造平屋(一部2階)	鉄筋コンクリート2階建て
	建築年(西暦年)	1991年	1989年	1986年	1996年	2002年(改修)	1992年
	敷地面積 (㎡)	13,719	35,000	275,000		4,380.38	1,295
	床面積 (㎡)	1,487	2,137.34	155	220	614.71	272
	諸室構成	出雲屋敷、茶室「独楽庵」、茶室「松籟亭」、展示棟、そば処、管理棟、便所	本館、展示館、茶室	展示室、休憩室、事務室、倉庫	休憩室兼研修室、シャワー、トイレ、事務室	主屋、新座敷、土蔵二棟、門座敷(展示室、休憩室、事務室)	展示室
	駐車可能台数(小型車換算)	100台程度	3カ所で、約118台	64台	126台	無	80台
使用料	入場料	無料	本館・展示室 茶室 一般 570円 480円 大学生・高校生 340円 360円 中学生・小学生 230円 340円	無料	研修室 500円/1H キャンプ関係使用料設定あり	無料	大人200円 子ども100円
運営	運営組織名	出雲市教育文化振興財団	財団法人 平田市体育・公園・文化振興財団	斐川町		斐川町	すばる企画
	自主事業	年間3回の特別展	6回+1回	特別展、赤米の田植え・稲刈、ひかわ銅剣の日、ハスマつり、王国祭り		無	無
	利用者延べ数(年間)	3万人	20,317人	14万人		2万人	1,154人
	維持管理・運営費(千円) ※賃金・人件費を除く	30,874	管理経費 17,189 委託費 9,845	11,742		5,292	展示関係 346 維持管理 291
	賃金・人件費(千円)	24,554	財団事務局費(委託費)から支出	4,318		1,800	880
	団体事務の有無	出雲茶道文化交流会	無	無	無	無	無
職員配置		館長1名	館長(非常勤) 1	嘱託職員 1名(平日)	嘱託職員 1名(平日)	館長 1名	管理者:町長
		課長2名	副館長 1	シルバー人材センター 1名(休日)			委託先:すばる企画
		事務職員2名	学芸員 1				臨時パート3人(基本的に食堂勤務)
		臨時職員2名	嘱託 1				
		名誉館長1名	臨時 1 パート 3				
特記事項		平成15年度以降南側を整備	平田市民芸同好会の収集品も展示 加盟(日本博物館協会・日本博物館協会中国支部・しまねミュージアム協議会・平田民芸同好会)				・食堂の運営と併せて「すさのお館」の維持管理を「すばる企画」へお願いしている ・予算は教育委員会と町長部局(産業振興課)の2本で計上している

文化施設使用料一覧 (大ホール)

会館名		出雲市民会館				ビッグハート出雲				平田市文化館				大社文化プレイス				アクティひかわ				
席数		1,200席				441席（舞台上可動客席100）				813席（406席可動席）				600席				200席（可動席）				
使用時間区分		午前、午後、夜間、終日				午前、午後、夜間、終日				1時間単位				午前、午後、夜間、終日				1時間単位				
基本使用料	9:00～	20,360				5,100				13,200				9,600				3,000				
	～12:00																					
	12:00～		38,330				10,200			4,400	35,200			18,800				1,000	8,000			
	～13:00																					
	13:00～	26,350			64,680	6,800			17,100	17,600		17,600	62,700	12,800			31,590	4,000			13,000	
	～17:00																					
	17:00～			52,700				13,600		5,500					25,200		1,000		9,000			
	～18:00																					
	18:00～	32,340								22,000							16,000		4,000			
	～22:00																					
時間超過		時間帯の20分相当額/1h				時間帯の20分相当額/1h				1時間単位				1時間に換算/1h				1時間単位				
冷暖房費		冷房5,980円/1h 暖房5,390円/1h				基本使用料の3割相当額				1,200/1h				基本使用料の3割相当額				基本使用料の10割相当額				
割増制度	入場料徴収	約65分増				50分増				50分増				なし				なし				
	営利目的	入場料徴収を適用				100分増				100分増				100分増				なし				
	夜間	約23分増				25分増				25分増				25分増				なし				
	休日	約20分増				約20分増				20分増				20分増				なし				
	市民外	なし				なし				100分増				なし				20分増				

会館名		斐川町中央公民館				佐田町中央公民館				多伎町公民館				湖陵町中央公民館			
席数		700席(固定140席)				560席				386席(固定202席)				350席(固定170席)			
使用時間区分		1時間単位				4時間単位				午前、午後、夜間、終日				午前、午後、夜間、終日			
基本使用料	9:00～	7,500	20,000			8,400	16,800		29,400	5,250	10,500		21,000	4,200	8,400		16,800
	～12:00																
	12:00～	2,500															
	～13:00																
	13:00～	10,000		32,500	8,400				5,250		21,000	5,250					
	～17:00																
	17:00～	2,500		22,500			21,000					15,750			12,600		
	～18:00																
	18:00～	10,000				8,400				10,500				8,400			
	～22:00																
時間超過		1時間単位				時間帯の2分の1/2h				時間帯の30分相当額/1h				時間帯の20分相当額/1h			
冷暖房費		基本使用料の50分相当額				基本使用料の50分相当額				基本使用料の50分相当(平日)、70分(夜間、休日)				基本使用料の50分相当(平日)、70分(夜間、休日)			
割増制度	入場料徴収	なし				なし				なし				なし			
	営利目的	100分増				275分増				100分増				100分増			
	夜間	なし				なし				100分増				60分増			
	休日	なし				なし				なし				なし			
	市民外	20分増				150分増				20分増				20分増			

文化施設使用料一覧(大ホール以外)

会館名		出雲市市民会館																																						
		展示室		301会議室		302研修室		303研修室		304学習室		305学習室		202多目的室		101楽屋		102楽屋		203楽屋		204楽屋		主催者控室		出演者控室														
基本 使用 料	9:00～	4,070				5,860			4,550			950			2,870			2,870			2,990			1,550			470			590			470			470				
	～12:00																																							
	12:00～		7,900				11,970			9,580			2,030			5,740				5,740				3,110				950			1,070				950			950		
	～13:00																																							
	13:00～	5,270			13,170	7,540		17,960	5,980		14,730	1,190		3,110	3,590		8,740	3,590		8,740	3,950		9,820	1,910		4,790	710		1,550	830		1,910	710		1,550	710		1,550		
	～17:00																																							
	17:00～			10,540				15,570			12,570			2,630			7,420			7,420									1,190		1,550			1,190			1,190		1,190	
	～18:00																																							
	18:00～	6,700				9,340			7,420			1,550			4,430			4,430			4,910			2,390			830		950			830			830		830			
	～22:00																																							
時間超過		時間帯の20%相当額/1h																																						
冷暖房費		冷房費 50%増 暖房費 40%増																																						
割増 制度	入場料徴収	なし																																						
	営利目的	50%割														50%割																								
	夜間	約25%増																																						
	休日	なし																																						
	市民外	なし																																						

会館名		ビッグハート出雲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		控室1				控室2				控室3				アートギャラリー				黒のスタジオ				茶のスタジオ				スタッフ控室				レセ プシ ョン ス ペ ース	会 議 室	練 習 室	文 化 サ ロ ン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
基本 使用 料	9:00～	300				450			450			3,900			2,500			2,500			600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

文化施設使用料一覧 (大ホール以外)

会館名		平田市文化館					大社文化プレイス																															
		小ホール	会議室1	会議室2	和室1	和室2	ごえんホール				第1楽屋				第2楽屋				第3楽屋				第4楽屋				会議室				学習室				だんだんテラス			
基本使用料	9:00～						6,000	12,000			420	960		420		960		720	1,520		720		2,010	4,480		2,010		4,480		7,670	2,600		7,670	1,200		3,120		
	～12:00																																					
	12:00～																																					
	～13:00																																					
	13:00～																																					
	～17:00																																					
	17:00～																																					
	～18:00																																					
	18:00～																																					
～22:00																																						
時間超過		1時間単位					1時間に換算/1h																															
冷暖房費		300円/1h	200円/1h	200円/1h	100円/1h	100円/1h	基本使用料の3割相当額																															
割増制度	入場料徴収	50円増					なし																															
	営利目的	100円増					100円増																															
	夜間	上記					20円増				約38円増				約38円増				約17円増				約17円増				約23円増				約23円増				約27円増			
	休日	上記					20円増				なし																											
	市民外	100円増					なし																															

会館名		アクティひかわ					斐川町中央公民館										佐田町中央公民館										佐田町中央公民館分館 (町民会館)																												
		控室	会議室	研修室	特別会議室	情報展示室	小会議室	展示室	料理実習室	子ども室	第1研修室	第2研修室	和室15畳	和室21畳	相談室	第1講義室	第2講義室	視聴覚室	庭	和室 (16畳)				視聴覚室				調理実習室				大集会室				調理実習室				研修室				第1会議室				第2会議室				控室			
基本使用料	9:00～	1時間当り 200円	1時間当り 300円	1時間当り 300円	1時間当り 400円	1時間当り 500円	1時間当り 200円	1時間当り 200円	1時間当り 300円	1時間当り 200円	1時間当り 300円	1時間当り 300円	1時間当り 300円	1時間当り 300円	1時間当り 200円	1時間当り 300円	1時間当り 300円	1時間当り 300円	1時間当り 150円		1,570	3,140		5,495	1,050		3,675	1,050		3,675	3,150	6,300		11,025	730	1,460		2,555	730	1,460		2,555	730	1,460		2,555	730	1,460		2,555	730	1,460		2,555	
	～12:00																																																						
	12:00～																																																						
	～13:00																																																						
	13:00～																																																						
	～17:00																																																						
	17:00～																																																						
	～18:00																																																						
	18:00～																																																						
	～22:00																																																						
時間超過		1時間単位					1時間単位										時間帯の2分の1/2h										時間帯の2分の1/2h																												
冷暖房費		基本使用料の5割相当額					基本使用料の50円相当額										基本使用料の50円相当額										基本使用料の50円相当額																												
割増制度	入場料徴収	なし					なし										なし										なし																												
	営利目的	なし					100円増										約300円増				約350円増				約350円増				300円増				約290円増																						
	夜間	なし					なし										なし										なし																												
	休日	なし					なし										なし										なし																												
	市民外	20円増					20円増										約168円増				200円増				200円増				約167円増				約160円増																						

文化施設使用料一覧(大ホール以外)

会館名		反辺活性化施設(文化練習館)								多伎町公民館																																					
		1階研修室				2階青年研修室				和室研修室全室				和室研修室個室				視聴覚室				研修室				小会議室				円形会議室				展示ホール				エントランスホール				コミュニケーションホール				庭	
基本 使用 料	9:00～	3,150	6,300		2,100	4,200		7,350	1,580	3,160		6,310	530	2,110	1,260		5,040	1,050		4,200	1,050		4,200	2,100		8,400	2,100		8,400	2,100		8,400	2,100		8,400	1,050											
	～12:00																																														
	12:00～																																														
	～13:00																																														
	13:00～	3,150		11,025	2,100		7,350	1,580		6,310	530	2,110	1,260		5,040	1,050		4,200	1,050		4,200	2,100		8,400	2,100		8,400	2,100		8,400	2,100		8,400	1,050													
	～17:00																																														
	17:00～																																														
	～18:00																																														
	18:00～	3,150				2,100		7,350	1,580		6,310	530	2,110	1,260		5,040	1,050		4,200	1,050		4,200	2,100		8,400	2,100		8,400	2,100		8,400	2,100		8,400	1,050												
	～22:00																																														
時間超過		時間帯の2分の1/2h								時間帯の30分相当額/1h																																					
冷暖房費		なし								基本使用料の50分相当(平日)、70分(夜間、休日)																																					
割増 制度	入場料徴収	なし								なし																																					
	営利目的	300分増				350分増				100分増																																					
	夜間	なし								100分増																																					
	休日	なし								なし																																					
	市民外	約167分増				200分増				20分増																																					

会館名		多伎町文化伝習館												湖陵町中央公民館																			
		実習室				調理室				和室				研修室				視聴覚室				展示ホール				その他の研修室				屋外			
基本 使用 料	9:00～	3,060	6,120		10,200	3,060	6,120		10,200	3,060	6,120		10,200	520	1,580		520	1,580		1,050	3,150		420	840		1,050		2,100					
	～12:00																																
	12:00～																																
	～13:00																																
	13:00～	3,060		10,200	3,060		10,200	3,060		10,200	630	2,100		630	2,100	1,260		4,200	520		1,680	1,260											
	～17:00																																
	17:00～																																
	～18:00																																
	18:00～	3,060				3,060				3,060				1,050			1,050		2,100		2,100		840										
	～22:00																																
時間超過		1時間につき1,020円を加算												時間帯の20%相当額/1h																			
冷暖房費		なし												基本使用料の50%相当(平日)、70%(夜間、休日)																			
割増 制度	入場料徴収	なし												なし																			
	営利目的	営利目的のみ使用料を徴収												100%増																			
	夜間	なし												約67%増				約67%増				約67%増				約62%増							
	休日	なし												なし																			
	市民外													20%増																			

減免制度一覧

区分	出雲市民会館		ビッグハート出雲		平田市文化館		大社文化プレイス		アクティひかわ		斐川町中央公民館		佐田町中央公民館（分館含む）		湖陵町中央公民館		多伎町公民館	
市町・教育委員会					公共団体 ①市②県③国 ※市が関与するものについては別途協議	①100% ②③ 0%	町、教育委員会が主催する事業	100%	町、教育委員会が主催する事業	100%	町、教育委員会が主催する事業	100%			町、教育委員会が主催事業	100%	町、教育委員会が主催する事業	100%
学校（小中学校、幼稚園、保育所）	教育委員会又は市内小中学校・幼稚園・保育所が主催して、児童生徒及び乳幼児のために行う教育的、文化的な催物を行う場合	50%	教育委員会又は市内小中学校・幼稚園・保育所が主催して、児童生徒及び乳幼児のために行う教育的、文化的な催物を行う場合	50%	市内小中学校学校主催行事	100%	町内の保育所、幼稚園、小中学校が主催する児童生徒のための教育的文化的催し	100%	町内小中学校	100%	町内学校・幼稚園	100%			幼稚園・小学校・中学校 ※地域を限定しないが、PTA活動は除く・ハマナス保育園	100%	幼稚園・小学校・中学校・保育所主催事業 PTA活動	100%
公共的団体					(1) 行政目的で作られた団体等（公共的団体） シルバー人材センター、体育、公園文化振興財団、地域経済振興センター、市同和教育推進協議会、市青少年健全育成市民会議、市消防団本部、市4役があて職で団体の長になっており、事務局を市で担当している団体 (2) 準公共的団体 市体育協会、市連合婦人会、市文化団体協議会、成人学級、市社会福祉協議会、老人クラブ連合会、中央土地改良区、市観光協会、一式飾り保存会、河下甚句踊り保存会、酒造研究会（きき酒）、行政目的に準じた市全体を領域とする事業を行うために作られた実行委員会（平田まつり、音楽公演等） (3) (2)の下部団体 体協の中の競技団体、文化団体競技会加盟の各団体	(1)100% (2) 50% (3) 25%	町又は教育委員会が、特に認めた町内に所在する社会教育団体及び福祉団体が主催する事業 ・連合婦人会・老人クラブ連合会・社会福祉協議会・観光協会	100%	・社会福祉協議会・体協・スポーツ少年団	100%	・出雲警察署・社会福祉協議会・シルバー人材センター・土地改良区・老人クラブ連合会・スポーツ少年団・グランドゴルフ協会・ゲートボール協会・剣道連盟・サッカー連盟・卓球協会・綱引連盟・バレーボール協会・野球連盟・陸協・地区体協関係	100%			◎各区・各自治会主催事業 ◎社会教育団体 ・各地区子ども会・町婦人会・青年協議会・スポーツ少年団 ◎体育協会、体育協会加盟団体・野球連盟・ゲートボール協会・グラウンドゴルフ同好会・バレーボール同好会・スポンジテニス同好会・剣道連盟・ベタンク協会・インディアカ協会・歩こう会・しおかぜ駅伝チーム	100%	◎各区・各自治会主催事業 ◎社会教育団体（各地区子ども会・町婦人会・青年協議会・スポーツ少年団） ◎体育協会及び体育関係団体	100%
学校関係（高校、PTA等）	教育委員会又は(1)に掲げる学校以外の学校が主催して、幼児、生徒、学生のために教育的、文化的な催物を行う場合	20%	教育委員会又は(1)に掲げる学校以外の学校が主催して、幼児、生徒、学生のために教育的、文化的な催物を行う場合	20%	・市内小中学校PTA行事 ・同教師各部会行事 ・同クラブ活動 ・市内高校学校行事	50%									・高等学校	100%		100%
学校（市町内）関係の練習	市内の学校関係が練習を行う場合	50%	市内の学校関係が練習を行う場合	50%			町内の保育所、幼稚園、小中学校の児童生徒が教育的、文化的な催しのための練習に使用する場合において、その年度につき5回まで	100%					佐田中学校が全日本吹奏楽コンクール島根県大会出場の際の練習のために大ホールを使用する場合に限り6日間を限度に無料とする	100%			中学校が吹奏楽コンクール等出場の練習のためでの使用	100%
学校（出雲圏域）関係の練習	出雲広域圏（市外）の学校関係が練習を行う場合「平田市、大社町、湖陵町、多伎町、佐田町、斐川町、三刀屋町、掛合町、頓原町、赤来町、吉田村」	30%	出雲広域圏（市外）の学校関係が練習を行う場合「平田市、大社町、湖陵町、多伎町、佐田町、斐川町、三刀屋町、掛合町、頓原町、赤来町、吉田村」	30%														
国、地方公共団体が行う慈善事業に使用	国、地方公共団体又は公共的団体が行う慈善事業であって、その純益の全部を慈善の目的に使用する場合で、市長の承認を受けた場合	30%	国、地方公共団体又は公共的団体が行う慈善事業であって、その純益の全部を慈善の目的に使用する場合で、市長の承認を受けた場合	30%												100%		100%
音楽、演劇等の鑑賞	音楽又は演劇等の鑑賞のみを目的とする団体で、会員制度を有するものが、2ヵ月に1回以上鑑賞の目的で使用する場合	20%	鑑賞のみを目的とする団体で、会員制度を有するものが、2ヵ月に1回以上鑑賞の目的で使用する場合	20%														
特定された文化団体（社会教育団体）等の使用							町又は教育委員会が、特に認めた町内に所在する社会教育団体及び福祉団体が主催する事業 ・音楽協会・美術協会・コロポックル・まほろば・大社ユナイテッドウインド・俳句会・シネマ倶楽部	50%			・一立会（書道）・合唱団つちぶえ・劇団希望・女声合唱団フィオーリ・川柳会・絵画クラブ・秋芳会・書道会・茶道会・囲碁同好会・斐川モラロジー・成人読書会・子供読書会・ブックトーク研究会・なかよしお話し会・人形劇団「ぼんぼこ」・布の会・劇団子・ちびっこサークルたんぼぼ	100%						
教室、講座に使用	教養講座、教養教室等のうち、教育委員会が認めるもので、月2回以上引続き3ヵ月以上継続して開設される場合	20%							・VIVIダンス・なぎなた・英会話・ひかわdeいほんご・中国語	100%					・安来節教室・囲碁教室・習字教室・陶芸教室・生花教室・コーラス・社交ダンス同好会・サルサダンス同好会・薄茶教室・押し花教室・絵手紙教室	100%	文化活動諸団体	100%
管理組織の自主事業	財団法人出雲市文化振興財団が主催する事業	20%	財団法人出雲市文化振興財団が主催する事業	20%	文化館の行う自主事業	100%	財団法人大社町開発公社が主催する事業	100%	・エアロビクス・フォークダンス・フラワーアレンジメント・絵手紙	100%								
福祉団体			障害者団体が主催する事業	50%							・県ろうあ連盟・遺族会・ろうあ部会・傷痍軍人会・身障者福祉協会・被爆者協議会・母子福祉の会	100%			◎社会福祉関係団体 ・ボランティアセンター協議会、及び協議会加盟団体	100%	◎社会福祉関係団体	100%
その他							上記の事業のために行う本番2週間前までの練習 ※冷暖房料・設備使用料	※50%					町内の団体及び個人が大ホールが使用して、公民館の設置目的に添った活動を行う場合、そのために要する準備、練習は3回を限度に無料とする。	100%				
	前各号に掲げるもののほか市長が公益上特に必要と認めたもの	20%	その他教育委員会が公益上特に必要と認めたもの	20%	その他市長が必要と認める場合	都度決定			その他町長が公益上必要と認めた場合	都度決定	館長が特別の事情があると認めたとき	都度決定	その他町長が公益上必要と認めた場合	都度決定	その他町長が公益上必要と認めた場合	都度決定	その他公民館長が認めたもの	～100％

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その4)		協議細目		学校管理事業					
調整の方針		[調整の具体的内容]のとおり									
出雲市		現況									
出	雲	市	平	田	市	斐	川	町	佐	田	町
1 義務教育就学奨励事業(公立・私立) 【公立】 ※出雲市就学奨励要綱に基づき認定・支給 [支給額:国の補助基準により支給] ◎要保護及び準要保護児童生徒奨励費年額 平成14年度支給児童生徒数 小学校215人 ○学用品費 通学用品費 校外活動費(宿泊無) ・小1年 12,610円 ・小2年～6年 14,780円 ・中1年 23,880円 ・中2年～3年 26,050円 ○新入学用品費 ・小学校 19,900円 ・中学校 22,900円 ○給食費 実費支給 ○修学旅行費 実費支給 ○医療費 実費支給 ○通学費 実費支給 [認定基準] 昭和38年1月8日付け文部省初等中等教育局長(体育局長通知)のとおり [申請から認定までの流れ] ①保護者が申請書(所得等確認の委任有)に記入 ②民生委員が意見記入 ③学校、教育委員会、民生委員のいずれかに提出 ④学校で世帯票等作成 ⑤教育委員会で所得等確認 ⑥教育委員会で議否決定 【私立】 ※出雲市就学奨励要綱に基づき認定・支給 [支給額:国の補助基準により支給] ◎要保護及び準要保護児童生徒奨励費 平成14年度支給生徒数 北陵中学校 2人 ○奨励費年額については義務教育就学奨励費補助金と同じ あるが、費目については要保護…修学旅行費のみ ・準要保護…医療費、学校給食費は除く [認定基準・申請から認定までの流れ] ○義務教育就学奨励費補助金と同じ		1 義務教育就学奨励事業(公立・私立) 【公立】 [支給額:国の補助基準により支給] 申請書に民生児童委員の意見が必要。 ◎要保護及び準要保護児童生徒奨励費年額 平成14年度支給児童生徒数 小学校119人、中学校36人 ○学用品費 通学用品費 校外活動費(宿泊無) ・小1年 12,610円 ・小2年～6年 14,780円 ・中1年 23,880円 ・中2年～3年 26,050円 ○校外活動費(宿泊有) ・小学校 3,470円 ・中学校 5,840円 ○新入学用品費 ・小学校 19,900円 ・中学校 22,900円 ○給食費 実費支給 ○修学旅行費 実費支給 ○医療費 実費支給 ○通学費 実費支給 ◎特殊教育就学奨励費 平成14年度支給児童生徒数 小学校11人 中学校7人 ○学用品費 通学用品費 校外活動費(宿泊無) ・小1年 6,305円 ・小2年～6年 7,390円 ・中1年 11,940円 ・中2年～3年 13,025円 ○校外活動費(宿泊有) ・小学校 1,735円 ・中学校 2,920円 ○新入学用品費 ・小学校 19,900円 ・中学校 22,900円 ○給食費 18,500円 ・小学校 21,500円 ・中学校 実費の半額 ○修学旅行費 実費 ○通学費 実費支給		1 義務教育就学奨励事業(公立・私立) 【公立】 [国の補助基準により支給] ◎要保護及び準要保護児童生徒奨励費(年額) 平成14年度支給児童生徒数109人 ○学用品費、通学用品費 ・小1年 12,720円 ・小2年～6年 14,880円 ・中1年 24,000円 ・中2年～3年 26,160円 ○新入学用品費 ・小学校 19,900円 ・中学校 22,900円 ○給食費 小中実費支給 ○修学旅行費 小中実費支給 ○医療費 小中実費支給 ●認定基準 昭和38年1月8日付け文部省初等中等教育局長・体育局長通知のとおり ●申請から認定までの流れ ①保護者が申請書に記入、民生委員へ ②民生委員が意見記入、学校へ ③学校が状況・意見記入し、教育委員会へ ⑤教育委員会で所得等確認 ⑥教育委員会で議否決定 ◎特殊教育就学奨励費 平成14年度支給児童生徒数17人 ○学用品費、通学用品費 ・小1年 6,360円 ・小2年～6年 7,440円 ・中1年 12,000円 ・中2年～3年 13,080円 ○新入学用品費 ・小学校 9,950円 ・中学校 11,450円 ○給食費 小中実費の半額 ○修学旅行費 小中実費の半額 ○通学費		1 義務教育就学奨励事業(公立・私立) 【公立】 [国の補助基準により支給] ◎要保護及び準要保護児童生徒奨励費(年額) 平成14年度支給児童生徒数29人 ○学用品費、通学用品費 ・小1年 12,610円 ・小2年～6年 14,780円 ・中1年 23,880円 ・中2年～3年 26,050円 ○新入学用品費 ・小学校 19,900円 ・中学校 22,900円 ○給食費 小中実費支給 ○修学旅行費 小中半額程度支給 ○医療費 小中実費支給 ○通学費 小中半額支給(バス定期代)					

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №1-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その4)	協議細目	学校管理事業
調整の方針	調整の具体的な内容のとおり		
現況			
多岐	町	湖陵	大社町
1 義務教育就学奨励事業(公立・私立) 【公立】 国の補助基準により支給 ◎準要保護児童生徒支給額 平成15年度支給児童生徒数 26名(小:15名 中:11名) ○学用品費 ・小1:12,610円/年 ・小2~6:14,780円/年 ・中1:23,880円/年 ・中2~3:26,050円/年 ○新入学児童生徒学用品費 ・小学校:19,900円 ・中学校:22,900円 ○給食費 ・小学校:実費支給 ○修学旅行費 ・小学校:実費支給 ○医療費 ・小学校:実費支給	1 義務教育就学奨励事業(公立・私立) 【公立】 国の補助基準により支給 ◎要保護及び準要保護児童生徒援助費(年額) 平成15年度支給児童生徒数 25名(小:15名、中:10名) ○学用品費、通学用品費 ・小1年 12,610円 ・小2年~6年 14,780円 ・中1年 23,880円 ・中2年~3年 26,050円 ○新入学用品費 ・小学校 19,900円 ・中学校 22,900円 ○給食費 37,000円 ・中学校 43,000円 ○修学旅行費 ・小学校 16,000円 ・中学校 50,000円 ○医療費 実費支給	1 義務教育就学奨励事業(公立・私立) 【公立】 国の補助基準により支給 ◎要保護児童生徒の認定基準は、昭和38年1月18日付 文部省初等中等教育局長・体育局長通知に準じて定めてい る。 平成15年度支給児童生徒数72人(小=47人 中=25人) ○学用品費、通学用品費 ・小1年 12,610円 ・小2年~6年 14,780円 ・中1年 23,880円 ・中2年~3年 26,050円 ○新入学用品費 ・小学校 19,900円 ・中学校 22,900円 ○給食費 小中実費支給 ○修学旅行費 小中実費支給 ○医療費 小中実費支給 ○通学費 小中実費支給	1 義務教育就学奨励事業(公立・私立) 国の補助基準に基づき、実施する。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №2-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その4)				協議細目		学校管理事業	
調整の方針		調整の具体的な内容のとおり							
現況									
出雲市	平市	田市	斐川町	佐田町					
2 遠距離通学対策事業 (1) スクールバスの運行 ○小学校 ・対象者 通学距離4km以上の者 ・対象校 1校 ・対象地区 1地区 ○中学校 ・対象者 通学距離6km以上の者 ・対象校 2校 ・対象地区 4地区	2 遠距離通学対策事業 (1) スクールバスの運行 スクールバスは、なし 生活バス利用者は、小学生・中学生とも、月額1000円の通学定期を発行し、全額利用者負担となっている。 鰐淵小学校猪目分校の児童が、本校へ週3回通学するが、この場合も生活バスを利用している。利用料金は教育委員会の負担。	2 遠距離通学対策事業 (1) スクールバスの運行 ○スクールバス ・斐川町大字阿宮在住の幼児・児童・生徒の学校(園)までの送迎 ・西野号・西中号の2台あり、運転手は1台当たり年間2,900千円で委託契約を結んでいる。 ・運行に係る燃料費・修繕費等は教委が負担している。 ○通学バス ・小学生で大字阿宮以外でも4km以上の遠距離通学者の負担を軽減する目的で町所有の他のバス等を使い運行している。 ・運行委託料は年間1,800,000円。 ・対象校 庄原小・中部小・出東小 ・運行台数 6台	2 遠距離通学対策事業 (1) スクールバスの運行 ○スクールバス 6台・予備車1台 一応全町をカバーしている。	2 遠距離通学補助 ○小学校遠距離通学費補助 国の適正通学距離を越える児童への補助 ○中学校遠距離通学費補助 国の適正通学距離を越える生徒への補助	(2) 遠距離通学補助 旭丘中学校生徒を対象に、一畑電鉄を利用して通学する生徒に通学定期料金の半額を補助する。 最近では生活バスの利用者が多く、申請者は少なく、年間1〜2名。	(2) 遠距離通学補助 該当なし	(2) 遠距離通学補助 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし
(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 障害に適した学校がないためにやむを得ず市外へ通学する児童生徒への補助 小学生 ⇒ 月額1,800円×12月=21,600円 中・高校生 ⇒ 月額1,900円×12月=22,800円	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし	(3) 盲ろう聴児童生徒就学奨励事業 該当なし

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №2-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その4)				協議細目		学校管理事業	
調整の方針		「調整の具体的内容」のとおり							
		現況							
多	伎	町	湖	陵	町	大	社	町	調整の具体的内容
2 遠距離通学対策事業 (1) スクールバスの運行 ・スクールバス 1台 中学校について、田鶴方面の通学生徒についてスクールバスを運行している。運行管理については個人委託をしている。 委託料 2,505,300円 (2) 遠距離通学補助 該当なし			2 遠距離通学対策事業 (1) スクールバスの運行 該当なし (2) 遠距離通学補助 畑地区通学タクシー事業 上畑及び中畑自治会から通学する児童生徒に対し、年間50万円(予算額)を限度にタクシー利用料金の一部を補助している。			2 遠距離通学対策事業 (1) スクールバスの運行 該当なし (2) 遠距離通学補助 ・遠距離通学児童生徒通学費支給 要綱で定める交通機関利用による遠距離通学児童生徒への通学費支給 (補助金ではなく、町としての義務・責任として負担するものと位置づけ負担金としている。) 定期券での現物給付(小学校は学期定期)(全額町負担)過去の学校統合の条件もある。 平成15年度は、大社中学校で26人、日御崎小学校で7人 ・指定学校変更の許可を受けて綿鷲小へ通学する児童 通学費支給＝全額負担 ・日御崎小学校バス通学児童通学費補助金 日御崎小学校に通学する4km未満で交通機関利用による児童への補助 4km未満＝半額補助(平成15年度は、該当者なし) (3) 盲ろう唖児童生徒就学奨励事業 該当なし			2 遠距離通学対策事業 スクールバスの運行及び遠距離通学費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実状等を考慮し、速やかに補助基準等を調整する。 盲ろう唖児童生徒就学奨励事業については、出雲市の例により実施する。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №3-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その4)			協議細目	学校管理事業
調整の方針	「調整の具体的内容」のとおり				
現況					
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	3 学校用バス運行事業	3 学校用バス運行事業
3 学校用バス運行事業 学校用マイクロバスは所有していない。 総合学習など校外活動などに必要な場合は、予算の範囲内で民間バスを借り上げることで対応している。	3 学校用バス運行事業 校外活動や部活動の児童生徒輸送のため、中型バス1台(46人乗り)を学校教育専用として所有している。 この他にも、総務課のマイクロバスが空いているときは使用できる。 運転手2名分の予算を確保して、平田市都市公社へ委託している。	3 学校用バス運行事業 スクールバス2台及び小型バス1台の空き時間を利用し校外活動や部活動等における送迎を行っている。運転手は予算を確保し委託している。	3 学校用バス運行事業 マイクロバスはない。 町内における様々な校外活動や集団下校等で、スクールバスの空き時間を利用している(50～60人乗り)。		

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №3-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その4)				協議細目		学校管理事業
調整の方針		調整の具体的内容のとおり						
		現況				調整の具体的内容		
多	岐	町	湖	陵	町	大	社	町
3 学校用バス運行事業		町の公用マイクログラスを利用することができる。 各学校の運転業務委託料として予算化されている。 運行業務委託料は多岐町福祉バス運行管理規程により定められている。スクールバスあり	3 学校用バス運行事業 町の公用マイクログラスを利用できる。 利用料金については、基本的に各学校の主な行事等の利用料金を総務課で一括予算計上している。 主な行事以外の予算は、各学校で予算措置し実施。スクールバスなし。			3 学校用バス運行事業 町の公用マイクログラスを1校当たり年数回利用できる。(運転委託料予算を計上) マイクログラスは、社会教育係の管理所管であり、運転業務は委託しており、スポーツ事業優先の車輛である。 スクールバスはない。		
					3 学校用バス運行事業 現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業 校外活動や部活動への支援のあり方を検討する中で調整する。			

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №4-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その4)				協 議 細 目		学校管理事業		
調 整 の 方 針		『調整の具体的内容』のとり								
現 況										
出	雲 市	平 市	斐 川 町	佐 田 町						
4	各種大会参加費補助(部活動) 小・中学校の部活動を通して各種大会に出場する児童生徒を派遣する団体に対して補助金を交付する。 [対象大会] ○音楽…県教委、県吹連、県中吹連、県合連等が主催、推薦する県大会、中国大会、全国大会 ○体育…県教委、県中体連が主催、県中体連等が推薦する県大会、中国大会、全国大会(中学校のみ) [対象人員] ○音楽…出場する選手+補欠5名以内+引率者 ○体育…エントリ―者+マネージャー1名+引率者 [運賃] 基本的にJR運賃の半額(音楽の県大会無) [宿泊費] ○東京 4,500 円/泊 ○県外 4,000 円/泊 ○県内 3,000 円/泊(音楽の県大会無) [楽器輸送費] 実費(県大会は実費の1/3)	4	各種大会参加費補助(部活動) 中学校の部活動などの県大会等へ参加する場合、交通費や宿泊費に要する経費を補助する。 ・県大会クラス 必要経費の5割 ・中国大会クラス " 6割 ・全国大会クラス " 7割	4	各種大会参加費補助(部活動) 小・中学校の部活動などの県大会(～全国大会)等へ参加する場合の経費(交通費、宿泊費等)の半額補助	4	各種大会参加費補助(部活動) 県大会以上の大会に出場する場合は、その都度協議する。			

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №4-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その4)			協 議 細 目		学校管理事業
調 整 の 方 針		「調整の具体的内容」のとり					
多 岐		現 況					調 整 の 具 体 的 内 容
4 各種大会参加費補助(部活動)		町	湖 陵	町	大 社	町	4 各種大会参加費補助(部活動) 大社町立小・中学校各種部(クラブ)活動に係る大会派遣費補助金要綱に定める国及び地方公共団体若しくは学校教育関係団体が主催又は共催する県大会以上の大会への参加旅費(交通費、宿泊費)及び吹奏楽部の楽器輸送費の一部を補助する。 補助対象経費及び補助率 ①. 旅費 交通費 運賃(航空を除く)及び特急(片道100km以上) 急行(片道50km以上)料の1/2以内 ただし、学生団体割引の規定がある場合は、その適用を受けた金額を基準とする 宿泊費 一人あたりの宿泊地に次の金額を実費の限度とし、その1/2以内 ②. その他必要な経費 吹奏楽部の楽器輸送費は、実費の1/2以内 交付対象者 ①. 団体種目 正選手及び補欠選手2名(吹奏楽部は13名) ②. 個人種目 正選手 ③. 引率者 ア. 選手15名以上参加の場合 2名 イ. 選手14名以下参加の場合 1名
各種大会への参加費等経費を町が直接補助し、部活動の振興充実を図る。 公式大会＝全額		県大会以上の大会に出場する場合は、その都度協議するが、実質的には、必要経費の8割の補助を助成している。					現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度からは補助対象(対象者、対象の事業・規模・経費等)の1/2を補助することを基本に新たに制度化する。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)		協議細目		幼稚園事業	
調整の方針				調整の具体的内容のとおり			
出雲市				現況			
出雲市		平田市		斐川町		佐田町	
1 幼稚園運営 [幼稚園数] 公立16 [対象園児] 3歳児・4歳児・5歳児 ※ 満3歳児は対象外 ※ 3歳児は8園で実施 [職員] ・園長 16人(専任7、嘱託5、小学校兼任4) ・教頭 16人 ・教諭 35人 ・養護教諭 16人(専任7、嘱託2、小学校兼任7) ・その他 15人 3歳児クラスに、クラス担任のサポートとしてパート(臨時職員)を通年で配置している。…8人 よりきめ細やかな教育に努めるため、近年、多動傾向等の園児が見られる中で、幼稚園ヘルパーを5園に配置している。…5名 [預かり保育] ○預かり保育(H15～) [実施園] 朝山幼稚園で実施 [実施日] 平日 7:30～8:30、15:00～18:30 長期休業中 7:30～18:30 ※土日は未実施 [対象] 稗原・朝山・乙立地区に限定 [料金] 月額 12,000円(2人目～6,000円) ○一時預かり保育 週3～5日 14:00～15:00 [送迎] なし		1 幼稚園運営 [幼稚園数] 公立2 私立1 [対象園児] 1 公立幼稚園 ・対象園児 3～5歳児 3年保育 ※満3歳児は対象外 ・降園後4時30分まで預かり保育を実施 ・長期休業中預かり保育の実施 8時30分～16時30分 2 私立幼稚園 ・対象園児 3～5歳児 3年保育 ・18時30分まで保育を実施 [職員][公立幼稚園2園] ・園長 1人(嘱託で2園を兼務) ・教頭 2人(専任2) ・担任教諭 12人(正規3、臨時9) ・その他教諭 5人(臨時5) きめ細かな教育と要配慮児に対応 ・養護教諭 2人(正規1:看護師、臨時1) ・技術員 2人(臨時2人) ・3歳児サポーター2人(1学期のみ) [預かり保育] (平成14年度から実施) 対象児童 幼稚園に入園している児童 実施日等 平日:月～金 降園後～16時30分 長期休業日(夏・冬休み) 8時30分～16時30分 ※土日は、未実施 料金 平日 2H未満 400円/人、2H以上 800円/人 長期休業中 4H未満 800円/人、4H以上 1,600円/人 [送迎] ①公立幼稚園 送迎バス(但し2km未満は保護者による送迎) ②私立幼稚園 送迎バス 月額2500円(片道半額)		1 幼稚園運営 [幼稚園数] 公立4 私立1 [対象園児] 1 公立幼稚園 ・対象園児 4歳児、5歳児 ・開園時間 8時30分から14時30分まで 2 私立幼稚園 ・対象園児 3～5歳児 3年保育 ・15:00まで保育を実施 ・預かり保育を実施 [職員] ・園長 非常勤、専任 ・教頭、養護教諭、校務技師は小学校と兼務 ・教諭 10人、講師9人 ※問題点…13クラス中正規職員による担任5クラス(38%)と臨時職員による担任配置知となっている。 [預かり保育] (平成15年度から実施) 実施園 町立4園で実施 実施日等 ・保育期間 土、日、祝日、年末年始、盆、年度初めを除く期間 ・保育時間 平時 降園時～17時 長期休業中 8時30分～17時 料金 月極め 9,000円(1月) 一時預かり 600円(1日) ※長期休業中も同額 (長期休業中で半日の場合、月極めは上記の半額) 保育士 町で別個に指導員、補助員を採用 [送迎] なし ※ 現在、今年 12 月を目的に「就学前保育計画検討委員会」が設置されて幼稚園問題についても検討されている。その中でも特に、①3歳児保育 ②預かり保育の充実 ③30人学級については、来年度から一部試行を含めて実施方向に向いている。		1 幼稚園運営 該当なし	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №1-2

協議項目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)				幼稚園事業	
調整の方針						調整の具体的な内容	
調整の具体的な内容							
多岐		現況		大社		町	
1. 幼稚園運営 [幼稚園数] 公立3 [対象園児] 4、5歳		1. 幼稚園運営 [幼稚園数] 公立2 [対象園児] 4歳児、5歳児(3歳児保育なし) 14:00～15:00 まで預かり保育		1. 幼稚園運営 [幼稚園数] 公立5 [対象園児] 5歳すべてで3歳児からの3年保育 (ただし、綿鷲幼稚園は満3歳試行)		1. 幼稚園運営 公立幼稚園の運営については、3歳児保育、預かり保育、送迎バスの運行等も含めて現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、3歳児保育や預かり保育の実施については、子育て支援の観点から、地域的な事情や民間の保育施設との競合などの点を考慮しながら、新市に移行後できるだけ早い段階で調整するものとする。	
[職員] (田儀幼稚園) 園長1名 田儀小学校長が兼務 職員2名 臨時1名 (小田幼稚園) 園長1名 岐久小学校長が兼務 職員2名 臨時1名 (久村幼稚園) 園長1名 岐久小学校長が兼務 職員2名 臨時1名		[職員] (西幼稚園) 専任園長1名 職員3名 (南幼稚園) 専任園長1名 職員3名		[職員] 園長 専任の非常勤園長を配置 (ただし、綿鷲幼稚園は綿鷲小学校長が兼務) 教頭 各園に正規町職員を配置 ・養護教諭、看護師の配置 大社幼:町職員の看護師を配置 荒木幼:町職員の養護教諭を配置 遙塔幼と日御碕幼:同校区小学校の養護教諭が兼務 綿鷲幼:配置なし ・嘱託職員の配置 担任教諭の不足をカバーするため、平成15年度は大社幼、荒木幼、日御碕幼に、各1人、非常勤嘱託の講師を配置する。 また、遙塔幼に、産休補充として1人、非常勤嘱託講師を配置する。(大社町非常勤嘱託員に関する規則に基づく)			
[預かり保育] 該当なし(平成16年度からについては検討中である。)		[預かり保育] 一時預かり保育(無料) 14:00～15:00		[預かり保育] 該当なし(園長会で検討中)			
[送迎] なし		[送迎] なし		[送迎] なし			
※平成16年4月より							
●対象園児 3、4、5歳							
●職員体制については現在検討中である。							
●送迎 町内循環バスを利用して通園予定							

※平成16年4月より

- 対象園児 3、4、5歳
- 職員体制については現在検討中である。
- 送迎 町内循環バスを利用して通園予定

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №2-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)		協 議 細 目		幼稚園事業
調 整 の 方 針		『調整の具体的内容』のとおり				
現 況						
出	雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町		
2 幼稚園保育料・入園料 ○保育料 月額 8,000円 ○入園料 なし		2 幼稚園保育料・入園料 ○保育料 月額 8,000円 ○入園料 なし		2 幼稚園保育料・入園料 ○保育料 月額 5,500円 ○入園料 1,000円		2 幼稚園保育料・入園料 該当なし

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №2-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)			協 議 細 目		幼稚園事業
調 整 の 方 針		「調整の具体的な内容」のとおり					
現 況							
多	伎	町	湖	陵	町	大	社
2 幼稚園保育料・入園料 ○保育料 月額 5,500円 (同じ幼稚園に2人以上通っている場合は2人目から4,500円) ○入園料 なし		2 幼稚園保育料・入園料 ○保育料 月額 5,500円 ○入園料 なし		2 幼稚園保育料・入園料 ○保育料 月額 5,700円(ただし、8月は2,850円) ○入園料 なし		2 幼稚園保育料・入園料 入園料は、徴収しない。 保育料は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額6,000円に統一する。	

幼稚園保育料

(幼稚園保育料)

月額 6,000円 (月額72,000円)

(設定の考え方)

地方交付税の単位費用に算入された幼稚園費から設定した。

幼稚園費には授業料月額5,900円等が算入されている。(概ね6,000円)

(保育料徴収比較)

	現行保育料						新保育料		差額
	園 児 数			保 育 料			月額6,000円		
	3歳児	4歳児	5歳児	計	年額/人	年間徴収額	年間徴収額		
出雲市	184	443	507	1,134	96,000	108,864,000	81,648,000	△ 27,216,000	
平田市	77	101	119	297	96,000	28,512,000	21,384,000	△ 7,128,000	
斐川町	0	129	142	271	66,000	17,886,000	19,512,000	1,626,000	
佐田町									0
多伎町	0	24	21	45	66,000	2,970,000	3,240,000	270,000	
湖陵町	0	24	22	46	66,000	3,036,000	3,312,000	276,000	
大社町	59	73	73	205	65,550	13,437,750	14,760,000	1,322,250	
計	320	794	884	1,998		174,705,750	143,856,000	△ 30,849,750	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №3-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)		協 議 細 目		幼稚園事業	
調 整 の 方 針		「調整の具体的内容」のとおり					
現 況							
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町				
3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) [公立] ○生活保護世帯…全額免除 ○市民税の所得割額がない世帯(減免額) ・1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の年長者 ……年額2万円を限度 ・同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 ……年額3万6千円を限度 ・同一世帯から3人以上就園している場合の上記以外の園児 ……年額5万2千円を限度 ・市民税の所得割額が1万円以下の世帯 ……年額1万円を限度	3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) [公立・私立] ○生活保護世帯…年額2万円を限度 ○当該年度の市民税が非課税となる世帯であって、かつ、生活困難な世帯又は全額が免除された世帯 ……年額2万円を限度	3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) [公立・私立] ○生活保護世帯…全額免除 ○町民税非課税世帯…年額2万円を限度 ○町民税10,000円以下世帯…年額2万円を限度	3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) 該当なし				

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №3-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)		協議細目	幼稚園事業
調整の方針	「調整の具体的内容」のとおり			
多岐	現況			調整の具体的内容
	伎 町	湖 陵 町	大 社 町	
3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) [公立] ○生活保護世帯…全額減免 ○町民税所得割非課税世帯… 1人 年額2万円を減免	3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) [公立] ○生活保護世帯…全額減免 ○町民税非課税及び所得割非課税世帯…1人 年額2万円を減免	3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) [公立] ○生活保護世帯…全額減免 ○町民税非課税及び所得割非課税世帯…1人 年額2万円を減免	3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) [公立] ○生活保護世帯…全額減免 ○町民税非課税及び所得割非課税世帯…第1子:年額 20,000円を減免 第2子:年額 37,000円を減免 第3子以降:年額 53,000円を減免 ※平成15年4月1日条例改正(国の基準とおり)	3 幼稚園就園奨励事業(公立・私立) 世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る目的から新市においても事業を実施する。 事業内容については、国の基準により統一する。 なお、公立及び私立ともに同様の取り扱いとする。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №5-1-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)				協 議 細 目		幼稚園事業	
調 整 の 方 針		『調整の具体的内容』のとおり							
出 雲 市		現 況							
出 雲 市		平 田 市	斐 川 町	佐 田 町					
4 幼児教育振興計画	出雲市幼児教育振興計画は、平成9年2月の出雲市幼児教育審議会の答申に基づくとともに、上位計画である旧文部省の第3次幼稚園教育振興計画、出雲市児童育成計画(出雲市エンゼルプラン)との整合性に配慮しつつ、幼児教育の振興を図るため策定した。	4 幼児教育振興計画 平成13年3月『幼児教育基本構想』を策定	4 幼児教育振興計画 出生から就学前の幼児保育の総合的計画を福祉部門と共同で現在策定中 『斐川町におけるより良い保育計画について(斐川町就学前保育計画後継)』	4 幼児教育振興計画 現在策定なし					
(幼保の一体的整備運営事業) 幼保一元化施設検討委員会で検討中 幼保一元化施設検討委員会では、具体的な2項目について諮問されており、その答申を出すために検討がされている。 市内の保育園の設置状況は、無認可を含めて約30園ある中で、公立は1カ所。残りは全て民間に委ねている現状であるため、全体的な幼保一元化の方向性、方針を策定していくには民間の経営(財政)に多大な影響を及ぼすことが想定され、今後更に検討が必要である。	(幼保の一体的整備運営事業) ・幼保の一体的整備について 平成13年3月『幼児教育基本構想 - 幼児教育の推進と子育て支援』で、現在ある幼児教育施設(保育所を含む)を再編し、幼稚園併設型保育所として整備する方向を示した。 ・幼保の一体的運営について 発達段階に応じたカリキュラムの研究等 幼稚園での預かり保育の実施 その他								

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №5-2

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)				協 議 細 目		幼稚園事業
調 整 の 方 針		「調整の具体的内容」とおり						
多 岐		現 況		調 整 の 具 体 的 内 容				
4 幼児教育振興計画		大 町	湖 陵 町	大 社 町	4 幼児教育振興計画			
現在策定なし (幼保の一体的整備運営事業) 平成16年4月より、保育園の隣地に統合幼稚園が開園する予定である。 幼保の連携については現在検討中である。		4 幼児教育振興計画 策定はしていないが、「湖陵の教育」という教育指針を毎年発刊し、幼児教育の方向性を決定している。	4 幼児教育振興計画 策定はしていないが、町のエンゼルプランの中で幼児教育の部分も一部盛り込んでいる。	4 幼児教育振興計画 新市において、幼稚園の運営方法や幼稚園と保育所のあり方も含めて検討する中で、幼児教育に関する基本的な方針を策定するものとする。				

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №6-1-1

協 議 項 目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)		協 議 細 目		幼稚園事業	
調 整 の 方 針		調整の具体的内容,のとおり					
現 況							
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町				
5 幼稚園施設整備計画 [対象施設] 幼稚園 16園 [整備計画の有無] [あり] 中期(長期)財政計画に基づき既設建物の建築年や地域事情を考慮し、教育施設建設等年次計画を策定 [現 況] 幼稚園施設16園を管理している。そのうち、昭和20年代後半に建築した木造園舎も3園あり、地区との調整も図って改築していく予定である。 [耐震診断] 診断を要する対象棟数 5棟	5 幼稚園施設整備計画 [対象施設] 幼稚園 2園 [整備計画の有無] [あり] 中期(長期)財政計画と調整を図りながら新築移転を計画している。 [現況] ・東幼稚園 昭和44年度竣工、45年開園 ・平田幼稚園 昭和46年度竣工、47年度開園 特に、平成に入ってから国富、西田、北浜等各地区にあった幼児教育施設を地元と協議しながら2園に集約した。(集約する過程で、通園の利便性を図るため、幼稚園バスを運行。 [耐震診断] 計画なし	5 幼稚園施設整備計画 [対象施設] 幼稚園 4園 [整備計画の有無] [あり] 中期財政計画と調整を図りながら、園舎の建設を計画している。 [現況] H14年度に移転改築で新築された園舎を除き、他の3園舎は30年から40年経過し老朽化が進んでいる。 木造で建築後43年経過している園舎があり、移転改築が急務である 他の2園舎も年数がかかり経過しており、年次的な計画が必要である。	5 幼稚園施設整備計画 該当なし				

針方整調の合議協併合地区

教育・文化専門部会 学校教育分科会 №6-2

協 議 項 目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その5)				協 議 細 目	幼 稚 園 事 業
調 整 の 方 針	「調整の具体的内容」のとり					調 整 の 具 体 的 内 容
	多 伎 町	湖 陵 町	現 況		大 社 町	
5 幼稚園施設整備計画 [施設数等] 3園 小田・田儀・久村	[整備計画の有無] [あり] 平成15年度統合幼稚園を建設中 [耐震診断] 計画なし [現況] 3園とも老朽化が進み、改築の必要性があった。また、少子化にともない幼稚園を統合することになった。平成16年4月に3園を統合し、新施設を開園予定。	5 幼稚園施設整備計画 [施設数等] 2園 西幼稚園 昭和52年改築 南幼稚園 昭和51年新築 [整備計画の有無] [あり] 平成16年度に西幼稚園、南幼稚園の統合による建築事業計画している。	5 幼稚園施設整備計画 [施設数等] 5園 大社幼稚園 S56年 築後22年経過 荒木幼稚園 S54年 築後24年経過 逕堤幼稚園 S54年 築後24年経過 日御崎幼稚園 S44年 築後34年経過 鶴鷺幼稚園 S36年 築後42年経過 (鶴鷺小学校に併設) [現況] 幼稚園園舎については、築後34年から22年を経過し、その改修等を行い、維持管理に努めてきたところではありますが経過年数には勝てず大規模改修(改繕)の必要に迫られている。			5 幼稚園施設整備計画 各市町の整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業（農林関係）の取扱い		協議細目		農業改良普及・指導事業
調整の方針		指導体制は、現行とおり新市に引き継ぎ、合併後、多伎町の例を参考に、専任農業指導員の配置を検討する。				
現況						
出雲市	雲市	平田市	斐川町	佐田町		
（農業改良普及） 県普及部、市農業委員会、いずも農協等と連携しながら実施	（農業改良普及） 県普及部、市農業委員会、いずも農協等と連携しながら実施 （経営改善指導） パソコン簿記講習会の開催（農業委員会）	（農業改良普及） 県農業普及部、JA斐川等と緻密に連携しながら実施。課題が生じたら、3者でプロジェクトチームを結成して対策を立て現場対応 この他、斐川町農林改良協議会（町、JAで1／2負担）を組織し、優良品種の実証園の設置などを行っている （経営改善指導） 経営改善計画の指導等については、経営改善支援センターチーム（県普及部、農業委員会、JA斐川町、出雲農業共済組合、農業公社、町農林振興課）にて相談・指導、フォローアップを実施	（農業改良普及） 県普及部、町農業委員会、いずも農協等と連携しながら実施 （経営改善指導） 県普及部、農協佐田支店、町農業委員会、農業会議、共済組合等の指導を頂いている。			
[関係条例]						

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №1-2

協議項目		各種事務事業（農林関係）の取扱い		協議細目		農業改良普及・指導事業
調整の方針		指導体制は、現行とおり新市に引き継ぎ、合併後、多伎町の例を参考に、専任農業指導員の配置を検討する。				
調整の具体的内容						
多伎町		現況		大社町		県普及部、農業委員会、農協等と連携を図りながら指導を行っており、体制が大きく異なることはないが、営農指導の有無、現場へ出かける回数等事業の進め方に違いがある。 多伎町には、専任の農業技術員（嘱託）1名配置されている。 指導体制は2市5町で大きな差がないので、現行とおり新市に引き継ぎ、事業内容を一層充実させるものとする。合併後、生産現場に向いての指導回数が減る懸念があるので、多伎町の例を参考に、専任農業指導員の配置を検討する。
〔農業改良普及〕 専任農業技術員を置き（嘱託）普及部、農協と連携し取り組み専任農業技術員は、県農業普及員OBで農業全般について指導を実施。設置後10年程度経過		〔農業改良普及〕 （農業改良普及） 国の緊急雇用事業により、営農指導員の設置（JAいずもに在籍） 指導としては、甘藷を中心とした営農指導		県農業普及部、JA いずも、農業委員会と連携し実施		
〔経営改善指導〕 専任農業技術員、普及部と連携し指導						

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №1-1

協議項目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		協議細目		漁業関連施設整備計画	
調整の方針		漁業関連施設整備計画については、新市において2年を目的に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。					
出雲		現況		状況			
協議項目	市	平田市	斐川町	佐田町	田	町	
[漁港整備計画] 該当なし		[漁港整備計画] 市管理漁港の整備については、財政事情等の理由により休止中である。〔軽微な維持管理費のみ〕塩津、釜浦、地合漁港の局部改良等の整備については、年次計画の立案が必要である。	[漁港整備計画] 該当なし	[漁港整備計画] 該当なし	[漁港整備計画] 該当なし		
[魚場造成整備計画] 該当なし		[魚場造成整備計画] 2年に一度のペースで実施している。 実施箇所は、旧北浜漁協区域と旧佐香漁協区域と交互に実施している。 予算規模 概算30,000千円 平成15年度・19年度 旧北浜漁協区域 平成17年度・21年度 旧佐香漁協区域を予定	[魚場造成整備計画] 該当なし	[魚場造成整備計画] 該当なし	[魚場造成整備計画] 該当なし		
[沿岸漁業構造改善対策] 該当なし		[沿岸漁業構造改善対策] 平成16年度 築いそ事業 事業費2500万円	[沿岸漁業構造改善対策] 該当なし	[沿岸漁業構造改善対策] 該当なし	[沿岸漁業構造改善対策] 該当なし		
[漁業集落環境整備事業計画] 該当なし		[漁業集落環境整備事業計画] 塩津地区等の排水施設整備に併せ、全体計画を立案する必要がある。 実施済み地区 5地区 未実施地区 6地区 排水施設整備未実施地区 2地区	[漁業集落環境整備事業計画] 該当なし	[漁業集落環境整備事業計画] 該当なし	[漁業集落環境整備事業計画] 該当なし		
[海岸保全事業計画] 該当なし		[海岸保全事業計画] 十六島漁港海岸保全事業（県事業 高潮対策事業）市事業の予定なし。	[海岸保全事業計画] 該当なし	[海岸保全事業計画] 該当なし	[海岸保全事業計画] 該当なし		
[関係条例]							

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №1-2

協議項目	各種事務事業（水産関係）の取扱い	協議細目	漁業関連施設整備計画
調整の方針	漁業関連施設整備計画については、新市において2年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。		
調整の具体的内容	〔漁港整備計画〕 5ヵ年計画はなし。 長期計画には沖防波堤（延長1000m）の整備を計画している。 〔魚場造成整備計画〕 今のところ整備計画なし。 （航路を邪魔するので、設置する適当な場所がない。） 漁協から要望があれば、その都度検討する。 〔沿岸漁業構造改善対策〕 平成16年度 築いそ（自然石投石）事業 事業費20,000千円 将来、ゴミ処理場（魚糞や魚屑を処理する）の整備を考えている。ゴミ処理場については、免許取得が必要なことと発泡スチロールを溶かす機能が必要である。 （現在、調査中） 漁協から要望があれば、その都度検討する。 ○多伎町沿岸漁業構造改善協議会規約 《趣旨》 沿岸漁業構造改善の計画樹立及び事業の実施について、町長の諮問に応じ、沿岸漁業構造改善事業の円滑な推進を図ることを目的とする。	現況 〔漁港整備計画〕 泊地外係留（河川係留）が多いので拡張の必要があり、県に要望中である。 遊漁船係留（マリーナ）の要望等があるが、十間川改修後、漁港区域（右岸側）の拡張変更し、漁港基盤整備の必要がある。 〔魚場造成整備計画〕 H6年度及びH8年度に実施 平成17年度並型漁礁設置を予定 1,200空³ 1.5角型ブロック 本来平成10年度の計画であったが、一本釣りの市場出しが少なかったことや費用対効果の面で延期している。今後、県事業の大社湾地区広域型増殖場の整備中であることから、漁協との検討を要すが、現状では、17年度の実施は無理と予想している。 〔沿岸漁業構造改善対策〕 沿岸施設整備計画 H14年度 水産倉庫施設整備・活魚施設整備（漁協単独事業）	〔漁港整備計画〕 鷺浦漁港・H14～H16東防波堤改良工事 棚崎漁港：なし 今後の計画：要望があればその都度検討を行う。 〔魚場造成整備計画〕 並型魚礁をH6年度に、3年に1度の周期で日御碕・宇竜・棚崎・大社湾の順番で造成を行う計画を建て、H6年度に日御碕、H9年度に宇竜、H12年度に棚崎で造成を行った。 H14年度の大社湾については、増殖型魚礁への転換や財政事情により休止している。 今後は、増殖型魚礁の設置を地元漁業者と検討して計画をたてなおす。 〔沿岸漁業構造改善対策〕 漁業経営構造改善事業 （旧沿岸漁業漁村振興構造改善事業） 沿岸基本計画 H15年度 大社漁協殺菌冷却海水装置（事業主体：漁協） H16年度以降は計画なし 要望があればその都度検討する。 補助残の1/2は、基金から補助している。 〔沿岸漁業構造改善対策〕 県下一漁協化と合併後の枠組みを見据えて施設の整備計画を再検討する必要がある。

針方整調の合議協併合地区

産業専門部会 農林水産分科会 №1-3

協 議 項 目		各種事務事業(水産関係)の取扱い		協 議 細 目		漁業関連施設整備計画
漁業関連施設整備計画については、新市において2年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。						
調 整 の 方 針						
現 況						
多	岐	町	湖	陵	町	大 社 町
[漁業集落環境整備事業計画] 該当なし 今後の計画は、今のところなし 実施地区1地区、完了済		[漁業集落環境整備事業計画] 該当なし		[漁業集落環境整備事業計画] H15年度に漁村漁場環境改善対策事業を予定 宇竜地区の漁業集落環境整備事業の基本計画書の作成 H16年度に宇竜地区漁業集落環境整備事業の概算要求提出予定 日御碕地区の振興計画である「日御碕マリコミュニティ構想」とあわせて整備を行う計画。 事業予定平成16年～平成21年		
[海岸保全事業計画] 該当なし 海岸保全事業計画(5ヵ年計画なし)		[海岸保全事業計画] 該当なし 建設海岸・大池地区海岸保全施設を県長期計画要望中		[海岸保全事業計画] 町管理漁港 海岸保全施設については整備計画はない 県管理漁港 大社・漁港・海岸環境整備事業(県事業) H11～H15年度で大社町小土地から堀川河口付近にかけて護岸及び公園の整備を行っている。 以後、大社町小土地から稲佐の浜付近までの整備を計画。		
[海岸保全事業計画] 海岸整備事業については、県で海岸保全基本計画が策定されている。 単独では、全域を見ても総合的な整備計画の策定が必要になると思われる。						
《調整方針案》 新市において合併後2年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。						

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №2-1

協議項目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		協議細目		漁業関連施設整備受益者分担金																															
調整の方針		平成16年度は、現行のとおりとし、平成17年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により、徴収しない。																																			
出雲市		平田市		斐川町		佐田町																															
該当なし		平田市漁業関係事業分担金徴収条例により、国、県の補助残の1／5以内を徴収している。 [平田市漁業関係事業分担金徴収条例] 対象事業 <table><tr><th>事業名</th><th>内容</th></tr><tr><td>漁港施設整備事業</td><td>漁港施設の改修、修築及び局部改良並びにこれらに類する事業で漁港の整備に関する事業</td></tr><tr><td>魚場造成事業</td><td>魚場造成及び造成した魚場の改修整備に関する事業</td></tr><tr><td>増養殖事業</td><td>魚介藻類の増殖、養殖及び栽培漁業に関する事業</td></tr><tr><td>漁港関連道整備事業</td><td>漁村集落内の漁港関連道の整備に関する事業</td></tr></table> 分担金の賦課基準（平田市漁業関係事業分担金徴収条例施行規則別表） <table><tr><th rowspan="2">対象事業</th><th colspan="2">賦課基準</th></tr><tr><th>被徴収者</th><th>賦課率</th></tr><tr><td rowspan="2">漁港施設整備事業</td><td>特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体</td><td>国及び県の補助金を控除した額の5分の1以内とする。ただし、市が単独で実施する事業については、事業費の5分の1以内とする。</td></tr><tr><td>魚場造成事業</td><td>特に利益を受ける漁業協同組合</td></tr><tr><td rowspan="2">増養殖事業</td><td>築磯造成事業</td><td>特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人</td></tr><tr><td>栽培漁業推進事業</td><td>特に利益を受ける漁業協同組合</td></tr><tr><td rowspan="2">漁港関連道整備事業</td><td>増殖施設整備事業</td><td>特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人</td></tr><tr><td>養殖施設整備事業</td><td>特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人</td></tr></table>						事業名	内容	漁港施設整備事業	漁港施設の改修、修築及び局部改良並びにこれらに類する事業で漁港の整備に関する事業	魚場造成事業	魚場造成及び造成した魚場の改修整備に関する事業	増養殖事業	魚介藻類の増殖、養殖及び栽培漁業に関する事業	漁港関連道整備事業	漁村集落内の漁港関連道の整備に関する事業	対象事業	賦課基準		被徴収者	賦課率	漁港施設整備事業	特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体	国及び県の補助金を控除した額の5分の1以内とする。ただし、市が単独で実施する事業については、事業費の5分の1以内とする。	魚場造成事業	特に利益を受ける漁業協同組合	増養殖事業	築磯造成事業	特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人	栽培漁業推進事業	特に利益を受ける漁業協同組合	漁港関連道整備事業	増殖施設整備事業	特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人	養殖施設整備事業	特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人
事業名	内容																																				
漁港施設整備事業	漁港施設の改修、修築及び局部改良並びにこれらに類する事業で漁港の整備に関する事業																																				
魚場造成事業	魚場造成及び造成した魚場の改修整備に関する事業																																				
増養殖事業	魚介藻類の増殖、養殖及び栽培漁業に関する事業																																				
漁港関連道整備事業	漁村集落内の漁港関連道の整備に関する事業																																				
対象事業	賦課基準																																				
	被徴収者	賦課率																																			
漁港施設整備事業	特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体	国及び県の補助金を控除した額の5分の1以内とする。ただし、市が単独で実施する事業については、事業費の5分の1以内とする。																																			
	魚場造成事業	特に利益を受ける漁業協同組合																																			
増養殖事業	築磯造成事業	特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人																																			
	栽培漁業推進事業	特に利益を受ける漁業協同組合																																			
漁港関連道整備事業	増殖施設整備事業	特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人																																			
	養殖施設整備事業	特に利益を受ける漁業協同組合又はその他の団体若しくは個人																																			
[関係条例]		平田市漁業関係事業分担金徴収条例 平田市漁業関係事業分担金徴収条例施行規則																																			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №2-2

協議項目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		協議細目		漁業関連施設整備受益者分担金
調整の方針		平成16年度は、現行のとおりとし、平成17年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により、徴収しない。				
現況						
多	伎	町	湖	陵	大	社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖		大		社
多		湖				

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №3-1

協議項目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		協議細目		漁業集落環境整備事業受益者分担金	
調整の方針		漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備については、新市において検討する。					
		現況					
出雲市	平田市	平田 市	斐川 町	佐田 町			
該当なし	平田市漁業集落環境整備事業分担金徴収条例に基づき徴収している。 漁業集落排水事業：事業費の5% 漁業集落排水事業以外：国・県の補助残の1／5以内 [平田市漁業集落環境整備事業分担金徴収条例] 1. 被徴収者 事業により利益を受ける者 2. 分担金賦課の基準 事業の施行によって受ける利益を勘案して市長が別に定める。	該当なし			該当なし		
[関係条例]		平田市漁業集落環境整備事業分担金徴収条例					

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №3-2

協 議 項 目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		協 議 細 目		漁業集落環境整備事業受益者分担金
調 整 の 方 針		漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備については、新市において検討する。				
現 況						
多	伎	町	湖	陵	大	社 町
漁業集落排水事業：分担金150,000円／戸 その他：該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	16年度以降の事業実施に向け、検討中
事業の整備内容によって、負担を課している自治体と負担を課さない自治体があること、また負担を課しているが考え方に相違がある。						
漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備については、新市において検討する。						

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №4-1

協議項目	各種事務事業（水産関係）の取扱い		協議細目		漁業関連施設使用料
調整の方針	漁港施設の使用料及び占用料については、島根県漁港管理条例を準用し合併時に統一する。				
	現況				
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	該当なし	
該当なし	平田市漁港管理条例により徴収 漁協の建物以外はすべて徴収している。	該当なし			
[関係条例]		平田市漁港管理条例			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №4-2

協 議 項 目	各種事務事業（水産関係）の取扱い		協 議 細 目		漁業関連施設使用料
調 整 の 方 針	漁港施設の使用料及び占有料については、島根県漁港管理条例を準用し合併時に統一する。				
	現 況				
多 岐	佐 町	湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
占有料を徴収。（条例で定められている。） ただし、漁業振興施設は免除している。 実際には徴収していないのが現状である。	各種沿構事業施設用地占有料徴収、ただし活魚配管施設は、水産振興と位置づけ無料。 荷捌所、漁具倉庫、水産倉庫は徴収している。 その他漁港施設一泊地、荷揚げ場、野積場、港内道路等の施設、用地占有または使用利用屋等なし一泊委託契約もしていない。	各種沿構事業施設用地占有料徴収、ただし活魚配管施設は、水産振興と位置づけ無料。 荷捌所、漁具倉庫、水産倉庫は徴収している。 その他漁港施設一泊地、荷揚げ場、野積場、港内道路等の施設、用地占有または使用利用屋等なし一泊委託契約もしていない。	占有料を徴収。ただし、漁協関係施設については漁業振興の観点から占有料は免除。 民間の看板は徴収しているが、それ以外は実際には徴収していない。	使用料・占有料の徴収が条例上あっても、条件により徴収していないケースがあるため統一する必要がある。 合併時に再編する。 使用料を徴収している自治体と徴収していない自治体があるため、新たに制度化し統一する。 島根県漁港管理条例を準用し合併時に統一する。 なお、運用については、新市において検討する。	
小田漁港管理条例	湖陵漁港管理条例	大社町漁港管理条例			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №4-3

協議項目	各種事務事業（水産関係）の取扱い	現況				協議細目	漁業関連施設使用料				
《漁港施設の占用料》											
区分	平市		多伎町		湖陵町		大社町				
	単位	占用料の額	単位	占用料の額	単位	占用料の額	単位	占用料の額			
荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、製氷冷蔵施設、事務所又はこれらに類する施設の敷地	地台漁港・唯浦漁港・塩津漁港・金浦漁港・猪目漁港・境川漁港		小田漁港		湖陵漁港		綿峠漁港・鷺浦漁港				
	1基	1年につき	2,630円	1基	1年につき	2,630円	1基	1年につき	2,710円		
	1基	1年につき	6,000円	1基	1年につき	4,680円	1基	1年につき	6,210円		
	1本	1年につき	870円	1本	1年につき	390円	第1種	1本	1年につき	770円	
柱類の建設	電柱	1本	1年につき	320円	1本	1年につき	250円	第2種	1本	1年につき	1,200円
		1本	1年につき	330円	1本	1年につき	210円	第3種	1本	1年につき	1,600円
	電話柱	1本	1年につき	2,150円	1本	1年につき	490円	第1種	1本	1年につき	690円
		1本	1年につき	62円	1本	1年につき	62円	第2種	1本	1年につき	1,100円
管類の埋設	外径20cm未満	1m	1年につき	120円	1m	1年につき	120円	第3種	1本	1年につき	1,500円
		1m	1年につき	310円	1m	1年につき	50円	外径20cm未満	1m	1年につき	62円
	外径40cm以上	1m	1年につき	620円	1m	1年につき	160円	外径20cm以上	1m	1年につき	120円
		1m	1年につき	30円	1m	1年につき	30円	外径40cm以上	1m	1年につき	310円
その他の工作物の設置 施設又は工作物の設置を伴わないもの	1m	1年につき	330円	1m	1年につき	50円	外径1m以上	1m	1年につき	620円	
	1m	1年につき	30円	1m	1年につき	50円	1m	1年につき	30円	—	
根拠条例	平市漁港管理条例 第13条（占用料）別表第2	小田漁港管理条例 第13条（占用料）別表第1	湖陵漁港管理条例 第16条（占用料）別表第1	大社町漁港管理条例 第16条（占用料）別表第1							

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №4-4

協 議 項 目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		現 況		協 議 細 目		漁業関連施設使用料	
漁港の区域内の水域及び公共空地の土砂採取料又は占用料 《土砂採取料》									
区 分	平田市		多伎町		湖陵町		大社町		
	地合漁港・唯浦漁港・塩津漁港 釜浦漁港・堀目漁港・境川漁港		小田漁港		湖陵漁港		綿峠漁港・鷺浦漁港		
	単 位	占用料の額	単 位	土砂採取料の額	単 位	土砂採取料の額	単 位	土砂採取料の額	
	—	—	1㎡につき	120円	1㎡につき	120円	1㎡につき	120円	
	—	—	1㎡につき	140円	1㎡につき	140円	1㎡につき	140円	
	—	—	1㎡につき	160円	1㎡につき	160円	1㎡につき	160円	
	—	—	1㎡につき	160円	1㎡につき	160円	1㎡につき	160円	
	—	—	1個につき	60円	1個につき	60円	1個につき	60円	
	—	—	1個につき	80円に、平均径が 40cmに10cm増 すごとに20円を加 えた額	1個につき	80円に、平均径が 40cmに10cm増 すごとに20円を加 えた額	1個につき	80円に、平均径が 40cmに10cm増 すごとに20円を加 えた額	
	平均径40cm以上の転石	—	1個につき	80円に、平均径が 40cmに10cm増 すごとに20円を加 えた額	1個につき	80円に、平均径が 40cmに10cm増 すごとに20円を加 えた額	1個につき	80円に、平均径が 40cmに10cm増 すごとに20円を加 えた額	
《占用料》									
占用区域	占用の形態	単 位	占用料の額	単 位	占用料の額	単 位	占用料の額	単 位	占用料の額
漁港区域内の水域	水産物増養殖施設の設置	10㎡ 1月につき	13円	10㎡ 1月につき	13円	10㎡ 1月につき	13円	10㎡ 1月につき	13円
	その他の工作物の設置	1㎡ 1年につき	61円	1㎡ 1年につき	61円	1㎡ 1年につき	61円	1㎡ 1年につき	61円
公共空地	柱類の建設	電柱	—	1本 1年につき	640円	1本 1年につき	640円	1本 1年につき	640円
		電話柱	—	1本 1年につき	260円	1本 1年につき	260円	1本 1年につき	260円
		街路灯	—	1本 1年につき	330円	1本 1年につき	330円	1本 1年につき	330円
	管類の布設	その他の柱類	—	1本 1年につき	480円	1本 1年につき	480円	1本 1年につき	480円
		外径0.4m未満の管類	—	1m 1年につき	110円	1m 1年につき	110円	1m 1年につき	110円
		外径0.4m以上の管類	—	1m 1年につき	260円	1m 1年につき	260円	1m 1年につき	260円
その他の工作物の設置	管類の布設	外径1m以上の管類	—	1m 1年につき	500円	1m 1年につき	500円	1m 1年につき	500円
		外径1m以上の管類	—	1m 1年につき	190円	1m 1年につき	90円	1m 1年につき	190円
工作物の設置を伴わない物	—	1㎡ 1月につき	13円	1㎡ 1月につき	13円	1㎡ 1月につき	13円	1㎡ 1月につき	13円
根拠条例	平田市漁港管理条例 第13条（占用料）別表第2	小田漁港管理条例 第14条（土砂採取料等）別表第2	湖陵漁港管理条例 第17条（土砂採取料等）別表第2	大社町漁港管理条例 第17条（土砂採取料等）別表第2					

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №4-5

協 議 項 目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		現 況		協 議 細 目		漁業関連施設使用料	
島根県漁港管理条例									
≪漁港施設の占用料≫									
占用の形態		島根県漁港管理条例		土砂の種類		島根県漁港管理条例			
		単 位	占用料の額	単 位	土砂採取料の額				
荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置	起重機の設置	1㎡ 1年につき	330円	土	1㎡につき	120円			
		1基 1年につき	2,710円	砂	1㎡につき	140円			
		1基 1年につき	6,210円	砂利	1㎡につき	160円			
	砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置	1本 1年につき	770円	玉石	1㎡につき	160円			
		第1種	1,200円	平均径30cm以上40cm未満の転石	1個につき	60円			
		第2種	1,600円						
	第3種	690円							
	柱類の建設	1本 1年につき	1,100円	平均径40cm以上の転石	1個につき	80円に、平均径が40cmに10cm増すごとに20円を加えた額			
		1本 1年につき	1,500円						
		その他の柱類	1本 1年につき		53円				
管類の布設	外径0.1m未満の管類	1m 1年につき	36円	公共空地	10㎡ 1月につき	13円			
	外径0.1m以上0.15m未満の管類	1m 1年につき	53円		1㎡ 1年につき	61円			
	外径0.15m以上0.2m未満の管類	1m 1年につき	71円		1本 1年につき	640円			
	外径0.2m以上0.4m未満の管類	1m 1年につき	140円		1本 1年につき	260円			
	外径0.4m以上1m未満の管類	1m 1年につき	360円		1本 1年につき	330円			
	外径1m以上の管類	1m 1年につき	710円		1本 1年につき	480円			
施設又は工作物の設置を伴わないもの	1㎡ 1月につき	30円		1m 1年につき	110円				
その他の工作物の設置	管類の布設	外径0.4m未満の管類	1m 1年につき	260円	その他の工作物の設置	1m 1年につき	500円		
		外径0.4m以上1m未満の管類	1m 1年につき	190円		1㎡ 1年につき	130円		
		外径1m以上の管類	1m 1年につき	130円		1㎡ 1月につき	13円		
		その他の工作物の設置	1㎡ 1月につき	13円					

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №5-1

協 議 項 目	各種事務事業(水産関係)の取扱い		協 議 細 目				遊漁事業
調 整 の 方 針	現行のとおり新市に引き継ぐ。						
現 況							
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	田 町	田 町	田 町	田 町
該当なし	マリンビジネスの推進 海面の多角的利用による漁業所得の向上化対策として 事業展開 平田市漁協ヘシイラフィッシング用いかだ製作及び事務 を委託 事業費150万円、漁協に委託	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
[関係条例]							

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №5-2

協議項目	各種事務事業（関係）の取扱い	協議細目			調整の具体的内容
		多岐	町	現況 湖陵町	
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぐ。				水産・観光・商工に関わりがあるため、合併後に広域的な面から構想を作成する必要がある。 現在平田市のみ事業を実施中であり、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
該当なし 要望があれば、その都度検討。	該当なし 要望があれば、その都度漁協等と協議対応	該当なし 現在、遊魚としては、漁業者による渡船がなく、町が関係する事業はない。	該当なし	該当なし	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №6-1

協議項目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		協議細目				漁業協同組合	
調整の方針				県内の漁協一本化計画が実現出来るように調整に努める。					
現況									
出雲市		平田市		斐川町		佐田町		該当なし	
[神戸川漁業協同組合] 所在 出雲市下古志町1655番地3 正組合員 1,285名 准組合員 20名 役員 理事 13名、監事 3名 職員 事務 2名 水揚げ量 100t（平成14年度）		平成10年に北浜漁協と佐香漁協が合併し、以来合併時に策定した漁協経営改善計画書に基づき、信用事業を譲渡し、また、固定化債権の解消に努めてきたが、長引く魚価の低迷と漁獲量の減少、漁業者の高齢化・減少から、主な収益である販売手数料が大きく落ち込み、平成14年6月新たな経営改善計画を策定した。 北浜市場の閉鎖と県漁運市場（松江市）への全面出荷による職員の削減（21名→13名）が主な内容である。ただ、こうした対策でも、今後一層厳しくなる漁業情勢への打開策とは考えられず、漁協経営上の収益増加対策が必要と考える。経営改善のための行政支援としては、県制度に基づく漁協経営再建支援事業費補助金（県1／2）を実施しているほか、本年度経営改善のための環境支援として分担金の額を減じるとともに、経営指導員設置補助を実施。 [平田市漁業協同組合] 正組合員 318名 准組合員 1,092名 水揚量 1,188,618kg 水揚高 927,051,681円		[斐川漁業組合] 宍道湖漁業協同組合の下部組織である 正組合員 223名 準組合員 147名					
[神西湖漁業協同組合] 所在 出雲市神西沖町915番地1 正組合員 148名 准組合員 6名 役員 理事 6名、監事 3名 職員 事務 1名 水揚げ量 345t（平成14年度）									
[関係条例]									

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №6-2

協議項目		各種事務事業（水産関係）の取扱い		協議細目		漁業協同組合
調整の方針		県内の漁協一本化計画が実現出来るように調整に努める。				
調整の具体的内容		出雲部における水産関係の動向は、県内一漁協化及び市場統合計画に伴い、すべてにおいて松江圏域に流れしていくと予想される。また合併に際し、人員削減、赤字解消の問題もある。これらが出雲部の漁業の衰退につながらないようにするために、地域の漁業の形態及びあり方を考える必要がある。県内一漁協化計画への対策として、現在平田市のみ対応を実施中である。 県内の漁協一本化計画が実現出来るように調整に努める。				

現況			大社町漁業協同組合	
多岐町	湖陵町	大社町	大社町漁業協同組合	大社町漁業協同組合
[多岐町漁業協同組合] ○本所 多岐町大字小田939番地1 ○信用・購買部 多岐町大字小田町上634-3 ○職員5名 参事（嘱託）、購買・信用、販売課長、信用 購買、販売、共済 ・正組合員50名、准組合員109名の計159名 ・理事5名、監事2名 ・田儀研究会14名 ・岐久研究会15名 ・カナギ組合57名 ・漁業青年会11名 ・漁協婦人部95名 ・水揚量 273,632kg ・水揚金額（税別）153,591,159円 ・ウニ加工販売 3,954本（80g/本） 7,485,345円	[湖陵町漁業協同組合] ○所在：湖陵町大字差海1916-13 ○職員：1名（事務） ・正組合員31名（内定置1-5名）、准組合員89名 ・理事5名、監事2名 ・水揚量 130,353kg ・水揚金額 65,882,401円 いきいき漁村づくり事業等で、各漁協にパソコン関連設備整備をする必要がある-漁協合併時	[大社町漁業協同組合] ○本所 大社町大字杵築北3533 ・字竜支所 大社町大字宇竜65-1 ・日御崎支所 大社町大字日御崎451 ・鷺支所 大社町大字鷺浦 ○職員数33名（内、定置業組員15名、嘱託6名） ・正組合員216名、准組合員423名 合計639名 ・理事11名、監事2名 ・合同大船頭会 25名 ・一本釣協議会 83名 ・水産研究協議会 69名 ・婦人部 176名 ・青年部 30名 ・水揚量 940,030kg ・水揚金額 406,595千円		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №7-1

協 議 項 目	各種事務事業（水産関係）の取扱い		協 議 細 目		各種団体補助
調 整 の 方 針	現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目途に調整する。				
現 況					
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町		
[内水面団体補助] 該当なし	[内水面団体補助] 平田宍道湖漁業組合放流補助金 平田宍道湖漁業組合が実施する淡水魚等放流事業に 対し、補助金を支出。 補助金額 120万円	[内水面団体補助] 斐川漁業組合育成補助金 斐川漁業組合の活動「水産資源の生態調査、各種研修 会等」に対し斐川漁業の振興を図る目的で補助を行って いる。 補助金額 90千円	[内水面団体補助] 該当なし		
[その他団体補助] 該当なし	[その他団体補助] 平田市アカマダイ研究会 平成13年度よりアカマダイ栽培漁業試験開発事 業の実施に合わせて組織化。補助金等の支出は無 いが、事業等により側面的に支援。 平田市水産研究会 年額5万円を運営補助として支出。	[その他団体補助] 該当なし	[その他団体補助] 該当なし		
[関係条例]					

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 №7-2

協議項目		各種事務事業（水産関係）の取扱い			協議細目		各種団体補助
調整の方針							
現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目的に調整する。							
多岐		現況		町		調整の具体的内容	
[内水面団体補助] 該当なし		[内水面団体補助] 該当なし		[内水面団体補助] 該当なし		自治体によって補助の方法が異なるため、調整を行う必要がある。	
[その他団体補助] 「資源維持・回復（種苗放流等栽培漁業）」と同じ。 その他要望があれば、その都度検討。		[その他団体補助] 該当なし		[その他団体補助] 大社町水産研究協議会 ◎概要 宇重・御所・中山の3つ地区の水産研究会による協議会。それぞれの研究会で種苗放流等独自の活動を行っている。 ◎活動内容 種苗放流・魚礁調査・品質向上・ブランド化・水産教室等 ◎補助金額 700千円		現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目的に調整する。	
						大社町水産研究協議会補助金交付要綱	

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 №1-1

協議項目	各種事務事業（建設関係その3）の取扱い	協議細目	急傾斜地崩壊対策事業分担金
調整の方針	急傾斜地崩壊対策事業の新市の受益者分担金については、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。 受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の2分の1とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
[分担金の額] 各年度ごとに当該事業に要する経費のうち、工事費に対して市が負担する額の2分の1とする。 [被徴収者] 当該事業より利益を受ける者から徴収する。 [分担金の徴収方法] 市税条例の例による。 [徴収猶予及び減免] 特になし。	[分担金の額] 各年度ごとに当該事業に要する経費のうち、市が負担する額の2分の1とする。 [被徴収者] 当該事業より利益を受ける者から徴収する。 [分担金の徴収方法] 市税徴収の例による。 [徴収猶予及び減免] 受益者に災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、分担金の徴収を一時猶予し、又はその額の全部若しくは一部を減免することができる。	事例なし。（分担金徴収条例なし）	[分担金の額] 国庫補助事業：事業費に対する5%以内。 県単独事業：事業費に対する16.6%以内。 [被徴収者] 当該事業より利益を受ける者とする。 [分担金の徴収方法] 町税の徴収の例による。 [徴収猶予及び減免] 特になし。
[関係条例] 出雲市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例	平田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例		佐田町分担金及び賦課金の額に関する規則

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 №1-2

協議項目		各種事務事業（建設関係その3）の取扱い		協議細目		急傾斜地崩壊対策事業分担金
調整の方針		急傾斜地崩壊対策事業の新市の受益者分担金については、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。 受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の2分の1とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。				
多 岐		現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
	伎 町	湖 陵 町	大 社 町			
[分担金の額] 事業費の100分の2。 (但し、調査設計費は除く事業費) [被徴収者] 当該事業より利益を受ける個人又は団体から徴収する。 [分担金の徴収方法] 町税徴収の例による。 [徴収猶予及び減免] 特別の事情があると認めるときは、減免することができ。		[分担金の額] 事業費の100分の5以内。 [被徴収者] 事業により利益を受ける個人又は団体から徴収する。 [分担金の徴収方法] 町税徴収の例による。 [徴収猶予及び減免] 特別の事情があると認めるときは、減免することができ。		[分担金の額] 町負担額の2分の1。 [被徴収者] 事業により利益を受ける者から徴収する。 [分担金の徴収方法] 町税徴収の例による。 [徴収猶予及び減免] 受益者に災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、分担金の徴収を猶予し、又はその額の全部若しくは一部を減免することができる。	急傾斜地崩壊対策事業の新市の受益者分担金については、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。 受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の2分の1とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。	
[関係条例] 多伎町災害復旧事業及び災害防止事業分担金徴収条例		湖陵町災害復旧事業及び災害防止事業分担金徴収条例		大社町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 №2-1

協議項目		各種事務事業（建設関係その3）の取扱い		協議細目		土木委員制度	
調整の方針		土木委員の制度については、新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は3年を1期とし、再任を妨げない。また、地区委員会・評議員制度を採用する。定数については、制度化されている2市1町は現定数を尊重することとし、未制度化の4町は既に制度化されている市町の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時までに調整する。報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時までに調整する。					
出雲市		平田市		斐川町		佐田町	
・「出雲市土木委員設置規則」に基づき市長が委嘱（市の建設及び農林行政の円滑なる推進を図るため各地区ごとに選任） ・土木委員数 総数250人（各地区毎に土木委員長、副委員長を選任） ・任期 2年間 ・土木委員組織として「出雲市土木委員会」を設置（「出雲市土木委員会会則」）事務局：道路河川課 ・土木委員及び土木委員会の業務 ①道路河川の愛護思想の普及 ②道路の維持管理、河川の浚渫等作業への協力 ③道路河川の用地取得への協力 ④災害調査報告及び災害箇所の応急処置への協力 ⑤その他建設及び農林行政推進への協力 ※参考 ・出雲市土木委員会負担金 年間860万円（委員報酬・手当て等経費） ・県管理河川浄化作業委託 年間約1800万円 ・市河川浄化作業委託 年間約 240万円		・定数 非常勤特別職として55名委嘱 ・任期 3年（H15年度から3年） ・年額報酬 8万円 ・用務 公共事業に係る行政と地元の調整窓口（地元要望取りまとめを含む） ・全体組織として「平田市土木委員連絡協議会」あり 会長、副会長（2名）、事務局、建設課 実質的には親睦組織であり、緊急地域雇用創出特別交付金事業の受皿として受託先となっているが、実態としては、市から事業の委託はしていない ・予算措置は、連絡協議会の研修会及び総会の経費として、視察及び懇親会費用（一部）である ・任期3年の内、視察研修を下記のように実施している 1年目 市内、2年目 県外（1泊）、3年目 県内		・定数 71名非常勤 ・任期 3年 （斐川町土木委員設置規則） ・年額報酬33,100円 （特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例） ・用務 地元調整の窓口		・現在設置していない 現在は各自治会長が同様業務を代行している。報酬は他の業務を併せて自治会長手当を支給 自治会組織 54組織 コミュニティブロック組織（振興協議会） 13組織 ・今後土木委員の設置を含め検討中	
[関係条例] 出雲市土木委員設置規則		平田市土木委員設置規則		斐川町土木委員設置規則			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 №2-2

協議項目	各種事務事業（建設関係その3）の取扱い	協議細目	土木委員制度
調整の方針	土木委員の制度については、新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は3年を1期とし、再任を妨げない。また、地区委員会・評議員制度を採用する。定数については、制度化されている2市1町は現定数を尊重することとし、未制度化の4町は既に制度化されている市町の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時までに調整する。報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時までに調整する。		
現況			
多岐	伎町	湖陵町	調整の具体的内容
・土木委員制度無し。 - 各自治会の自治会長が修繕要望等取りまとめをおこなっている - その他個人からの修繕要望等が多数ある - 自治会29地区 - 自治会長手当で支給 - 自治会組織（総務課が担当）	・現在設置していない - 各地区区長が取りまとめをおこなっている。（各地区区内に土木担当委員（地区で選定）がいる地区あり） - 報酬は他の業務を併せて自治会長手当を支給（10地区）	・定数 - 土木委員 16 人（選出地区） - 水利委員 12 人（荒木地区一部土木委員制度有） ・任期 2 年 ・報酬 - いづれも、地区選定委員、委員報酬 7800 円／年 ・用務 - 地区内の改良箇所等を把握し、町などとの調整を図る - 水利委員は用水路、揚水機等の調整管理	土木委員の制度については、新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は3年を1期とし、再任を妨げない。また、地区委員会・評議員制度を採用する。 定数については、制度化されている2市1町は現定数を尊重することとし、未制度化の4町は既に制度化されている市町の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時までに調整する。 また、出雲市は、草刈・河川清掃等を委託料及び負担金として土木委員会に支出しているが、平田市・斐川町は、草刈・河川清掃等は土木委員会への委託は行っていないため、調整が必要である。 報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時までに調整する。
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 建設分科会 №2-3

各種事務事業（建設関係その3）の取扱い		協 議 細 目		土木委員制度
土木委員の制度については、新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は3年を1期とし、再任を妨げない。また、地区委員会・評議員制度を採用する。定数については、制度化されている2市1町は現定数を尊重することとし、未制度化の4町は既に制度化されている市町の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時までに調整する。報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時までに調整する。				
現 況				
◎土木委員制度比較表				
1. 土木委員制度（地方自治法第174条…普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。）				
2. 出雲市、平田市、斐川町には土木委員制度あり。佐田町、多伎町、湖陵町、大杜町は区長及び自治会長。				
3. 土木委員設置規則				
	出雲市	平田市	斐川町	
目 的	(1) 道路河川の愛護思想の普及徹底に関すること (2) 道路河川の維持に協力すること (3) 道路河川の用地取得又は処分事務に協力すること (4) 河川の浚渫及び伐開作業に関すること (5) 災害調査報告及び災害箇所の応急処置に協力すること (6) その他建設及び農林行政推進のために必要なこと	(1) 公共施設（農林、建設、水道関係）の維持管理事務の補助 (2) 公共施設の災害調査事務の補助 (3) 公共施設用地の取得又は処分事務の補助 (4) 公共施設の新設、改良又は復旧事務の補助 (5) その他市長が必要と認める公共施設関係事務の補助	(1) 町費支弁に属する土木事業の調査及び特に技術を必要としない軽微な工事の施行に当たらせる	
定 数	16地区から250名	11校区（旧村単位）から55名	24地区から71名	
任 期	2年	3年	3年	
報 酬	地区土木委員長75,000円 土木委員22,000円	80,000円／年	33,100円／年	
その他	設置規則の他に土木委員会則がある 地区委員会（委員長、副委員長、評議員制度、全体の役員会（会長、副会長、監事、顧問、年2回の定期会議 草刈、河川清掃の費用及び報酬を含めて約1,500万円／年の委託費が市から支払われている。	平田市土木委員連絡協議会（会長、副会長） 毎年視察研修、総会 報酬は個人支払い	旧6ヶ村ごとに代表土木委員を選出している。 任期内に1回の視察研修（1泊2日）が実施されている。 報酬は個人支払い。	